

四四 禮服を着用した唐代男子

敦煌發見觀世音菩薩圖から

(大英博物館蔵)

現代に禮服・通常禮服・通常服等の規定がある如く、大寶令

に唐制に倣つて禮服・朝服・制服が定められた。その後養老の

修正を經たものが『令義解』所收の衣服令である。これによれ

ば、禮服は玉を飾つた冠、階級の示す色の衣、象牙の笏、白

い袴、絲を組んで作つた條帶、階級の示す色の帽、錦の襪、

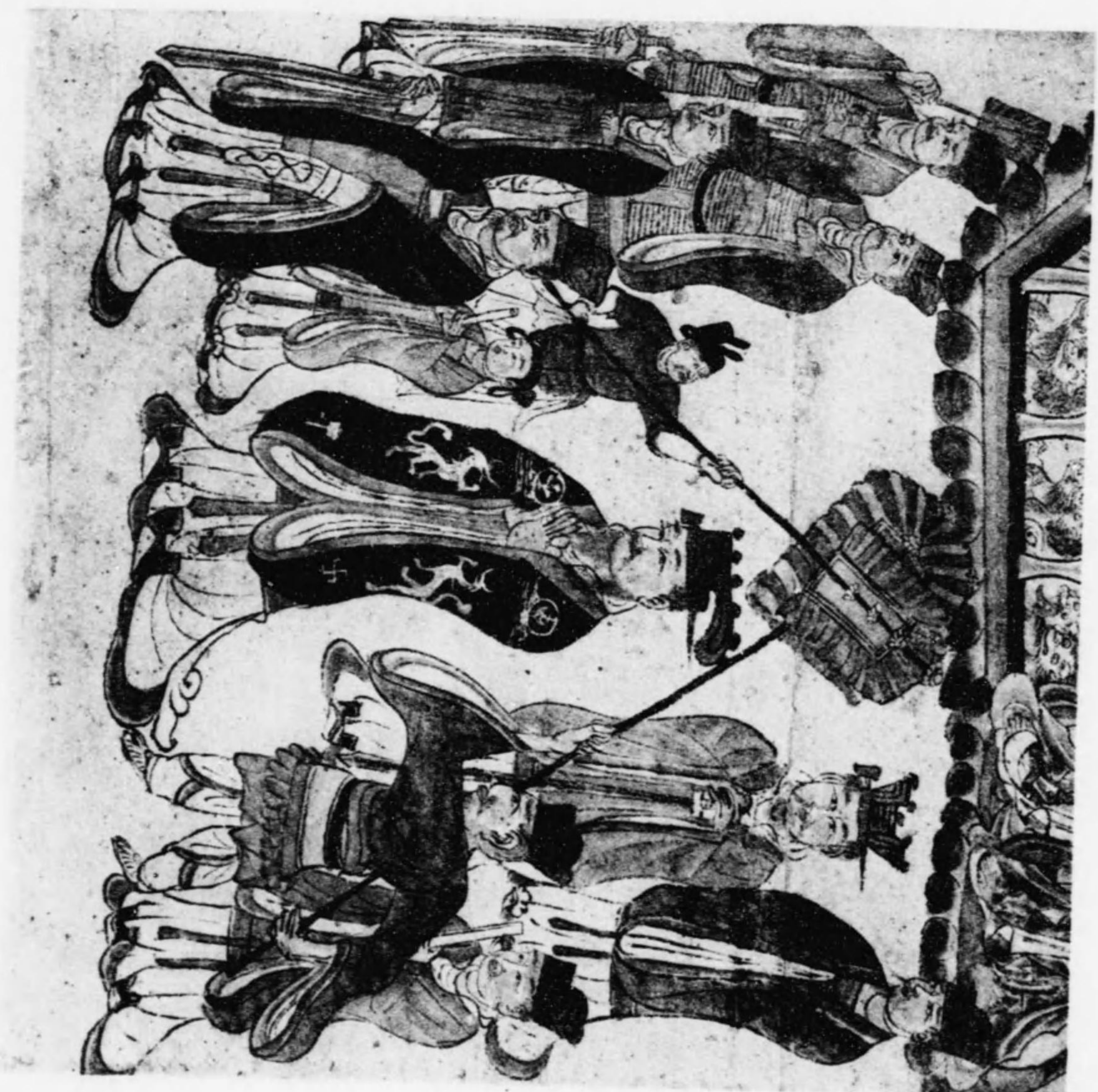
烏皮屨に組絲の綬と玉佩といふ裝具を添へるのである。

この禮服を徵すべき我が根本史料は遺憾ながら無い。ここに

掲げた圖は唐代のそれを髣髴すべきものに過ぎないけれど

も、我が國も大體かうであつたことを憶ふに足るから參考

と載せたのである。



四五 幞頭して衣袴を著用した唐

代男子

周長安三年及び唐

天寶九載石刻畫象

(家藏拓本から)

長安は唐の則天武后の年號、その三年は我が文武天皇大寶

三年で、天寶九載は我が孝謙天皇天平勝寶二年である。兩者

共に前掲漆紗冠と同系の被物をかぶり、衣と袴とを著用し、

右は柄香爐を持ち、左は笏を執つてゐる。

我が奈良朝時代の範となつた此等の被物は支那六朝時代北

朝の後周の武帝から創まつたもので、一枚の黒い巾で頭を幞

み、それに付いた四脚で頭上と後頭部とで結束したのである

から、之を幞頭といふ。漆紗冠は即ちその材料が紗であつたの

である。而して唐の開元に至り羅を以て紗に代へた。我が衣

服令の「皂羅頭巾」は即ちその輸入に外ならぬ。





四六 幞頭して衣を着た男子

正倉院文書に於ける戲畫

(東瀛珠光から)

天平十七年寫經反古餘白にこんな戲畫がある。そしてこの通り「大大論」と書してある。蓋し當時の寫經生が肩を怒らし目を見張つて、他と激論してゐる同僚などを寫生したのであらう。彼れの被物は即ち幞頭で、二脚を頭上巾子の前で結んだ狀が如實に描かれてゐる。その袖の短い盤領の衣、及びその表に締めた帶、これ皆彼等當時の實際に相違ない。



四七 朝服を徴すべき唐代男子

支那發掘明器土偶

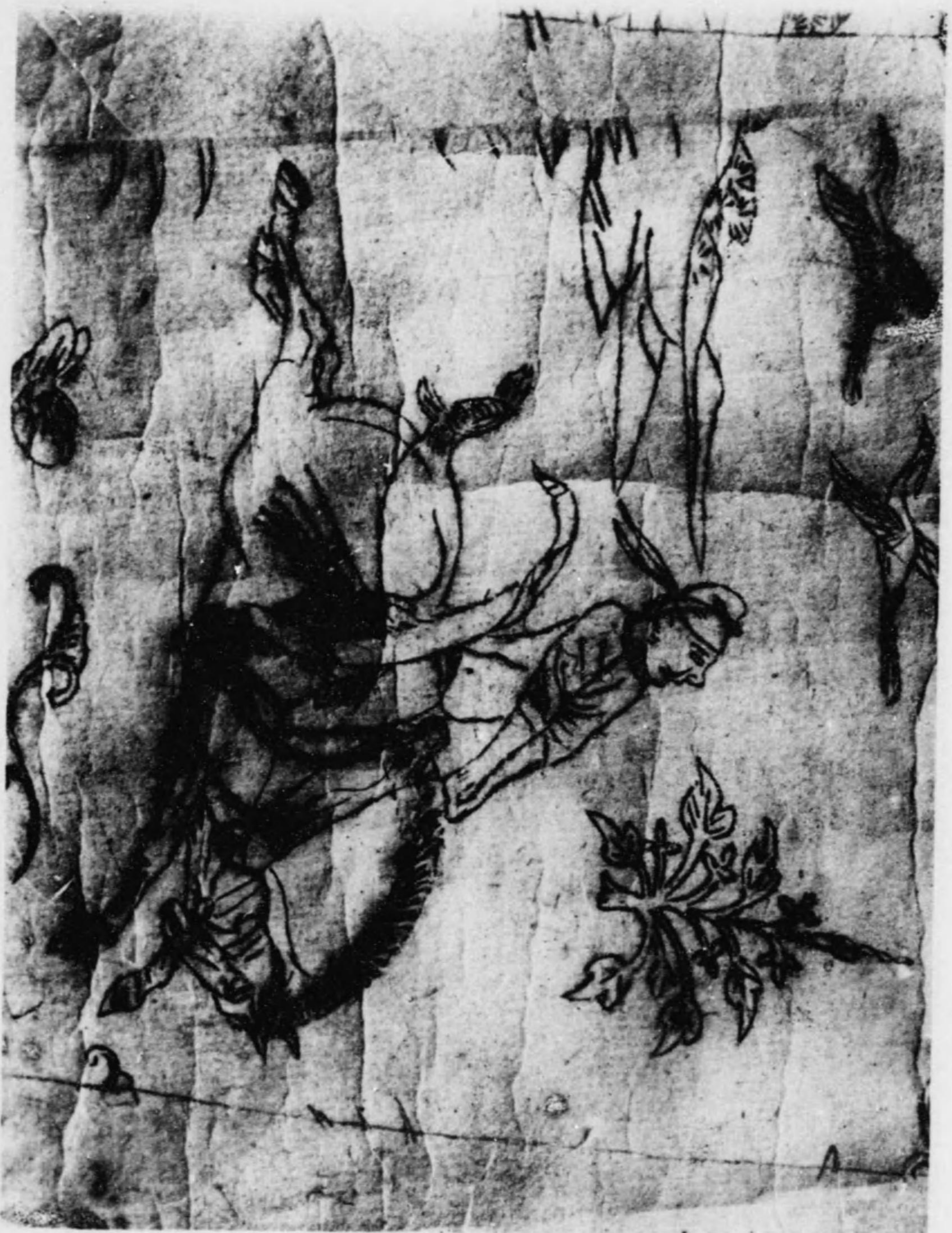
(東京帝室博物館藏)

潤大なフロックコート^{フロックコート}を立襟にして、その表に革バンドを締めたやうな扮装は、實に唐代の公服であつた。我が當時の朝服は畢竟この模倣に過ぎない。幘頭の前面は前掲戲畫ほど目立たないが矢張巾子^{コジ}の前で結んでゐる。後頭部で結んだ二脚の結び餘りの垂れてゐるのが後世の冠の纓になるのである。この圖の如く衣の袖の長いのは我が國では高級者の著用するところであつた。

四八 唐代服装騎馬男子

正倉院御物銀壺所刻畫象から

騎獵圖の一部分で、輕装疾驅の状が、幟頭後脚の靡きにも著しく見える。この銀壺には稱徳朝の「天平神護三年二月四日」の刻銘があるから、或は我が國で作成されたものであらうが、圖様は彼の土の光景を寫したのであらう。しかし、この人物の被物・衣・袴及び帯の様式は彼我共通であるから、その意味でこゝに掲げたのである。





四九 冠下の結髪を露した男子

熾煌發見熾盛光佛

竝五星圖から

(原本大英博物館蔵)

唐制模倣時代は室の内外を問はず被物をかぶるのが常であるから、冠下の結髪型式を徴すべき資料は至つて乏しい。が幸にしてこんなものがある。この圖には唐の乾寧四年(我が寛平九年)の紀年がある。割合に後の繪ではあるけれども、六朝末以來の結髪は大體こんな風であつたに相違ない。かうした結髪を黒絹で幪むことによつて我が冠の母型が産れたのである。我が唐制模倣時代の冠下の結髪はこれから類推し得るであらう。



四九 冠下の結髪を露した男子

焮煌發見熾盛光佛

竝五星圖から

(原本大英博物館蔵)

唐制模倣時代は室の内外を問はず被物をかぶるのが常であるから、冠下の結髪型式を徴すべき資料は至つて乏しい。が幸にしてこんなものがある。この圖には唐の乾寧四年(我が寛平九年)の紀年がある。割合に後の繪ではあるけれども、六朝末以來の結髪は大體こんな風であつたに相違ない。かうした結髪を黒絹で幪むことによつて我が冠の母型が産れたのである。我が唐制模倣時代の冠下の結髪はこれから類推し得るであらう。

五〇 古式の綾を付けた冠をかぶつた男子

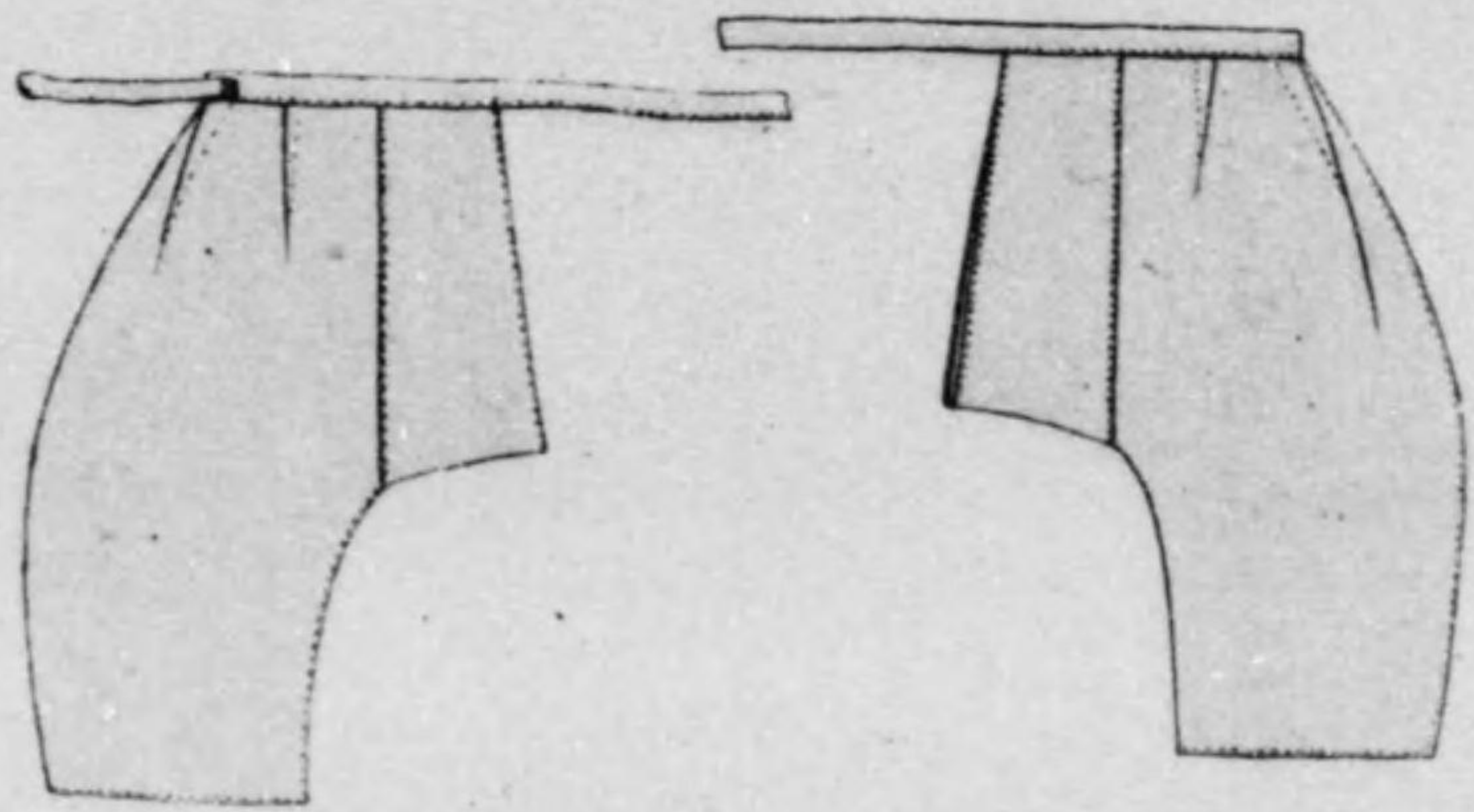
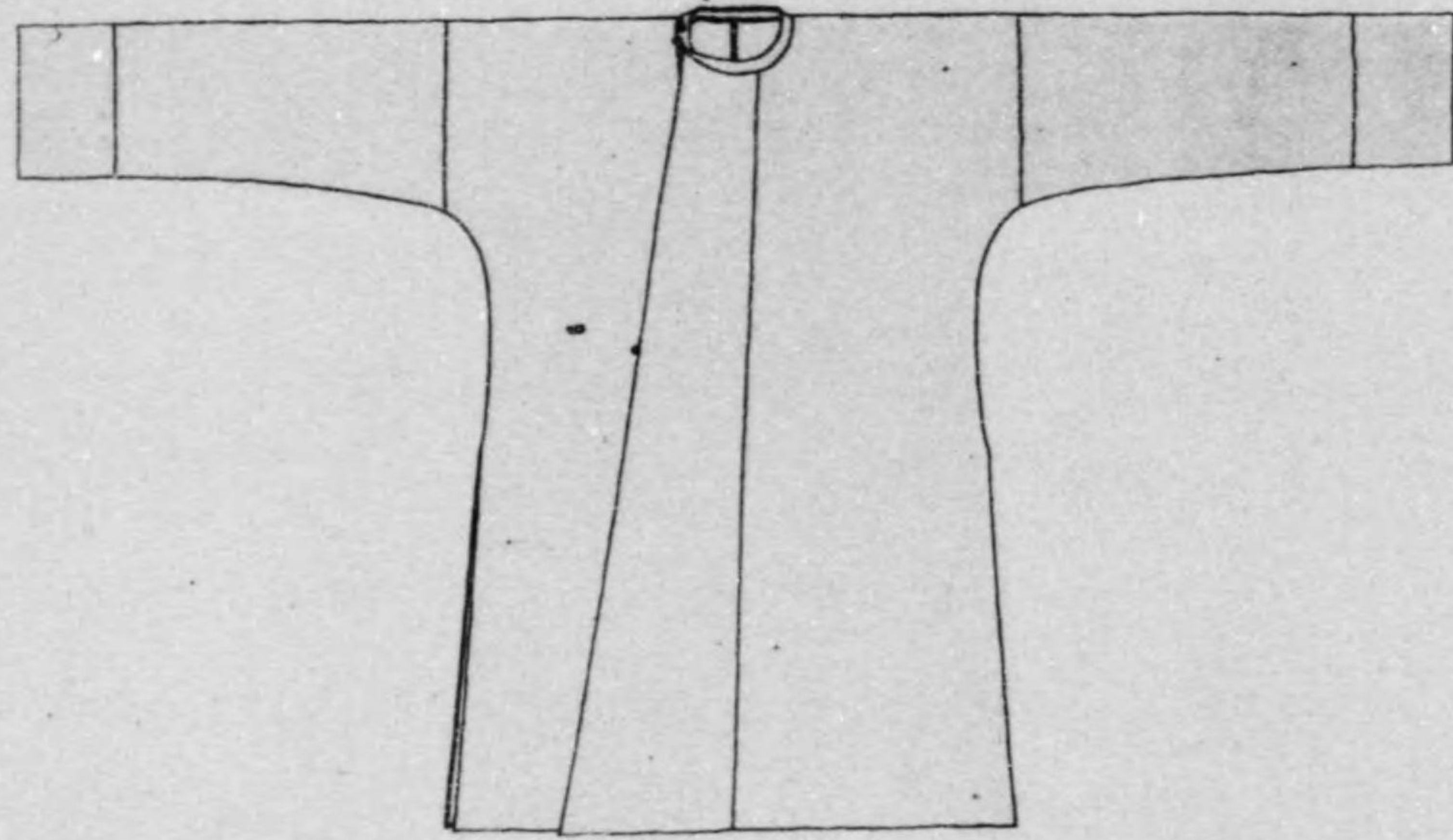
伊豆國賀茂郡松崎町伊那下

神社藏鏡面所刻拓本

この時代の武官の冠に皂綾シロキオイカケが付く規定が『衣服令』にある。後世の綾は馬車馬の兩眼を挟むものゝやうな特殊なる裝飾であるが、この時代には未ださほど形式化してゐなかつた。綾はもと冠の左右に付いた紐のことであつたが、それがやがて互に頷下を通して冠の反對の側に繋ぎ留めた餘りの部分に對する稱呼となつたのである。こゝに掲げた鏡は次ぎの藤原時代のものであるけれども、鏡面の神像はその時代よりも古い服制を狙つたと見えて、冠の巾子の下部左右に繪卷物などには見るここの出來ない總の如きものが畫かれてある。これが即ち綾の原始型である。衣服令の定むる所は蓋し斯くの如きものであつたらう。







五一 正倉院御物衣及袴圖

(東京帝室博物館蔵)

上圖は盤領^{イタリ}で、端袖^{ハタテ}のある割合に長い窄袖短衣(但しこれは左右の腋があげてある。次ぎの時代の闕腋袍はこの延長)下圖は紐下に襷のある、しかし後世の如く脇に明きのない切袴(圖は左半分の正背兩面を示し、右半分は省略してある)此れがこの時代に於ける男子公服の一般型式である。

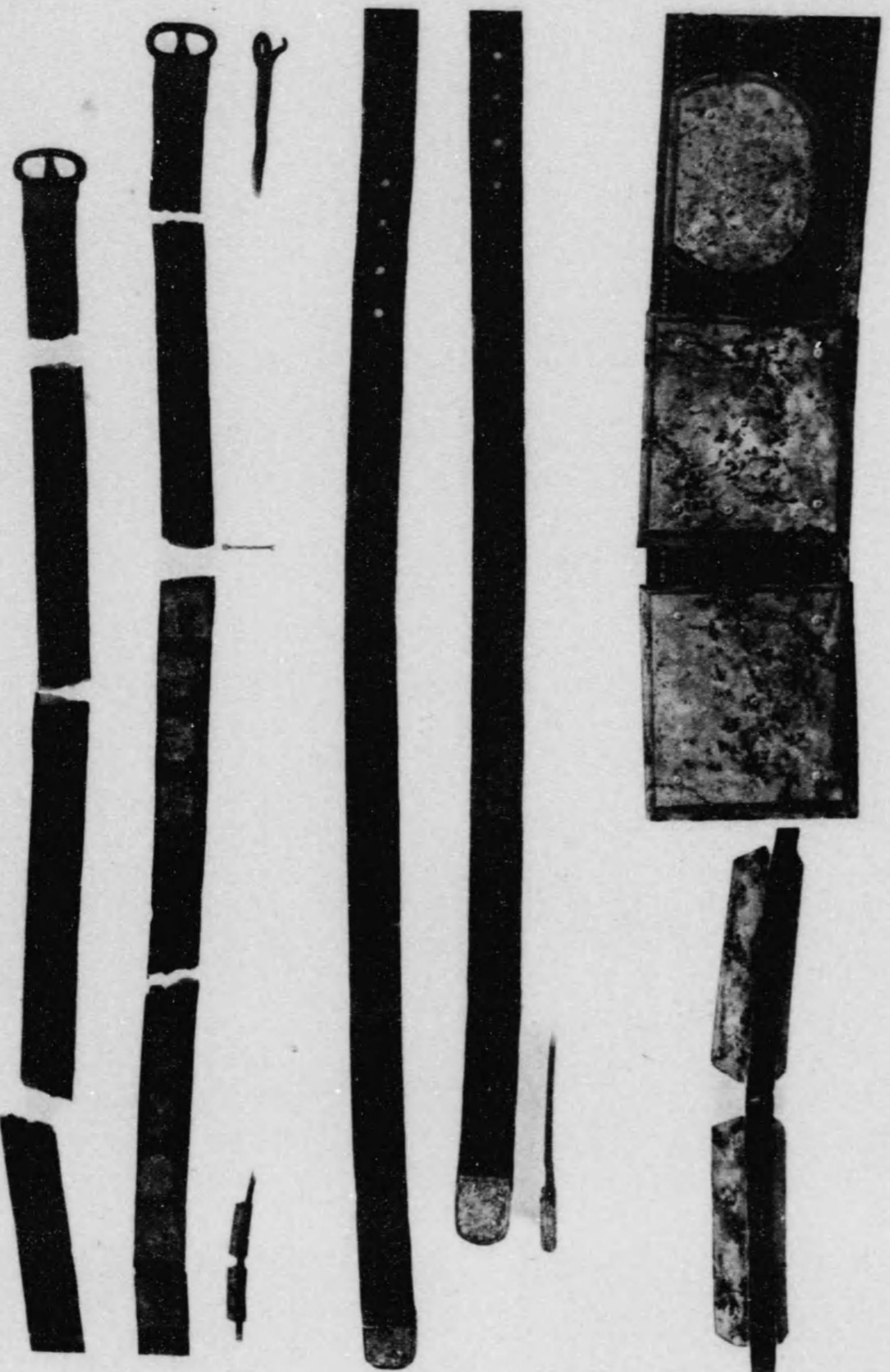
衣の腋があいてゐるのは進退の足掻きに便するためで、主として武官系に用ひられた。之に對して文官用は裾に一條の横巾^{ヨコギ}を當てた。「有襦衣」が即ちそれで、襦^{ラシ}はその横巾なのである。

五二 正倉院御物鑄帶

(東京帝室博物館藏模寫から)

この時代の公服には革帶を用ひた。これが次の時代以後の石帶となるもので、後の石帶とは異つて今の洋服のバンドの如く一條で一端に付いてゐる銚具チヤウキ之に對する孔の竝列ナラビによつて伸縮の出来るやうになつてゐたのである。而して帶の面には金屬その他の方形や圓形に近い形の飾りが著いてゐる、之を鑄チヤウといふ。故にこの種の帶を鑄帶チヤウタイとも稱した。上圖の鑄は美しい青玉で、下圖のは銅である。

かうした装具がどうして帶の面についたかといふと、此等是最初腰に種々のものを繫垂する鑲ガキの座金であつたが、時の推移に伴れてその用を失ひ、この時代には全然帶の裝飾となつて了つたのである。

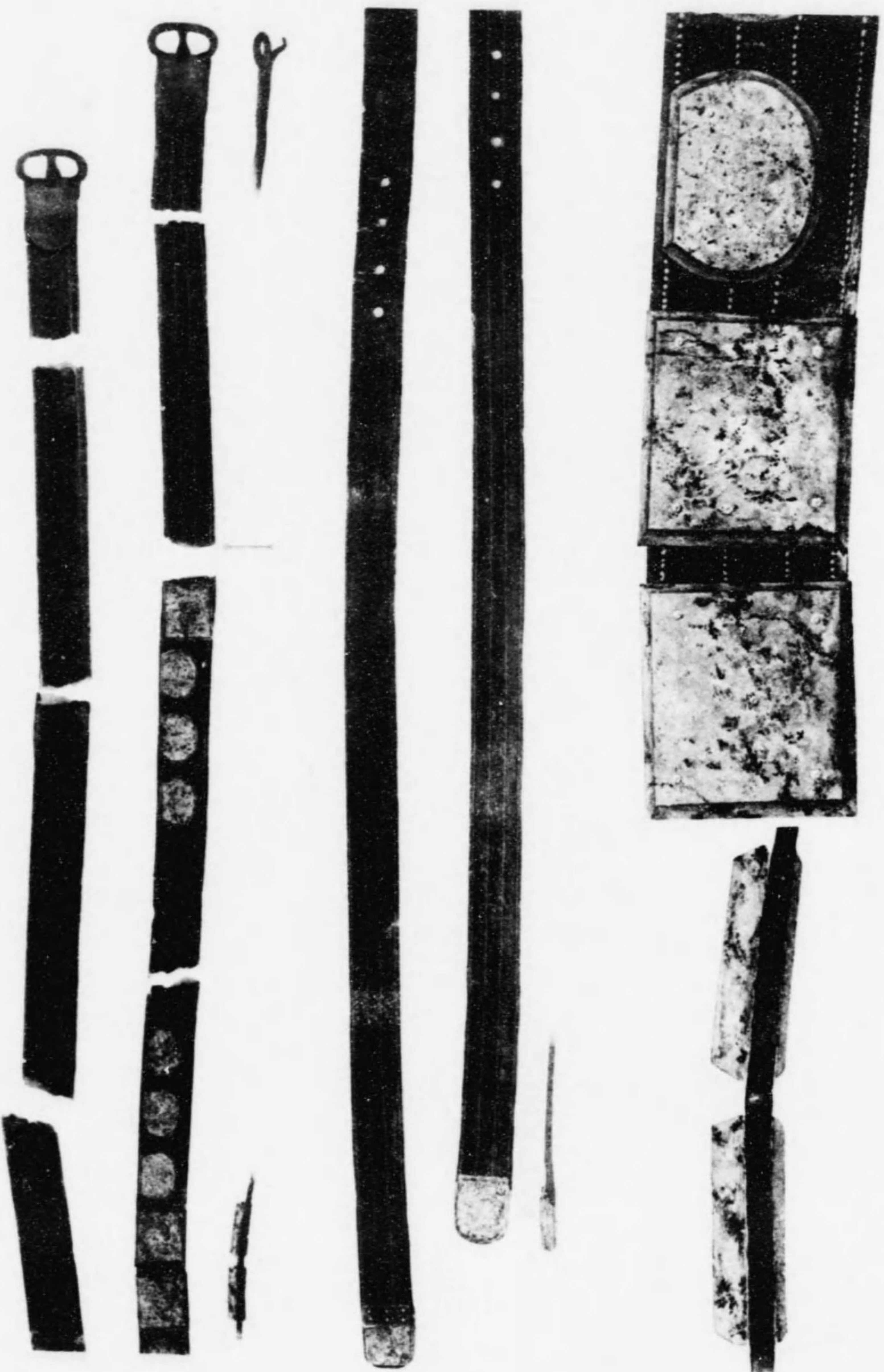


五二 正倉院御物鑄帶

(東京帝室博物館藏模寫から)

この時代の公服には革帶を用ひた。これが次の時代以後の石帯となるもので、後の石帯とは異つて今の洋服のバンドの如く一條で一端に付いてゐる鉸具ヒンジ之に對する孔の竝列並列によつて伸縮の出来るやうになつてゐたのである。而して帶の面には金屬その他の方形や圓形に近い形の飾りが著いてゐる、之を鑄ヒンジといふ。故にこの種の帶を鑄帶ヒンジとも稱した。上圖の鑄は美しい青玉で、下圖のは銅である。

かうした裝具がどうして帶の面についたかといふと、此等是最初腰に種々のものを繋垂する鑲ヒンジの座ヒンジ金であつたが、時の推移に伴れてその用を失ひ、この時代には全然帶の裝飾となつて了つたのである。

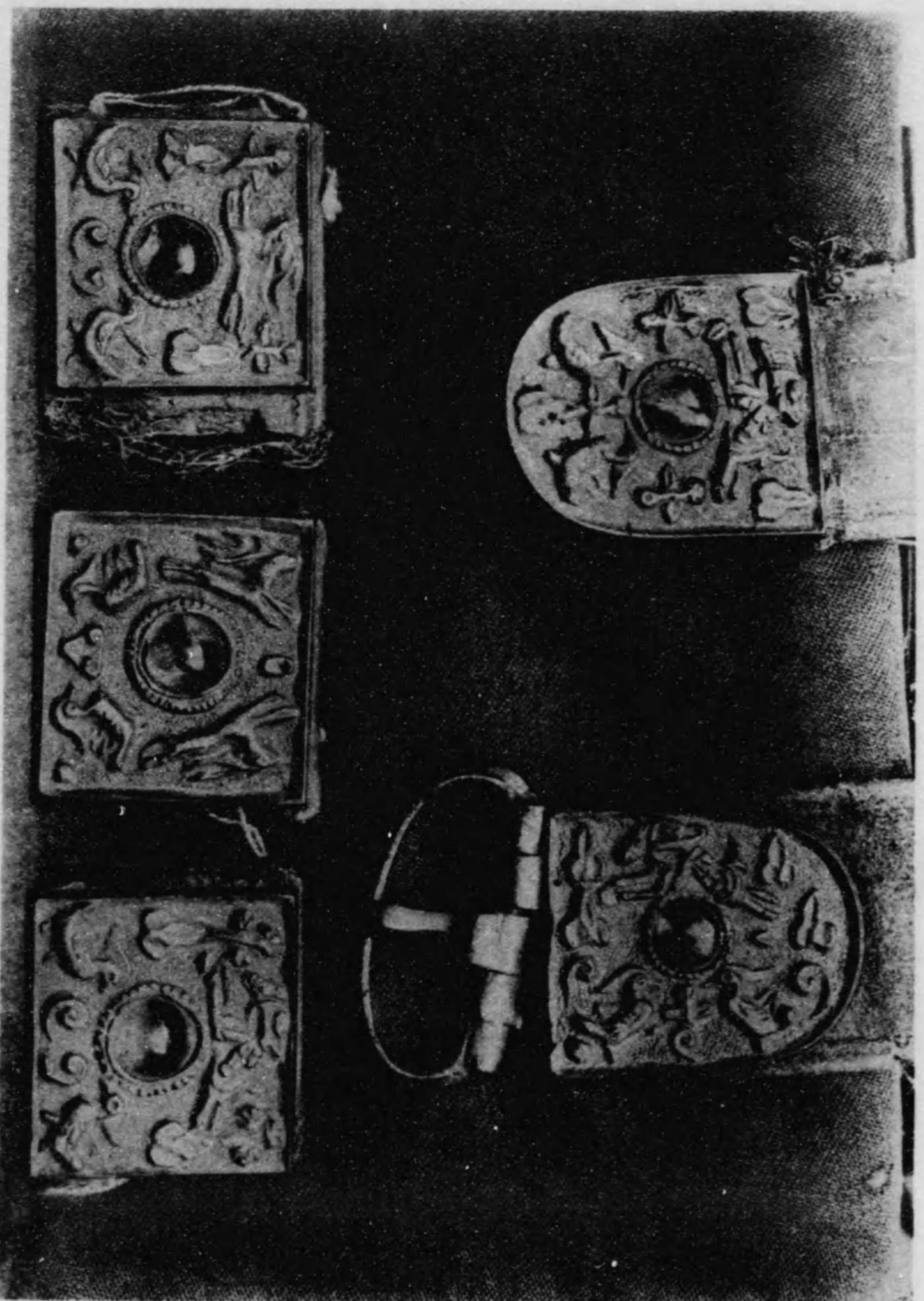


五三 河内國南河内郡土師神社藏

鐙帶具

社傳に管公所用といふ。こゝにはその金具のみを示した。

上の向つて右は鉞具、その左は鉞尾、而して下はその間に並列する鐙の各種である。鉞具は今ノビヅヨ、鉞尾は支那の稱呼で、鉞具の反對の端につく金具である。此等は金銅製で、中央に玉を嵌し、その周圍に騎馬人物・禽獸・草花等を薄肉に押出してあり、その手法から見ても唐朝傳來品たることを想はしめる。管公所用の社傳はまさにその實年代に於て肯定される。斯くの如きは正倉院御物にも類例のない貴重品である。唐の制度によれば金玉帶は三品の料であり。我が衣服令によれば金銀裝腰帶は五位以上に規定されてある。この帶の高級者の所用であつたこと以て知るべきである。



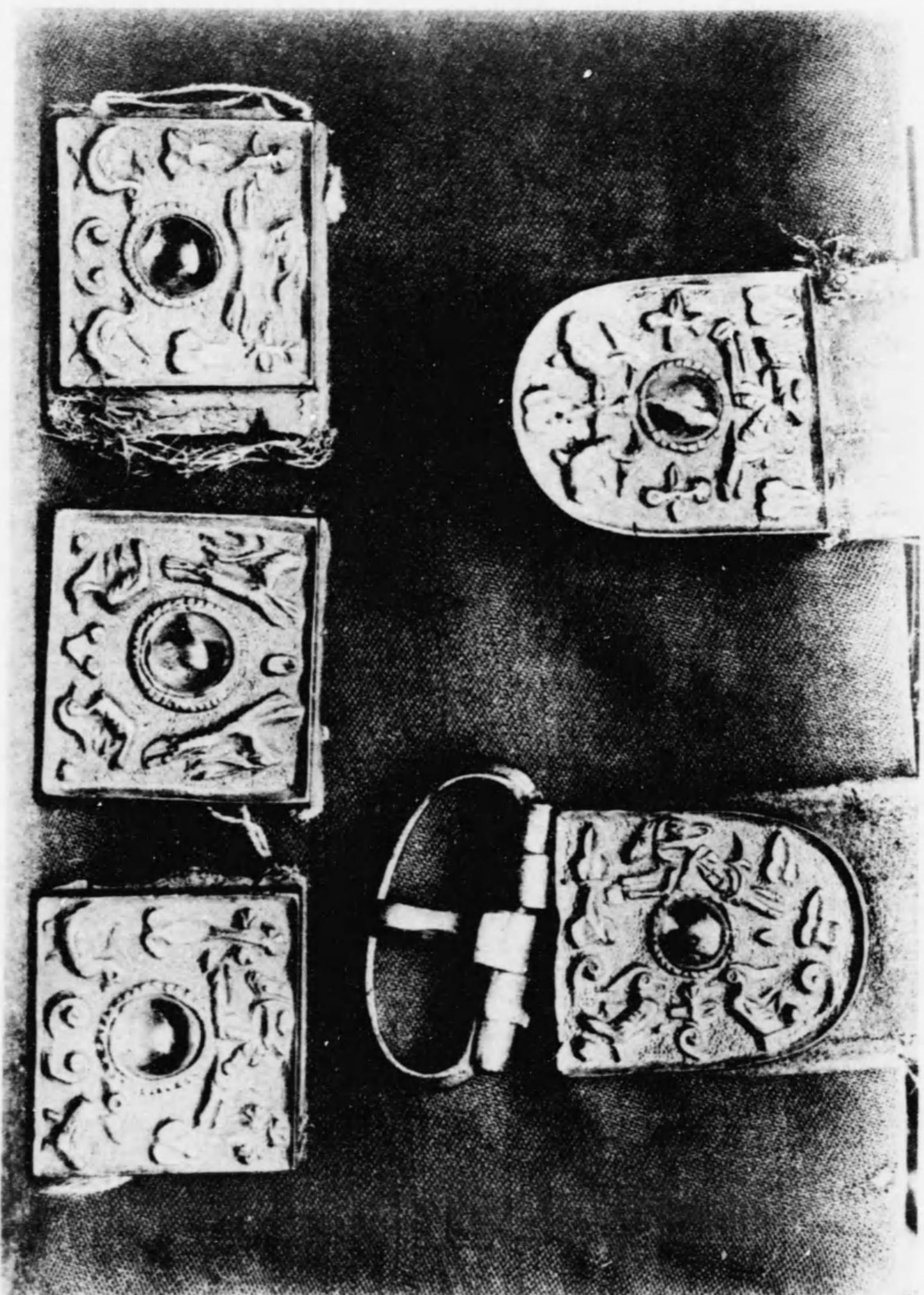
五三 河内國南河内郡土師神社藏

鍔帶具

(國)

寶

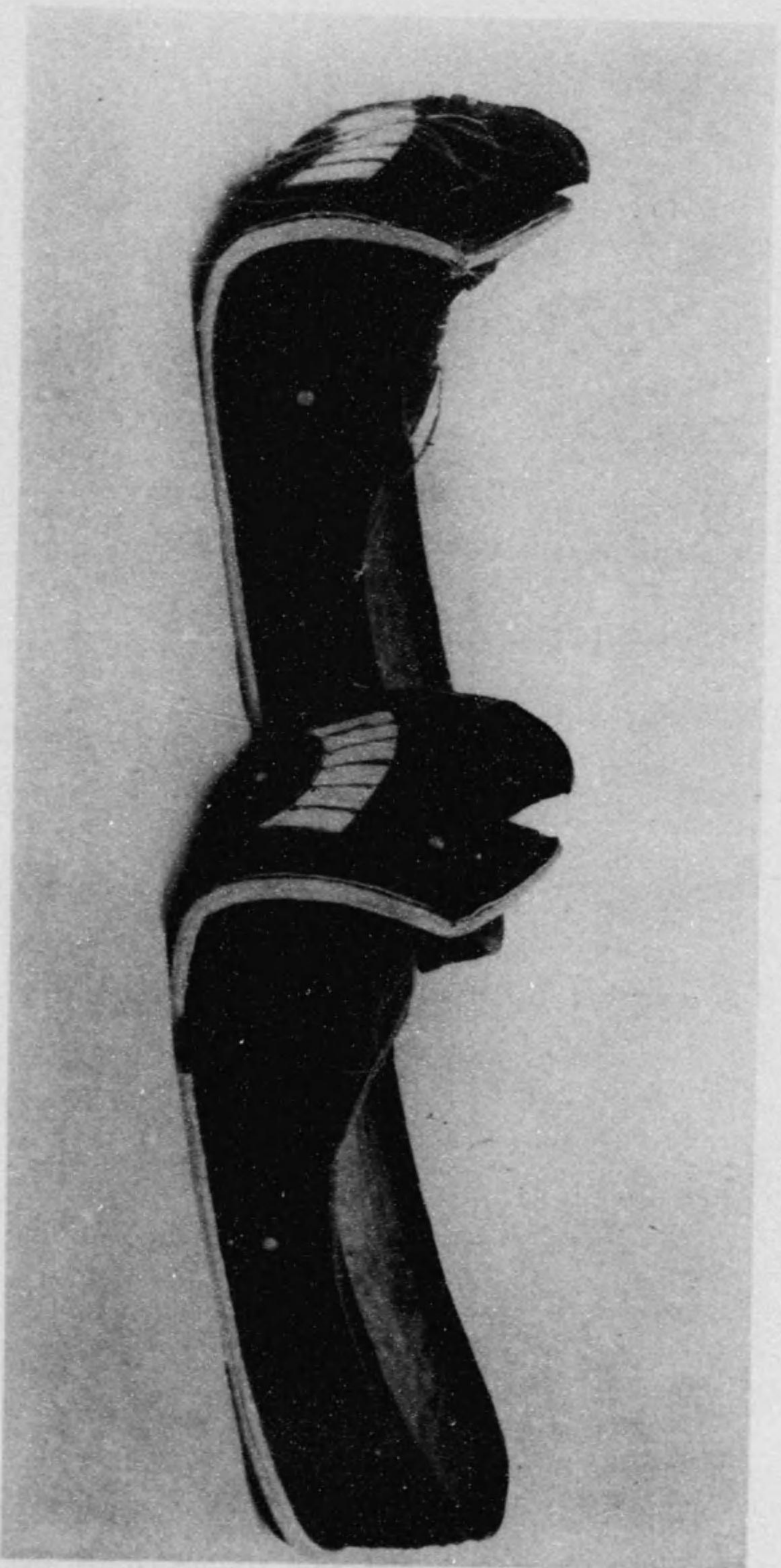
社傳に菅公所用といふ。こゝにはその金具のみを示した。上の向つて右は鉸具、その左は鉸尾、而して下はその間に並列する鈎の各種である。鉸具は今ノビデヨ、鉸尾は支那の稱呼で、鉸具の反對の端につく金具である。此等は金銅製で、中央に玉を嵌し、その周圍に騎馬人物・禽獸・草花等を薄肉に押出してあり、その手法から見ても唐朝傳來品たることを想はしめる。菅公所用の社傳はまさにその實年代に於て肯定される。斯くの如きは正倉院御物にも類例のない貴重品である。唐の制度によれば金玉帶は三品の料であり。我が衣服令によれば金銀裝腰帶は五位以上に規定されてある。この帶の高級者の所用であつたこと以て知るべきである。



五四 正倉院御物聖武天皇御寫

(東瀛珠光から)

鬨は禮服の履で、『合義解』に「高鼻履」と註してある通り爪先が殊更高く飾られた履である。こゝに掲げたのは赤地に珠を嵌めた御料であるが、尋常の鬨は衣服令に「烏皮鬨」とあるから墨革製であるが、様式は略同じであつたことが察せられる。



五四 正倉院御物聖武天皇御寫

(東瀛珠光から)

鳥は禮服の履で、『令義解』に「高鼻履」と註してある通り爪先が殊更高く飾られた履である。ここに掲げたのは赤地に珠を嵌めた御料であるが、尋常の鳥は衣服令に「鳥皮鳥」とあるから墨革製であるが、様式は略同じであつたことが察せられる。



五五 正倉院御物錦履

(東京帝室博物館蔵模寫圖から)

狹義の履は沓のこと、朝服には「烏皮履」を穿いたのである。圖するところは錦で出来て、「我孫伊萬呂、申八日」の黒書があり、恐らくは樂装束として特殊なる用途をなしたものであるけれども、公服の履の形状を知らしめるため掲げたのである。至つて淺く、爪先が反轉してゐることがその特徴で、今支那朝鮮に行はれてゐるのは能くその制を保つてゐる。前掲聖德太子御畫像に拜するところは即ちこの烏皮履なのである。



五五 正倉院御物錦履

狭義の履は齊イサガのことで、朝服には「鳥皮履」を穿いたのである。圖するところは錦で出来て、「我孫伊萬呂、申八一日」の黒書があり、恐らくは樂裝束として特殊なる用途をなしたものであるけれども、公服の履の形状を知らしめるため掲げたのである。至つて淺く、爪先が反轉してゐることがその特徴で、今支那朝鮮に行はれてゐるのは能くその制を保つてゐる。前掲聖德太子御畫像に拜するところは即ちこの鳥皮履なのである。

(東京帝室博物館藏模寫圖から)

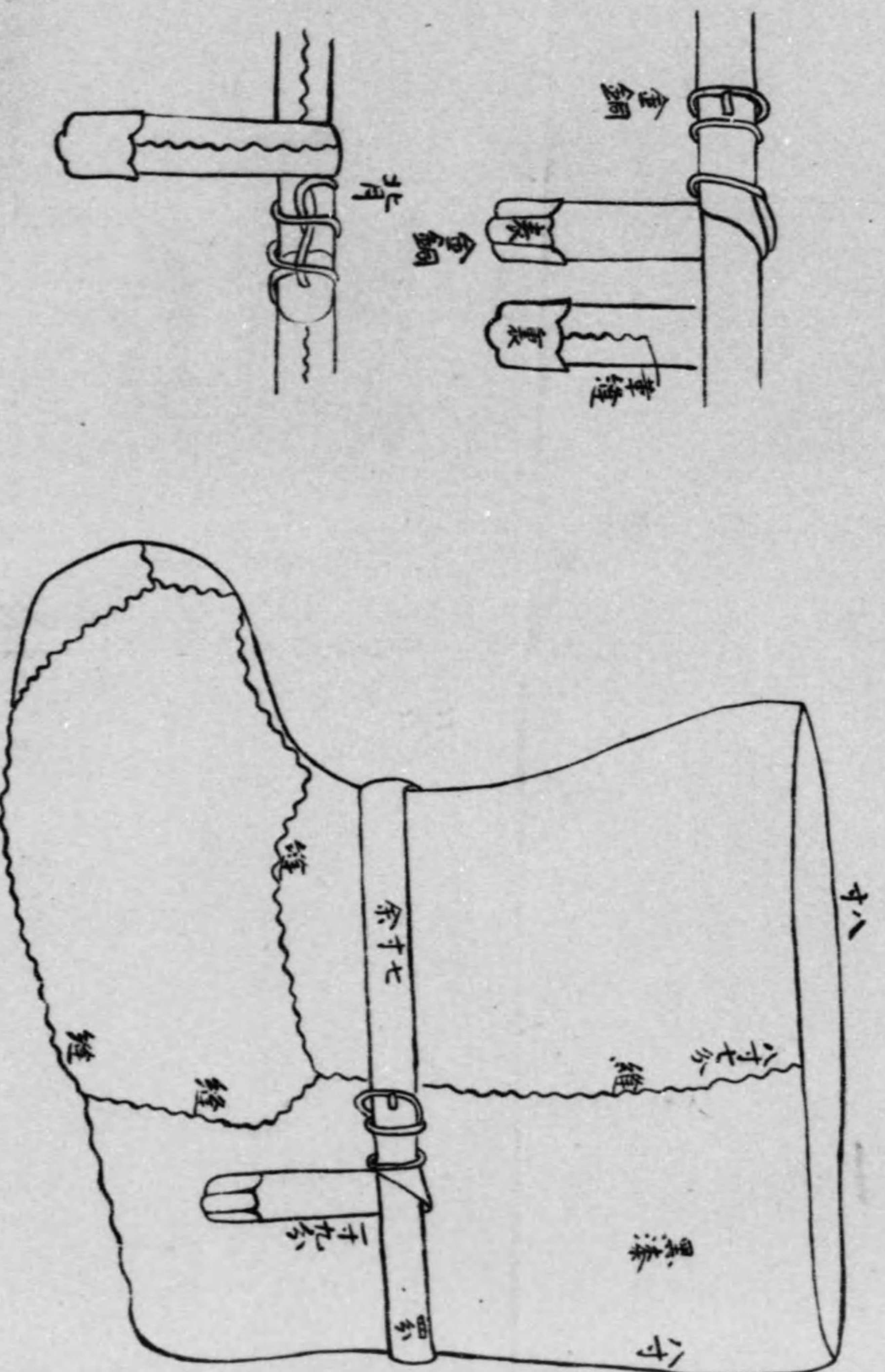


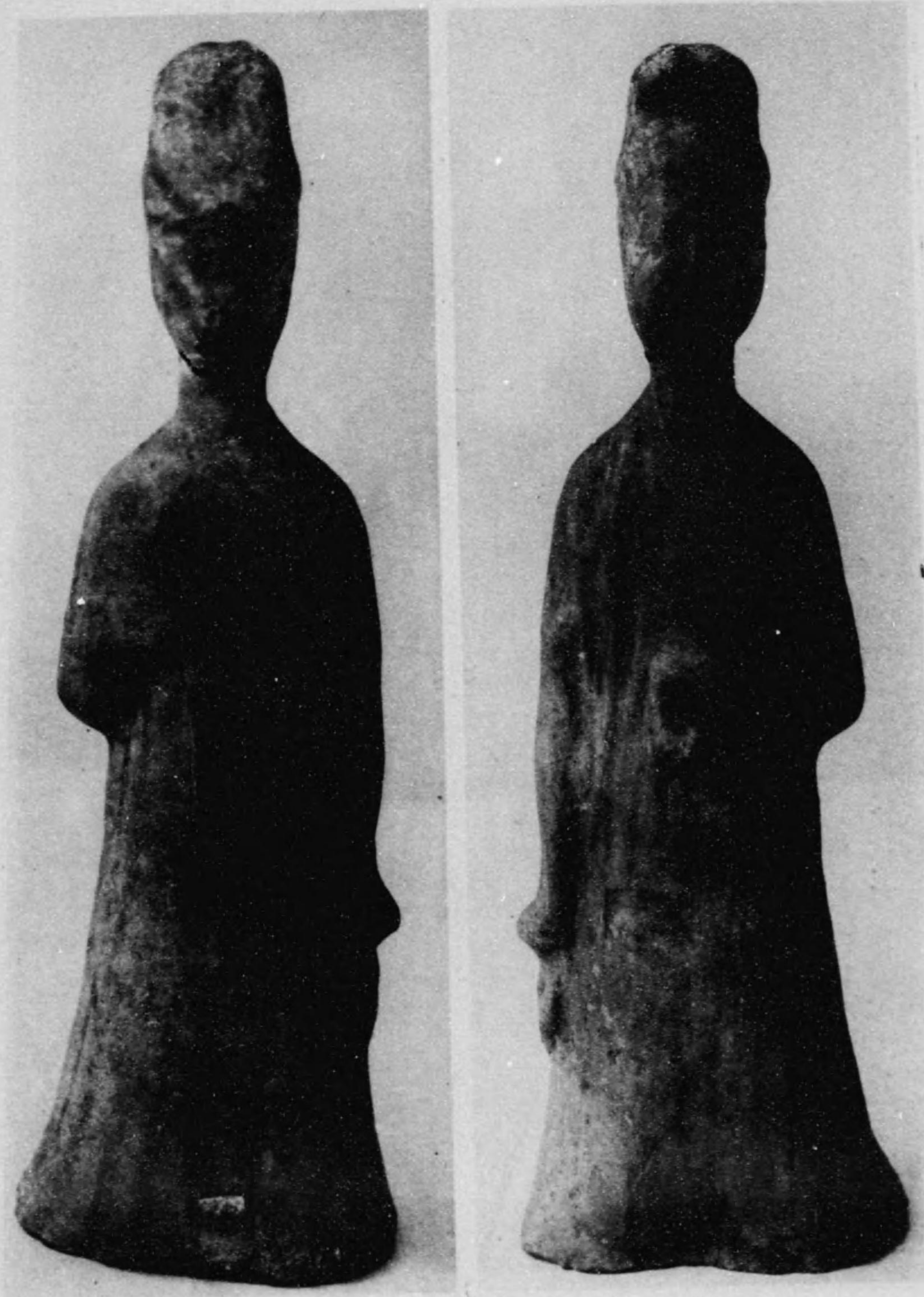
申
我孫伊萬呂
八一日

五六 東大寺藏靴圖

集古圖から

靴の字は今極めて廣義に用ひられてゐるけれども、本來は今の長靴系に限られたもので、歸や沓と區別すべく古來クワノクツと訓んでゐる。この時代の靴はこの圖よりも更に筒が長かつたと考へられるが、これでも後世のに比すれば能く古制が徴せられる。此れは高級武官が禮裝に用ひたもので、筒部に細い革帯が付き、鉸具によつて伸縮し得るやうに出来てゐる。この帯を靴帶クワダといふ。





五七 幞頭系の被物をした唐代女子

支那發掘明器土偶

(東京帝室博物館藏)

洋装の場合に婦人も帽子を被ることは何の不思議もない。唐代に於ける婦人にも往々この土偶に見る如く被物が用ひられたのである。この被物は當時男子所用と同制なる幞頭である。

この土偶は窄袖の衣に裳を纏ひ、兩肩に領巾ヒレを懸けてゐる。領巾は今の邦人のシヨールヨールのやうなもので、服飾上可なり重きをなしたことは他の多くの女子土偶にも徴せられる。



五七 幞頭系の被物をした唐代女子

支那發掘明器土偶

(東京帝室博物館藏)

洋装の場合に婦人も帽子を被ることは何の不思議もない。唐代に於ける婦人にも往々この土偶に見る如く被物が用ひられたのである。この被物は當時男子所用と同制なる幞頭である。

この土偶は窄袖の衣に裳を纏ひ、兩肩に領巾ヒレを懸けてゐる。領巾は今の邦人のシヨールヨールのやうなもので、服飾上可なり重きをなしたことは他の多くの女子土偶にも徴せられる。

五八 漆紗冠をかぶった女子

法隆寺五重塔内塑像

所謂唐装束の坐像である。この土偶の類が和銅中に作成さ

れたことは『法隆寺資財帳』に明徴があつて、もと佛士の光景

に配置されたのであるけれども、唐制を模した我が服飾が自

らそこに現はれてゐる。

天武天皇十一年男女共漆紗冠を被ふつたことが『日本書紀』

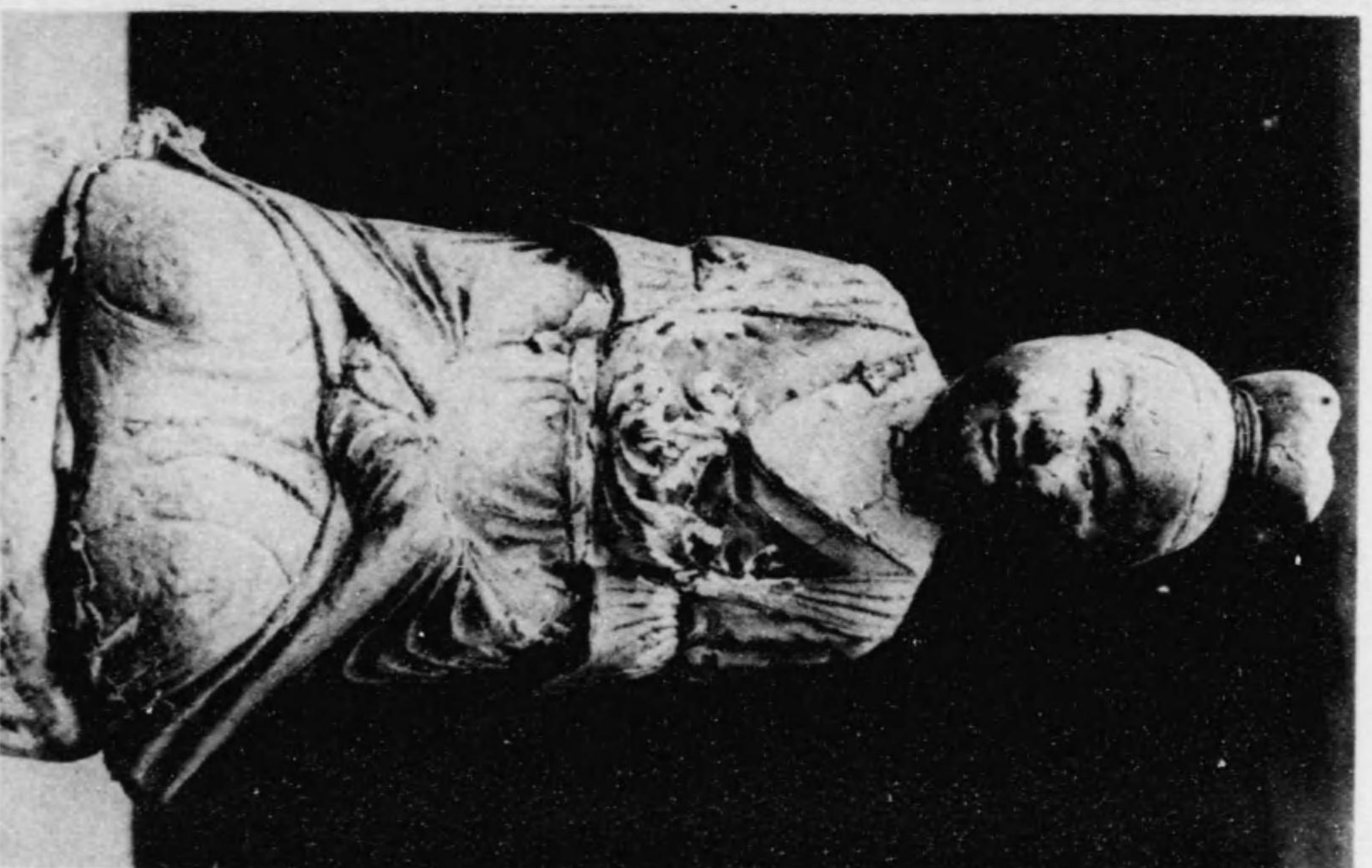
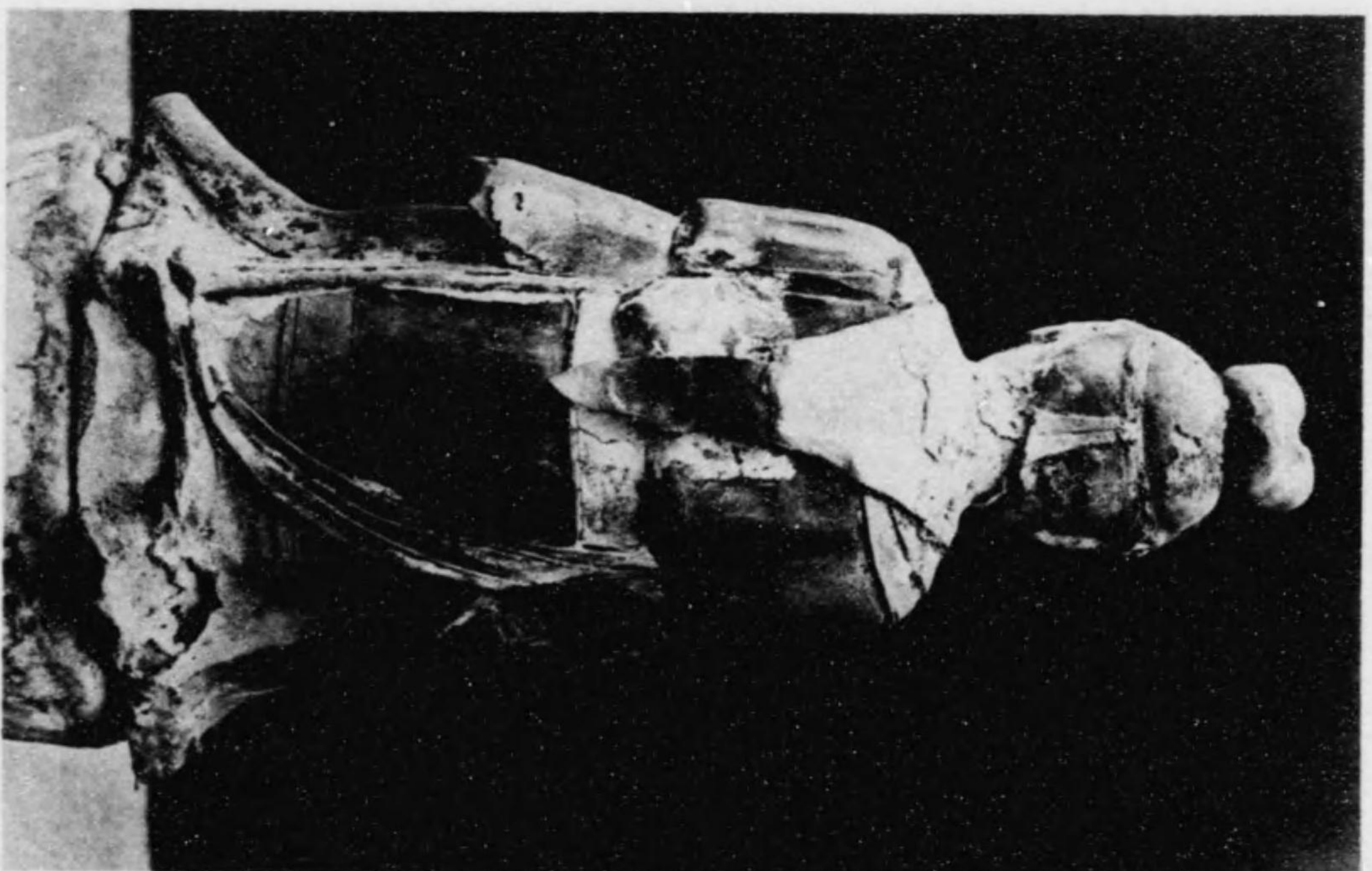
に見える。假令一時期に限られたにしても女子の著冠は後世

の風俗からのみ考へると變なやうだが、これも唐制模倣思潮

の現れで、この土偶の如きは即ちその微證とするに足るもの

である。前掲支那土偶に見るところの如きは蓋し我が軌範を

なしたのであらう。





五九 大和薬師寺藏吉祥天畫像

この時代の女子に禮服・朝服及び制服のあつたことは男子と同様である。この寺の古記に據れば、この畫像は寶龜年中に出來たもので、元來吉祥天を描いたのではあるが、その服飾的要素の當時の貴婦人姿に據つたことは學界の定説と謂つても可い。

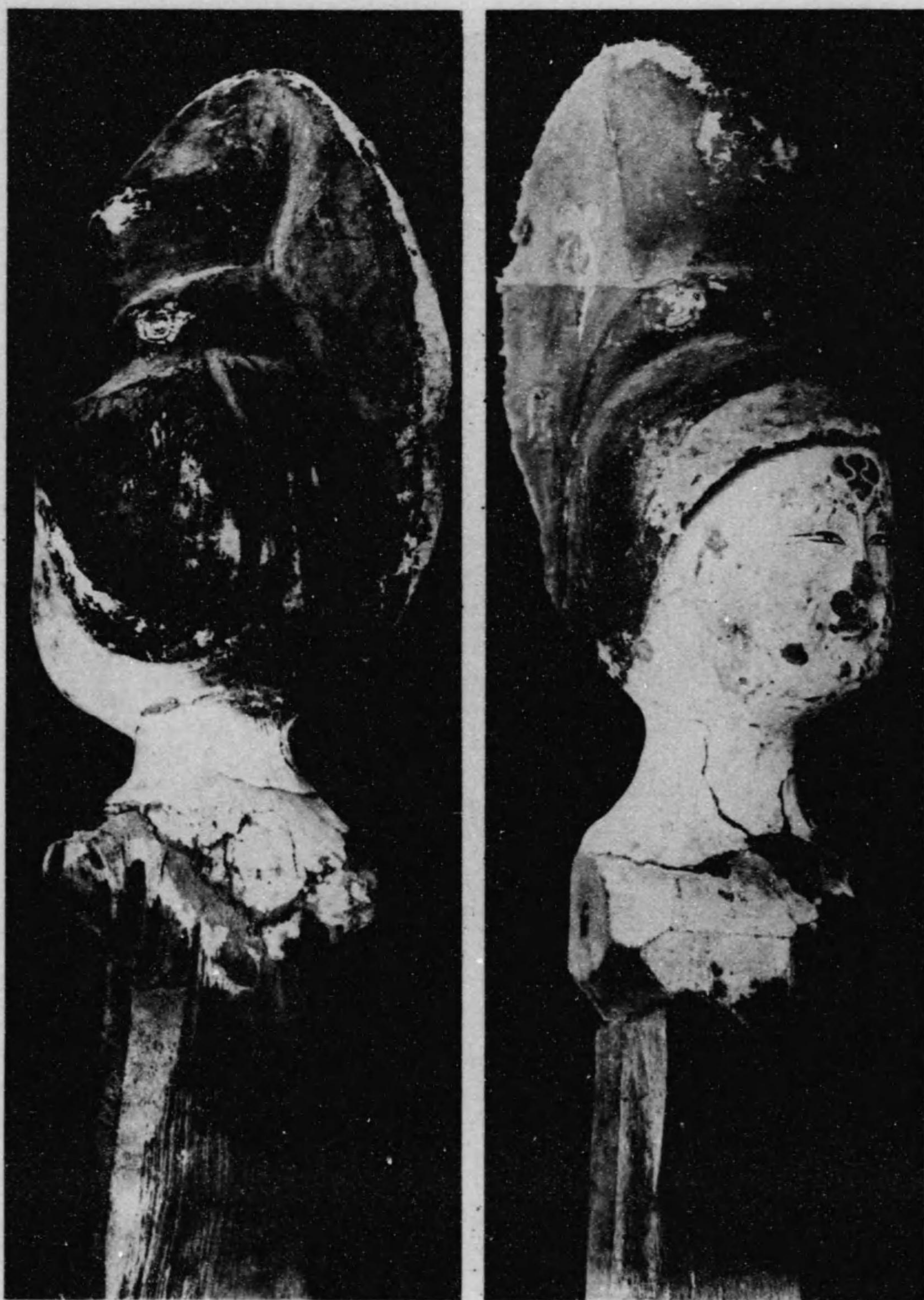
女子禮服は髪を寶髻にし、大袖の衣に褶と裙とを著け、裝飾ある鬘を穿くことが衣服令の規定である。この畫像の髣風は即ち寶髻で、衣は勿論、立縞の裙、高鼻の鬘等が看取されるであらう。但褶だけが^{マダレ}襪の如くなつてゐる。なほその外に領巾^{ヒシ}を懸けてゐることや、袖の短い背子を衣の表に著てゐることなども見える。



五九 大和薬師寺藏吉祥天畫像

この時代の女子に禮服・朝服及び制服のあつたことは男子と同様である。この寺の古記に據れば、この畫像は寶龜年中に出來たもので、元來吉祥天を描いたのではあるが、その服飾的要素の當時の貴婦人姿に據つたことは學界の定説と謂つても可い。

女子禮服は髪を寶髻にし、大袖の衣に褶と裙とを著け、裝飾ある舄を穿くことが衣服令の規定である。この畫像の髻風は即ち寶髻で、衣は勿論、立縞の裙、高鼻の舄等が看取されるであらう。但褶だけが^{マヅレ}襪の如くなつてゐる。なほその外に領巾^{ヒシ}を懸けてゐるこことや、袖の短い背子を衣の表に著てゐることなども見える。



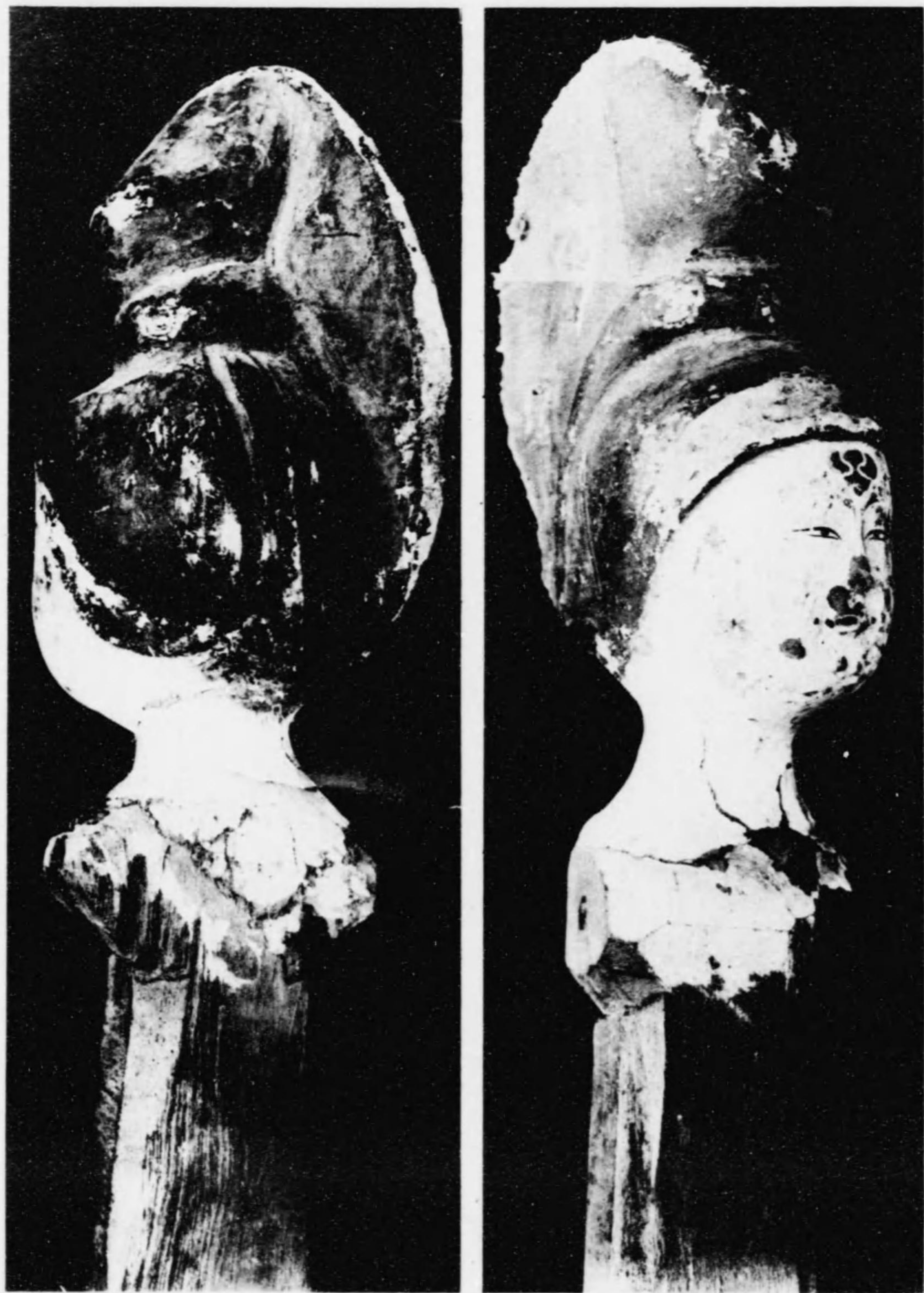
六〇 寶髻して花子及び粧鬘を施した 唐代女子

喀喇和卓發見塑像首

(朝鮮總督府博物館藏)

大谷光瑞師將來品の一で、唐代女子の首部粧飾を徴すべき有力なる資料である。髮風は前掲吉祥天と異つてゐるが、これ亦寶髻を表したもので、髻の表面に金泥を以て花文を畫いてある。かうした寶髻の我が國に行はれた積極的證左は未だ知られないが參考としてこゝに掲げた。

この塑像の額に紅で一種の花文が印してあり、兩頬にも亦紅を施してある。この額上の花文を支那で花子とも花鈿とも稱した。正倉院御物樹下美人屏風繪にも額に綠色の花文を畫き、口の左右にも亦同色の點を施しある。額のは前記花子たることはいふまでもない。兩頬の綠點は唯の頬紅ではなく、支那で粧鬘シヤウエツと稱したのである。此等の化粧法も亦我が國に行はれた徵證はないが、時勢を顧みると或はあつたかも知れない。

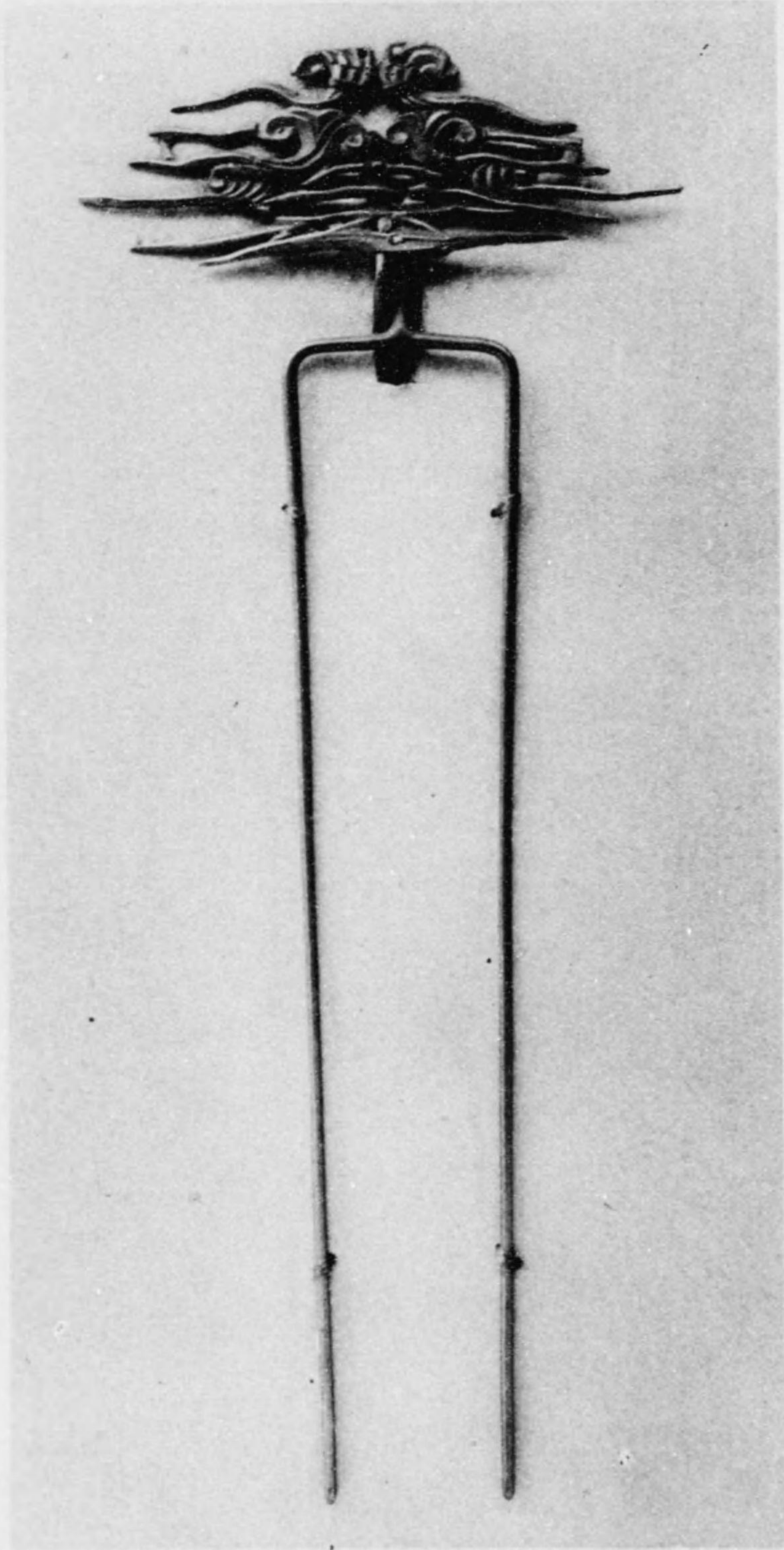


六〇 寶髻して花子及び粧鬘を施した
唐代女子

喀喇和卓發見塑像首
(朝鮮總督府博物館藏)

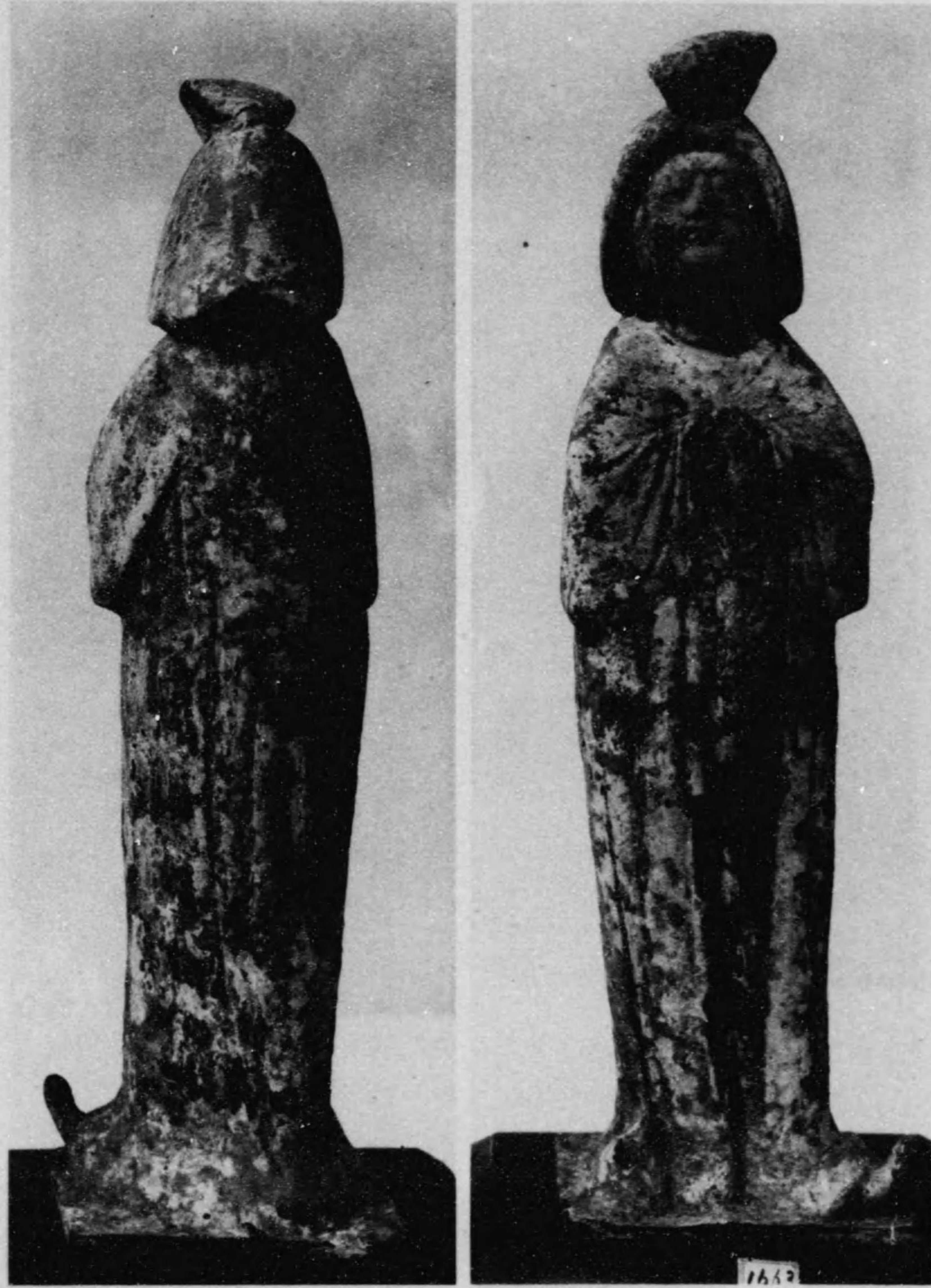
大谷光瑞師將來品の一で、唐代女子の首部粧飾を徴すべき有力なる資料である。髮風は前掲吉祥天と異つてゐるが、これ亦寶髻を表したもので、髻の表面に金泥を以て花文を畫いてある。かうした寶髻の我が國に行はれた積極的證左は未だ知られないが參考としてこゝに掲げた。

この塑像の額に紅で一種の花文が印してあり、兩頬にも亦紅を施してある。この額上の花文を支那で花子とも花鈿とも稱した。正倉院御物樹下美人屏風繪にも額に綠色の花文を畫き、口の左右にも亦同色の點を施しある。額のは前記花子たることはいふまでもない。兩頬の綠點は唯の頬紅ではなく、支那で粧鬘シヤウエツと稱したのである。此等の化粧法も亦我が國に行はれた徵證はないが、時勢を顧みるに或はあつたかも知れない。



六一 法隆寺傳來御物雲形釵子

この時代に今のビンの用途を有つた釵子サイシのあつたことはいふまでもない。而してその釵子には頭部に裝飾の付いてゐるものもあつた。支那で之を花釵サイシといひ我が國では花釵子と稱した。こゝに掲げたのはその一種で銀製である。これが唐のものでなければ我が奈良朝のものたることは雲形の手法が明示してゐる。所謂寶髻はこの種の装具によつて構成されたことは、前掲女子塑像の類の髻に雲文の泥がきがあることによつても容易に察せられる。



六二 樹下美人屏風繪に似た唐代女子

支那發掘明器土偶

(東京帝室博物館藏)

この種の土偶は他の多くの唐代女子土偶に比して寛濶なる衣を着てゐるのみならず、その髪風も特に髷を出してゐる點が著物と調和してゐる。斯うした扮装は正倉院御物樹下美人屏風繪にも見るところである。彼の屏風はその裏張に天平勝寶四年の古文書が使用されてあつたので、繪そのものは暫らく措き、屏風の仕立は我が國で出来たことが知られてゐる。斯くの如き服装が唐に行はれたことはいふまでもないが、當時の思潮から推して我が奈良朝にも亦行はれたことが想像し難くない。



六二 樹下美人屏風繪に似た唐代女子

支那發掘明器土偶

(東京帝室博物館藏)

この種の土偶は他の多くの唐代女子土偶に比して寛濶なる衣を着てゐるのみならず、その髪風も特に鬢を出してゐる點が著物と調和してゐる。斯うした扮装は正倉院御物樹下美人屏風繪にも見るころである。彼の屏風はその裏張に天平勝寶四年の古文書が使用されてあつたので、繪そのものは暫らく措き、屏風の仕立は我が國で出来たことが知られてゐる。斯くの如き服装が唐に行はれたことはいふまでもないが、當時の思潮から推して我が奈良朝にも亦行はれたことが想像し難くない。

六三 衣裾に背子を着用した女子

法隆寺五重塔内女子塑像

(東京帝室博物館蔵模造から)

この時代の髪風は近世のそれの如く種々の型式があつた。この座像の髪風は上代の埴輪土偶にも稀に見るところと同系である。窄袖の衣の上に背子を著、胸高に裙を著けてゐる。

この圖に於て特に注意を惹くのは領が左衽になつてゐることである。所謂新人はこの時代の初から既に右衽したであらうが、因襲の久しき左衽の古俗は容易に改まらなかつたと見えて、養老三年一般に右衽すべき勅令が發せられた。この塑像は和銅四年に完成したものであるから、當時かうした風俗があつたことが知られ、随つて養老の左衽令が發せられた所以も判るのである。





六三 衣裾に背子を著用した女子

法隆寺五重塔内女子塑像

(東京帝室博物館蔵模造から)

この時代の髪風は近世のそれの如く種々の型式があつた。この座像の髪風は上代の埴輪土偶にも稀に見るところと同系である。窄袖の衣の上に背子を著、胸高に裙を著けてゐる。

この圖に於て特に注意を惹くのは領が左衽になつてゐることである。所謂新人はこの時代の初から既に右衽したであらうが、因襲の久しき左衽の古俗は容易に改まらなかつたと見えて、養老三年一般に右衽すべき勅令が發せられた。この塑像は和銅四年に完成したものであるから、當時かうした風俗があつたことが知られ、随つて養老の左衽令が發せられた所以も判るのである。

六四 唐代女子遊樂圖

正倉院御物尺八所刻

(東京帝室博物館藏模寫から)

正倉院の尺八中に裝飾美の優秀なるものが一管ある。『東大寺獻物帳』に「刺彫尺八」とあるのが即ちそれだ。その表面に施してある花鳥文様の彫刻の間二箇所に分けて、この花を摘まうとする光景と琵琶演奏の場面とを寫し出してある。鳥渡見ると現代の洋裝婦人の如くあるが、これが唐代女子の風俗なのである。而し彼に倣ふを事とした我が奈良朝の貴婦人の生活よりも、亦恐らくはほゞこんな風であつたであらう。彼等の髮風・衣・裙・領巾・履等、孰れも上來所掲に見ることを得べく、圖の琵琶團扇の如きも亦我が當時の遺物として適應はしい。





六五 背子を著て領巾を懸けた唐代女子

支那發掘明器土偶

(東京帝室博物館藏)

結髮型式は前掲第六十圖版に見るところと同類で、衣を着、裳を纏ひ、背子を衣の上に著て、領巾を懸けてゐることが判る。背子は今我が少女に見るセーターの如く、至つて短い袖のない衣であることが見える。特にこの土偶に於て注意すべきは裳に附屬した細い紐の餘りが、正面に二條長く垂下してゐることが、今の青年男子の袴の紐に多く見る如くなつてゐることである。これは唐代に裙帶と稱したもので、我が奈良時代には紕帶ヒキタイと稱し、後に平安時代に至つて唐と同じやうに裙帶クワンタイと呼んだのであらう。



六五 背子を著て領巾を懸けた唐代女子

支那發掘明器土偶

(東京帝室博物館藏)

結髮型式は前掲第六十圖版に見るところと同類で、衣を着、裳を纏ひ、背子を衣の上に著て、領巾を懸けてゐることが判る。背子は今我が少女に見るセータの如く、至つて短い袖のない衣であることが見える。特にこの土偶に於て注意すべきは裳に附屬した細い紐の餘りが、正面に二條長く垂下してゐることが、今の青年男子の袴の紐に多く見る如くなつてゐることである。これは唐代に裙帶と稱したもので、我が奈良時代には紕帶ヒキタイと稱し、後に平安時代に至つて唐と同じやうに裙帶クンタイと呼んだのであらう。



六六 褶と裙とを着用した唐代女子

支那發掘明器土偶
 (東京帝室博物館藏)

この土偶を掲げたのは、上裳即ち褶と下裳即ち裙とを襲ねて着用した有様を示すためである。この女子は上裳を少し上へあげて腰邊で中結ひしてあるが故に、下裳の裾の部分が露れてゐる。衣服令の規定は暫らく措き、『催馬樂』に「上裳の裾濡れ、下裳のすそぬれ」などあつて、我が女子のも唐代の女子の如く褶裙併せ用ひたことが知られるのである。



六六 褶裙を著用した唐代女子

支那發掘明器土偶

(東京帝室博物館蔵)

この土偶を掲げたのは、上裳即ち褶と下裳即ち裙とを襲ねて着用した有様を示すためである。この女子は上裳を少し上へあげて腰邊で中結ひしてあるが故に、下裳の裾の部分が露れてゐる。衣服令の規定は暫らく措き、『催馬樂』に「上裳の裾濡れ、下裳のすそぬれ」などあつて、我が女子のも唐代の女子の如く褶裙併せ用ひたことが知られるのである。

内外制融合時代(上)六七—二〇三

六七 東帯姿の文官

伴大納言繪詞上から

(原本伯爵酒井忠克氏藏)

伴大納言繪詞は春日光長筆と傳へられてゐるが確ではな

い。その内容は清和天皇の時、伴大納言善男が應天門に放火

して、その犯罪を左大臣源信に負はせようとしたが、發覺し

て刑せられた事蹟を寫したのである。

こゝに圖するところは清涼殿の西孫廂に於ける東帯せる文

官で、奥の方に見える衝立は昆明池の障子である。彼は有文

の冠をかぶり、藻勝見文様の黒袍を着、下襲の裾を長く引い

て、笏を執つてゐる。藤原時代末に於ける四位以上の文官東

帯を髣髴すべくこの圖を掲げた。



六八 東帯姿の武官

春日権現記繪詞二から

(原本帝室御物)

春日権現記繪詞は全二十卷から成り、藤原氏の氏神なる

奈良春日神社の神徳を描寫したもので、畫は高階隆兼の筆で

ある。

ここに抄出したのは鎌倉時代に於ける武官東帯の光景であ

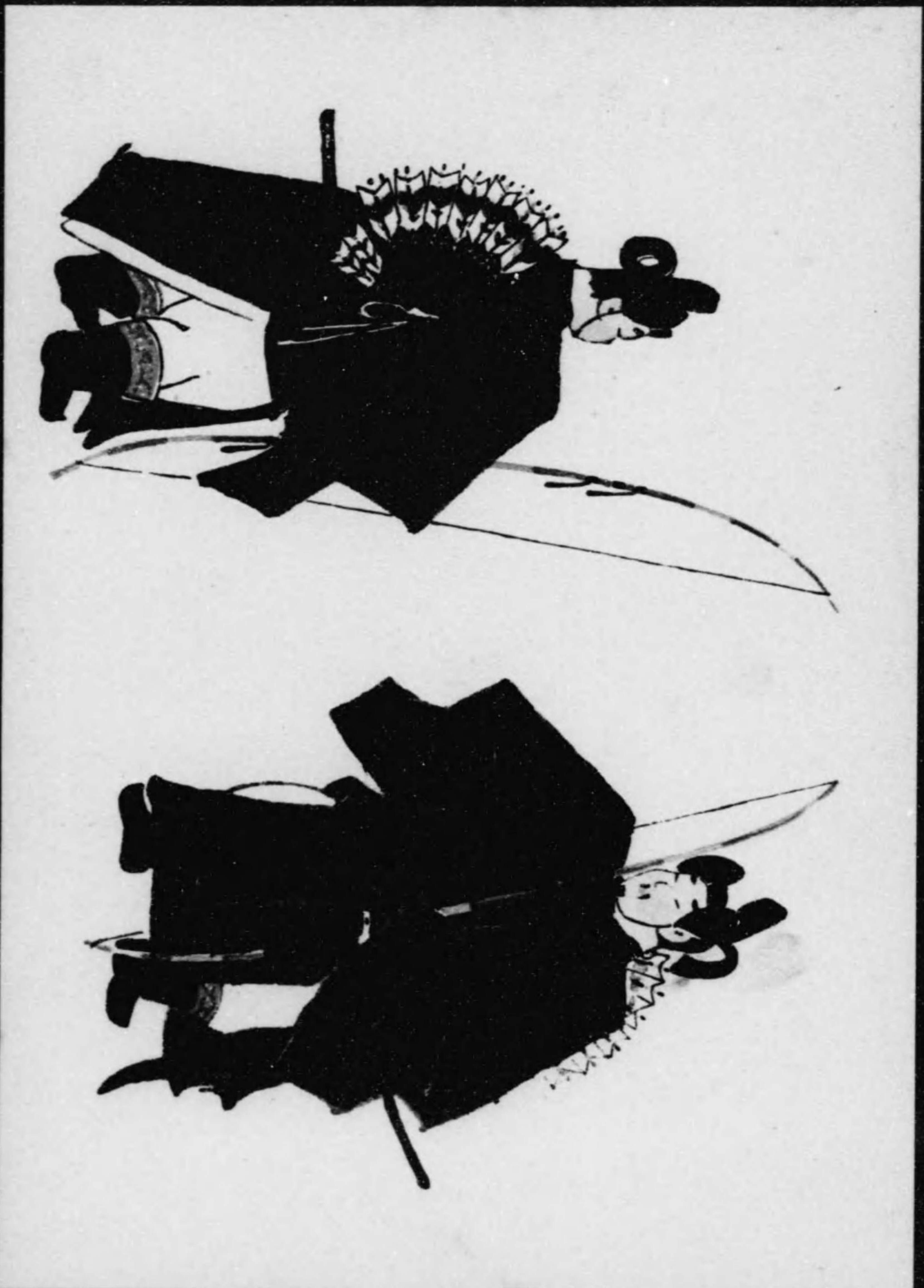
る。兩人ともに卷纒クマヰイカク縁有文の冠をかぶり、立涌文タテノボリの關腋袍クワキ

を着用し、靴を穿き、太刀を佩き、弓を執り、平胡録ヒラコロクに盛つ

た箭を負うてゐる。腋に露れてゐる襖のある短衣は半臂で、

正面の帯下に垂下し背面の腰部に見える縹色の帯は太刀の

平緒ヒラオビで、靴の上部に赤く見えるのは赤地錦の靴紐である。



六八 東帯姿の武官

春日験記繪詞二から

(原本帝室御物)

春日権現験記繪詞は全二十卷から成り、藤原氏の氏神なる

奈良春日神社の神徳を描寫したもので、畫は高階隆策の筆で

ある

ことに抄出したのは鎌倉時代に於ける武官東帯の光景であ

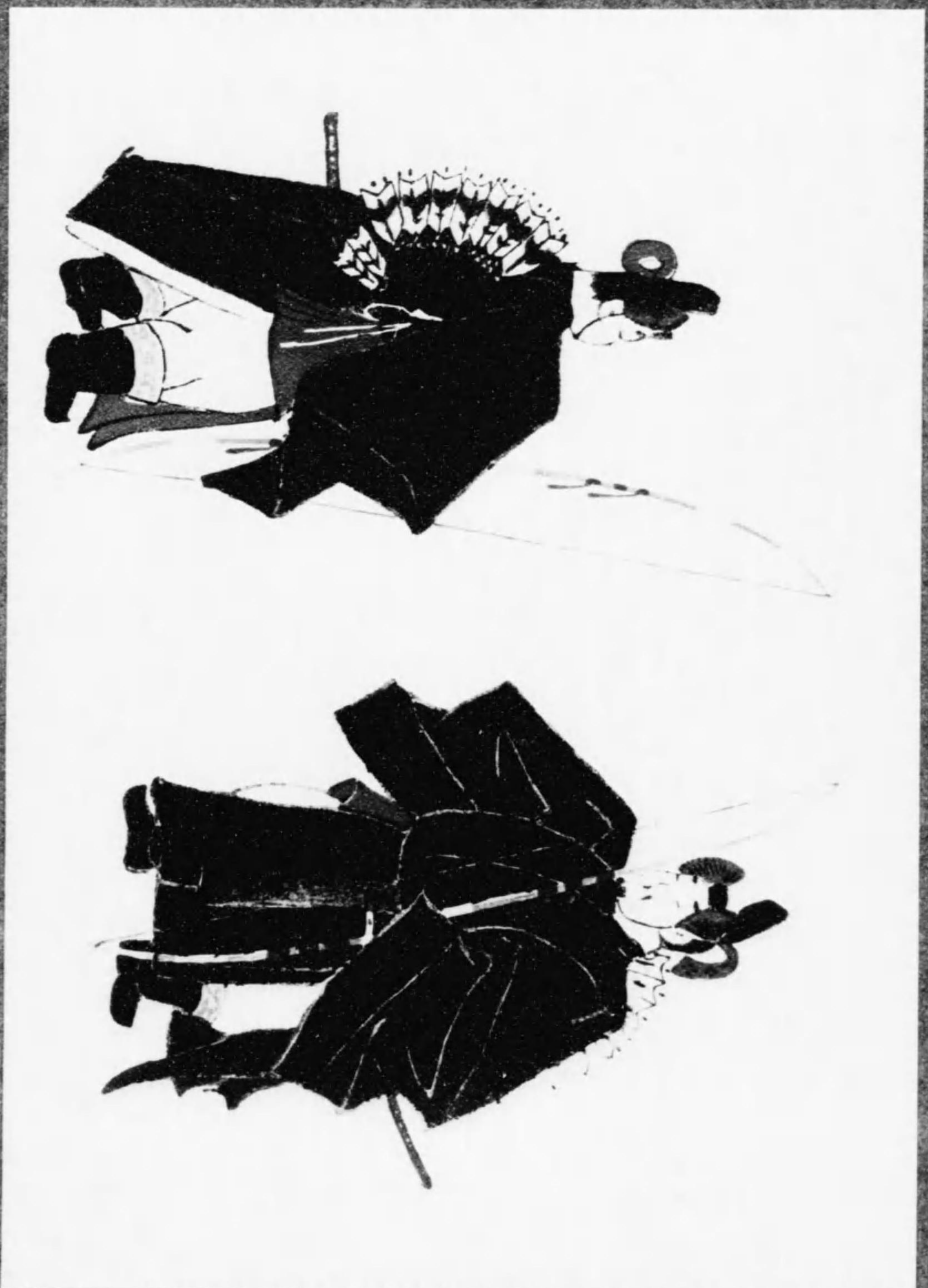
る 兩人ともに卷纏マキヅマ有文の冠をかぶり、立涌文タテノボの鬘カサ腋袍

を著用し、靴を穿き、太刀を佩き、弓を執り、平胡録ヒラゴロクに盛つ

た箭を負うてゐる 腋に落ちてゐる襷のある短衣は半臂で、

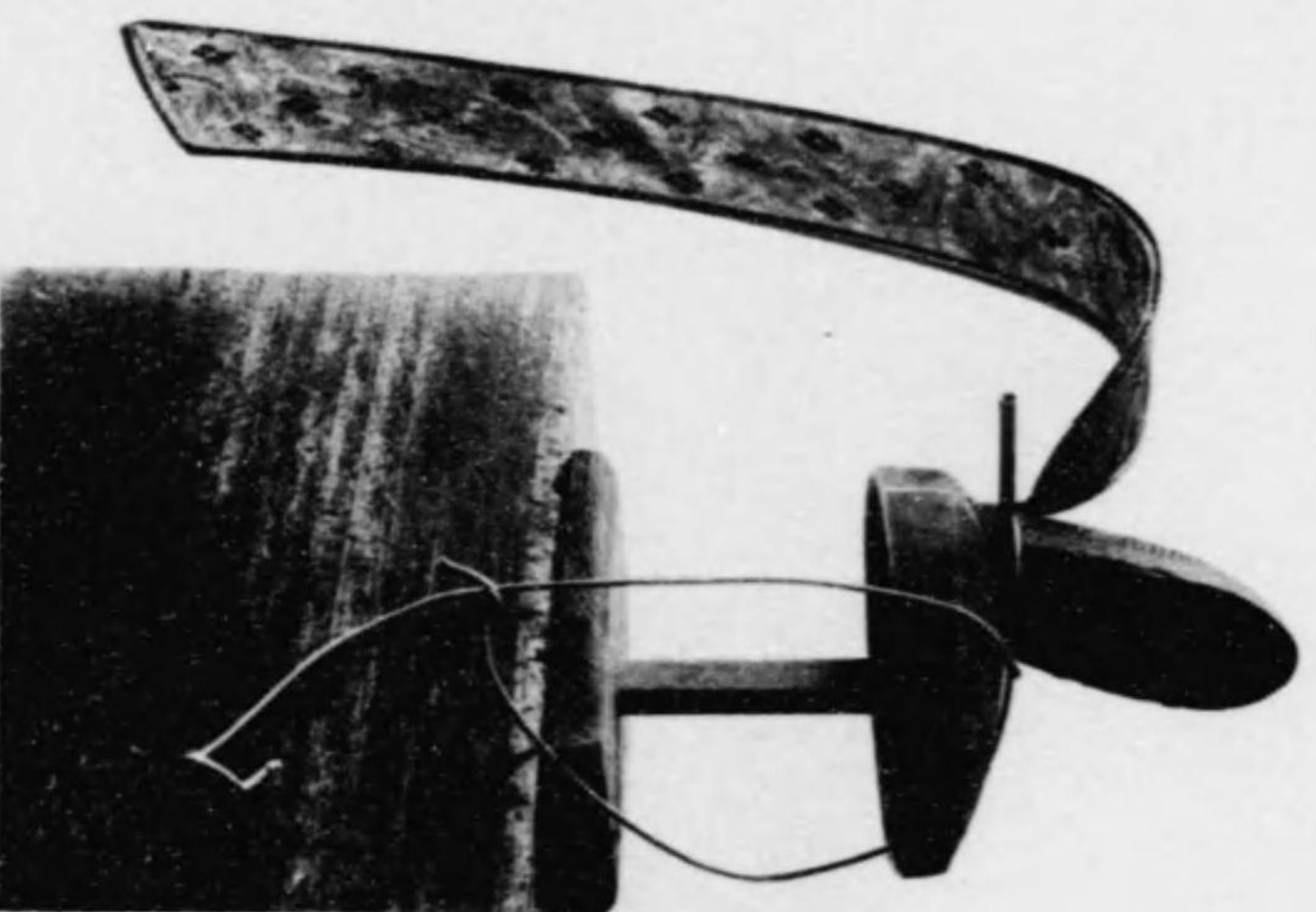
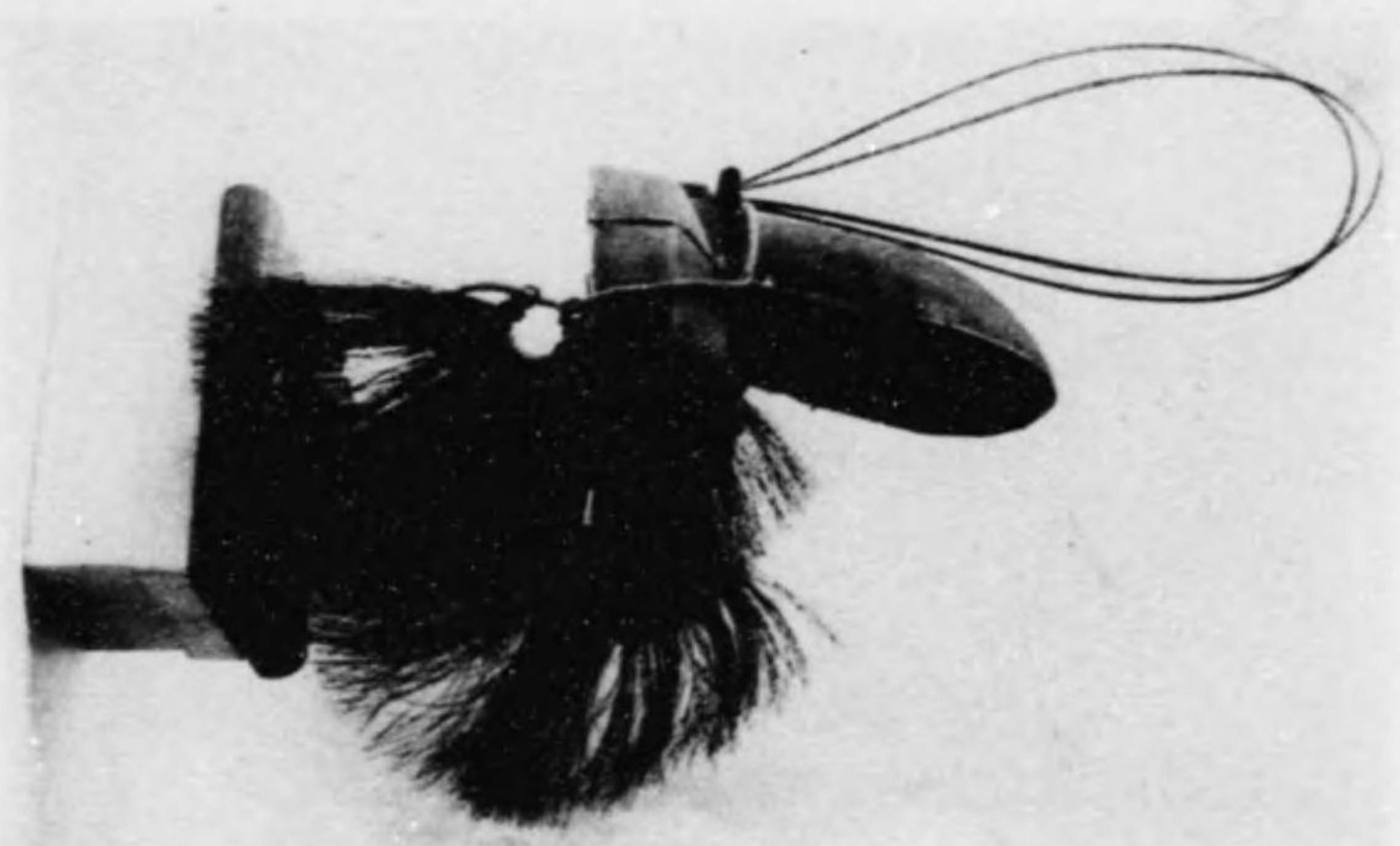
正面の帯下に垂下し背面の腰部に見える縹色の帯は太刀の

半緒ヒナヅメで、靴の上部に赤く見えるのは赤地錦の襪ツケ紙である



六九 近世の冠三種

孰れも現存してゐる近世のものである。中央は有文垂纓イサナの冠で高級文官所用、向つて右は無文卷纓それに髻付けた冠で武官所用、而して左は細纓といふ形式ばかりの纓ある冠で、それに矢張縁が付いて、下級官人の所用である。此等を次に掲げる古神像等の冠と對照し、また更に既掲前代の幞頭に比較するるとき、時の推移がそこに如何なる變化を興へたかを窺ひ得るであらう。





七〇 古式の束帯文官

山城國葛野郡松尾神社男神像

(國)

實)

高三尺を越える木彫坐像で、藤原時代初期の作である。吾々は強装束成立以前に屬する所謂萎装束の束帯を、かくの如き神像によつて窺ひ知ることが出来る。冠の巾子が廣く、纓は燕尾と呼ばれる通りなほ二帯をなしてゐるから、今の少女の髪風に見る如く兩肩を越えて前に垂れてゐる。袍は擴大してゐるけれども柔かみがよく見える。笏があつたであらうが、今は缺失してゐる。



七〇 古式の束帯文官

山城國葛野郡松尾神社男神像

(國 寶)

高三尺を越える木彫坐像で、藤原時代初期の作である。吾々は強装束成立以前に属する所謂菱装束の束帯を、かくの如き神像によつて窺ひ知ることが出来る。冠の巾子が廣く、纓は燕尾と呼ばれる通りなほ二帯をなしてゐるから、今の少女の髪風に見る如く兩肩を越えて前に垂れてゐる。袍は擴大してゐるけれども柔かみがよく見える。笏があつたであらうが、今は缺失してゐる。

七一 法隆寺聖靈院聖德太子御木像

鳥羽天皇の天仁中作成の御座像で束帯の御姿である。御冠の巾子が廣く古制が現はれ、御袍も柔かで襷が多く、所謂装束がよく窺はれる。御背面に拜する御石帯は巡方帯で、そこに形式化した上手がないのも後世と著しい相違がある。是れ固より太子の御像ではあるが、その御服装は御在世當時の風ではなく、自ら藤原時代の制が現はれたのである。



七一 法隆寺聖靈院聖德太子御木像

鳥羽天皇の天仁中作成の御座像で束帯の御姿である。御冠の巾子が廣く古制が現はれ、御袍も柔かで襷が多く、所謂装束がよく窺はれる。御背面に拜する御石帯は巡方帯で、そこに形式化した上手がないのも後世と著しい相違がある。是れ固より太子の御像ではあるが、その御服装は御在世當時の風ではなく、自ら藤原時代の制が現はれたのである。



七二 聖德太子七歳御木像

大和法隆寺藏

(圖 實)

御胎内の銘によつて治暦五年即ち延久元年僧圓快の作り奉つたことが判つてゐる。御髪を上鬢アガヒに結び、闕腋の御袍を召し、御石帯を締め、御左手に團扇を持ち給ふ御姿である。この時代には美豆良は少年に限られ、武官着用と同式なる闕腋袍も亦貴族少年の禮装であつた。この御服装も即ちこの時代相を表し奉つたのである。

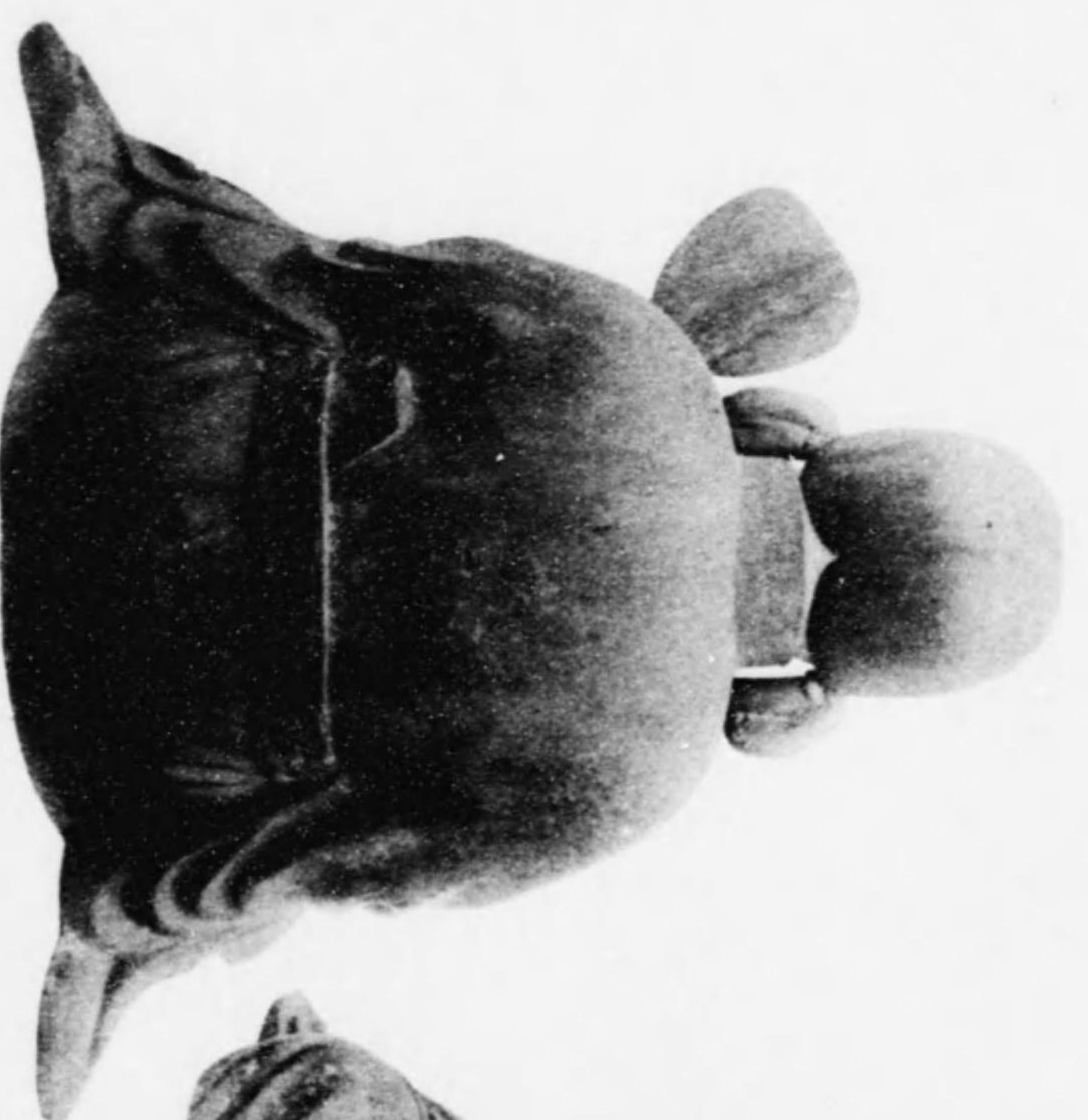
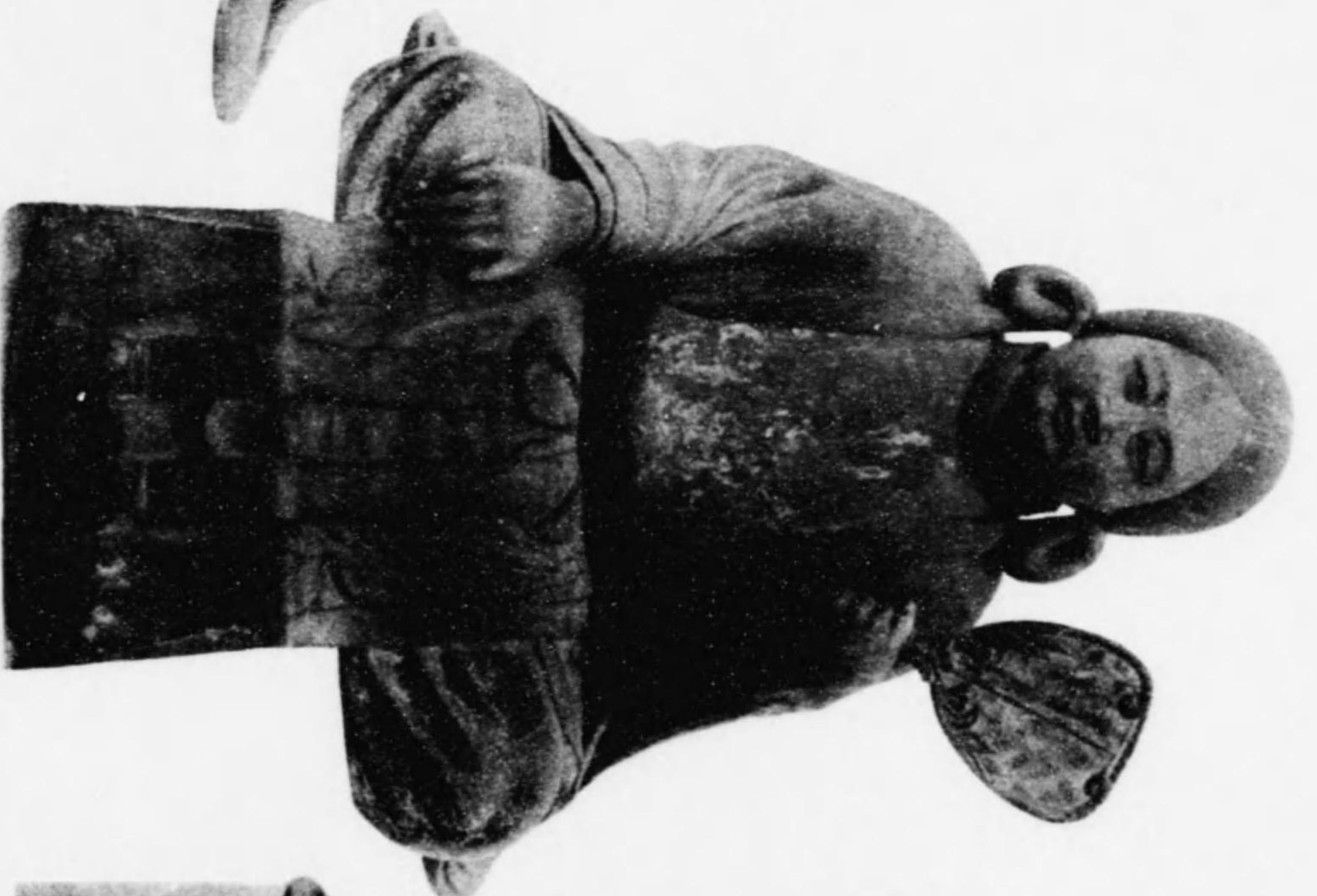


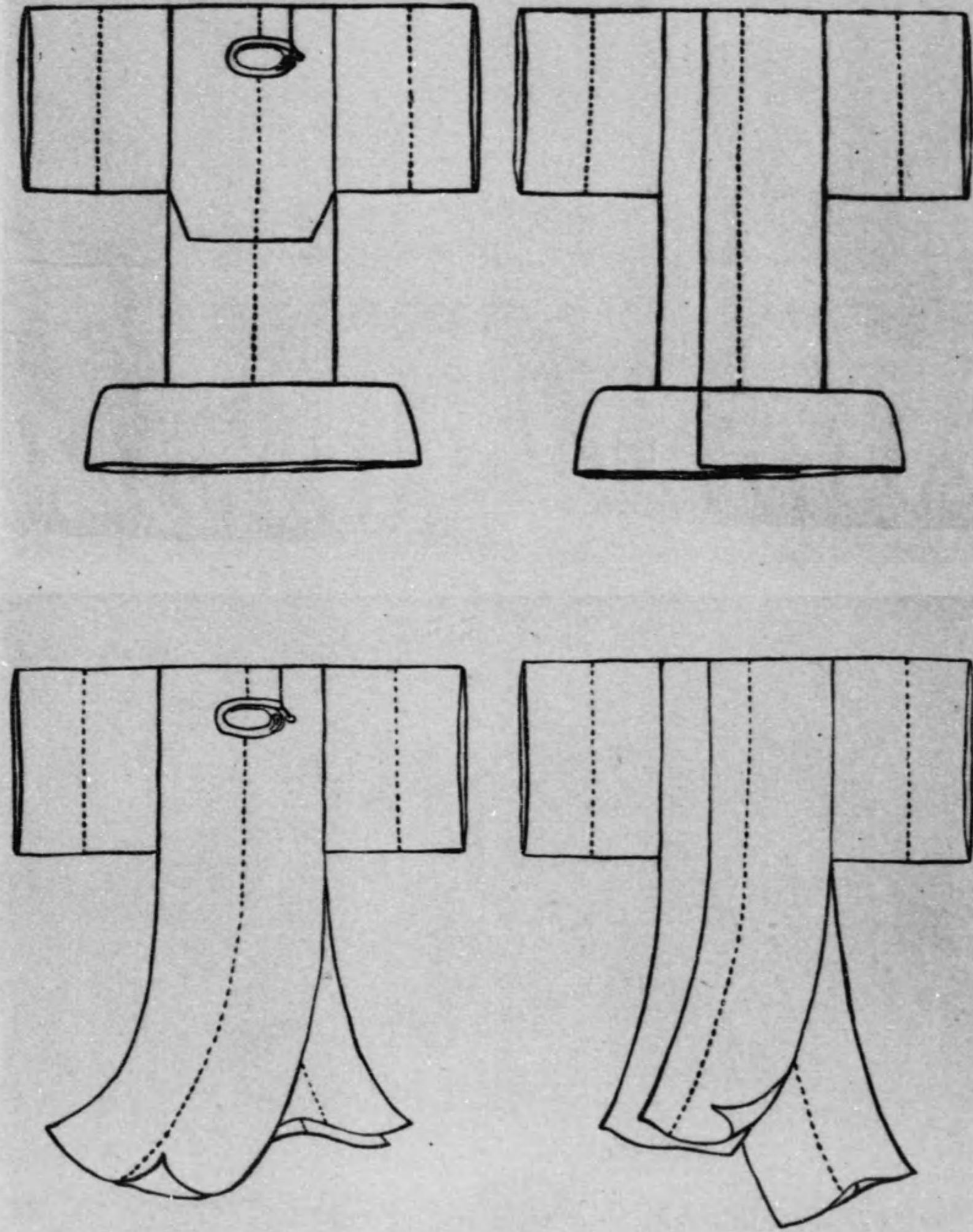
七二 聖德太子七歳御木像

大和法隆寺藏

(國實)

御胎内の銘によつて治暦五年即ち延久元年僧圓快の作り奉つたことが判つてゐる。御髪を上鬘アガサに結び、闕腋の御袍を召し、御石帯を締め、御左手に團扇を持ち給ふ御姿である。この時代には美豆良は少年に限られ、武官着用と同式なる闕腋袍も亦貴族少年の禮装であつた。この御服裝も即ちこの時代相を表し奉つたのである。





七三 縫腋袍及闕腋袍圖

裝束圖式から

『裝束圖式』二卷は元祿五年の刊行であるけれども、原本に元龜二年の奥書があつて、室町時代末の書である。袍の型式は強裝束成立以來大體に於て變りがないから、この圖によつて略その制を知り得るのである。

上は文官着用の縫腋袍で、向つて右が前、左が後である。下部に擴大化された横巾が付いてあるのがこの袍特有の襷である。下は武官用の闕腋袍で、矢張右と左とに前と後とを圖してある。その兩腋が裾まであいてゐるのが即ちその特徴なのである。

七四 束帯の古制を徴すべき唐式

服装

京都東寺藏山水屏風繪から

(國寶)

畫中大人も少年も闕腋袍・半臂・表袴及石帶等を著裝してゐる。狙つたところは唐代の服装であらうが、その袍の袖の餘り廣くないことや、下襲の長くないことなどが即ち我が藤原時代初期の風なのである。中にも下襲の裾の如きは繪卷物に見るところは皆著しく長く曳いてゐるが、『續日本後紀』に池田春野の裾が地に達せないほどの長さであるのを、唐式であり、古様であること記してある通り、この少年の後姿に見る如きが最初の様式であつたのである。但しこの大人の冠が燕尾が垂下せずに左右へ張り出してゐるのは、唐朝後期の制で、我が國では行はれなかつた。そこでこの點を除けばこの人物圖は我が束帯の古制を徴すべき有力なる資料である。





七五―七九 袍の裂地

五位以上の袍は文様を織出した綾を用ひる定めである。こゝに掲げたのは近代の裂ではあるが、以て大體を知ることが出来る。

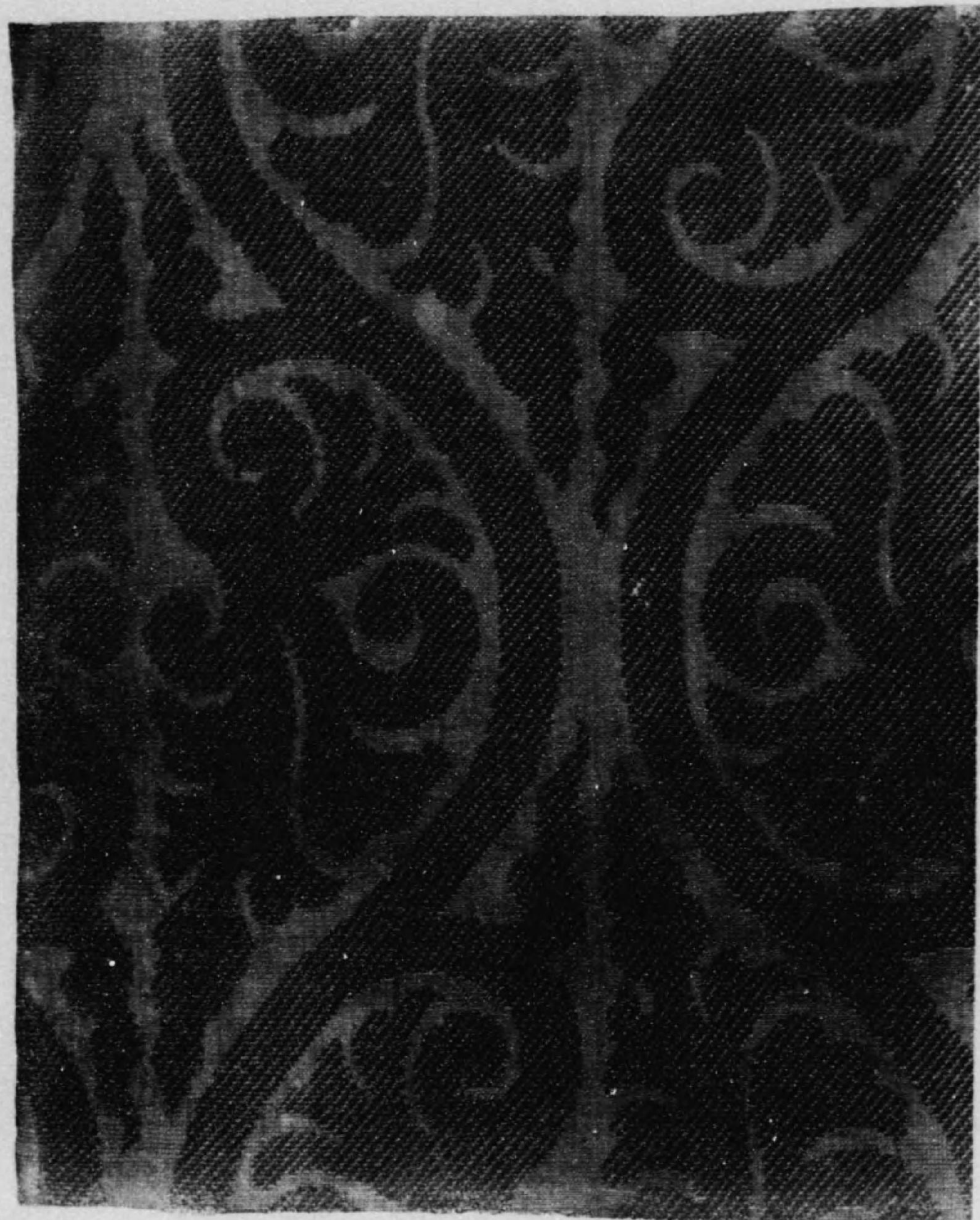
七五は主上の御召しになる黄檀染御袍の裂で、文様は桐・竹・鳳凰及び麒麟の四要素から成つてゐる。七六以下七九は一位乃至五位著用の主要なるものを挙げたのでその文様は七六は雲立涌クモタテノボリ、七七は雲鶴クモカケ、七八は轡唐草クワカラカサ、七九は輪無ワナシと稱せられる。以上此等の裂はすべて實大に撮影してある。



七五―七九 袍の裂地

五位以上の袍は文様を織出した綾を用ひる定めである。こゝに掲げたのは近代の裂ではあるが、以て大體を知ることが出来る。

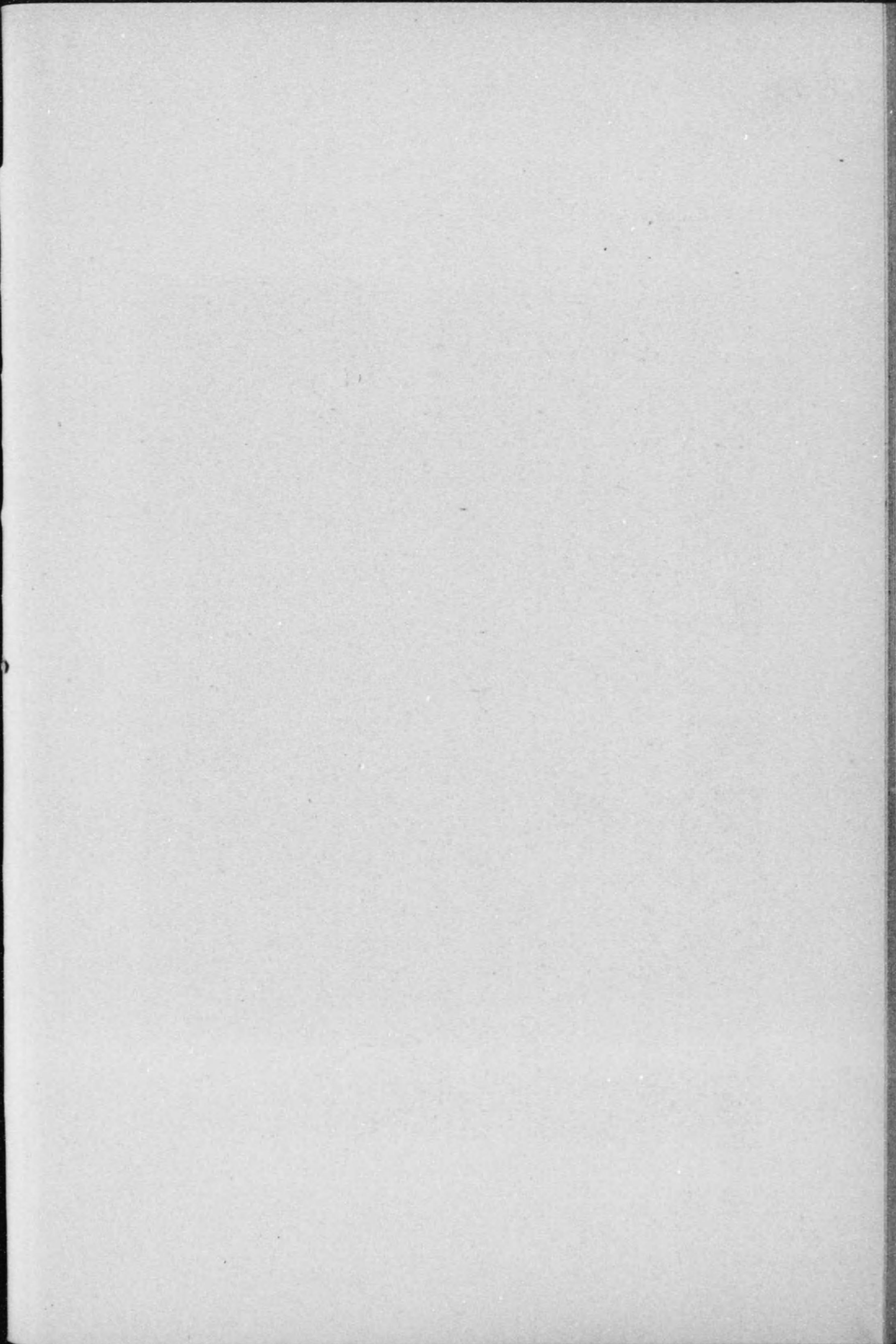
七五は主上の御召しになる黄櫨染御袍の裂で、文様は桐・竹・鳳凰及び麒麟の四要素から成つてゐる。七六以下七九は一位乃至五位著用の主要なるものを擧げたのである。その文様は七六は雲立涌クモタテワク、七七は雲鶴ウンカク、七八は轡唐草クワカラウサ、七九は輪無ワナシと稱せられる。以上此等の裂はすべて實大に撮影してある。



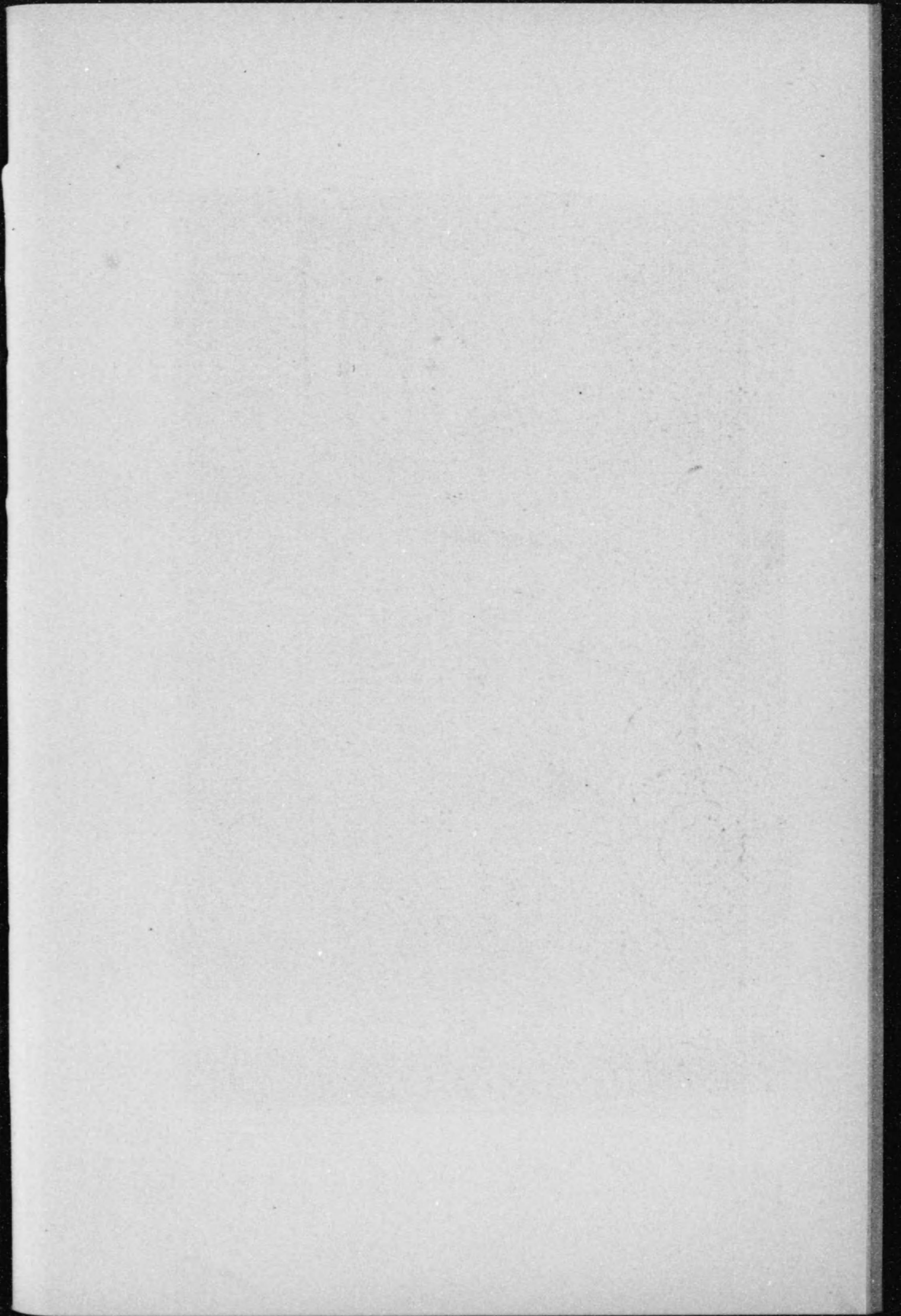
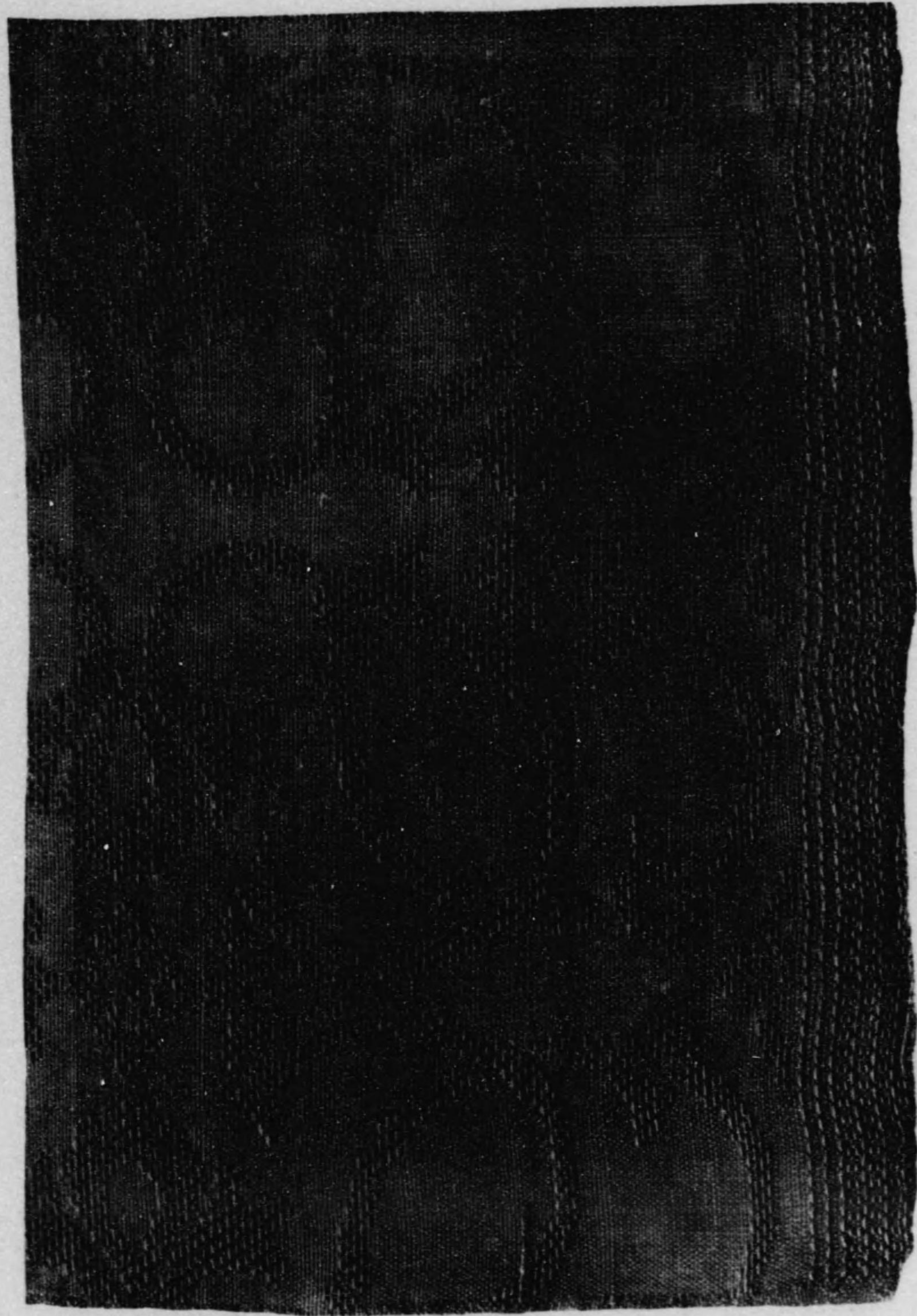




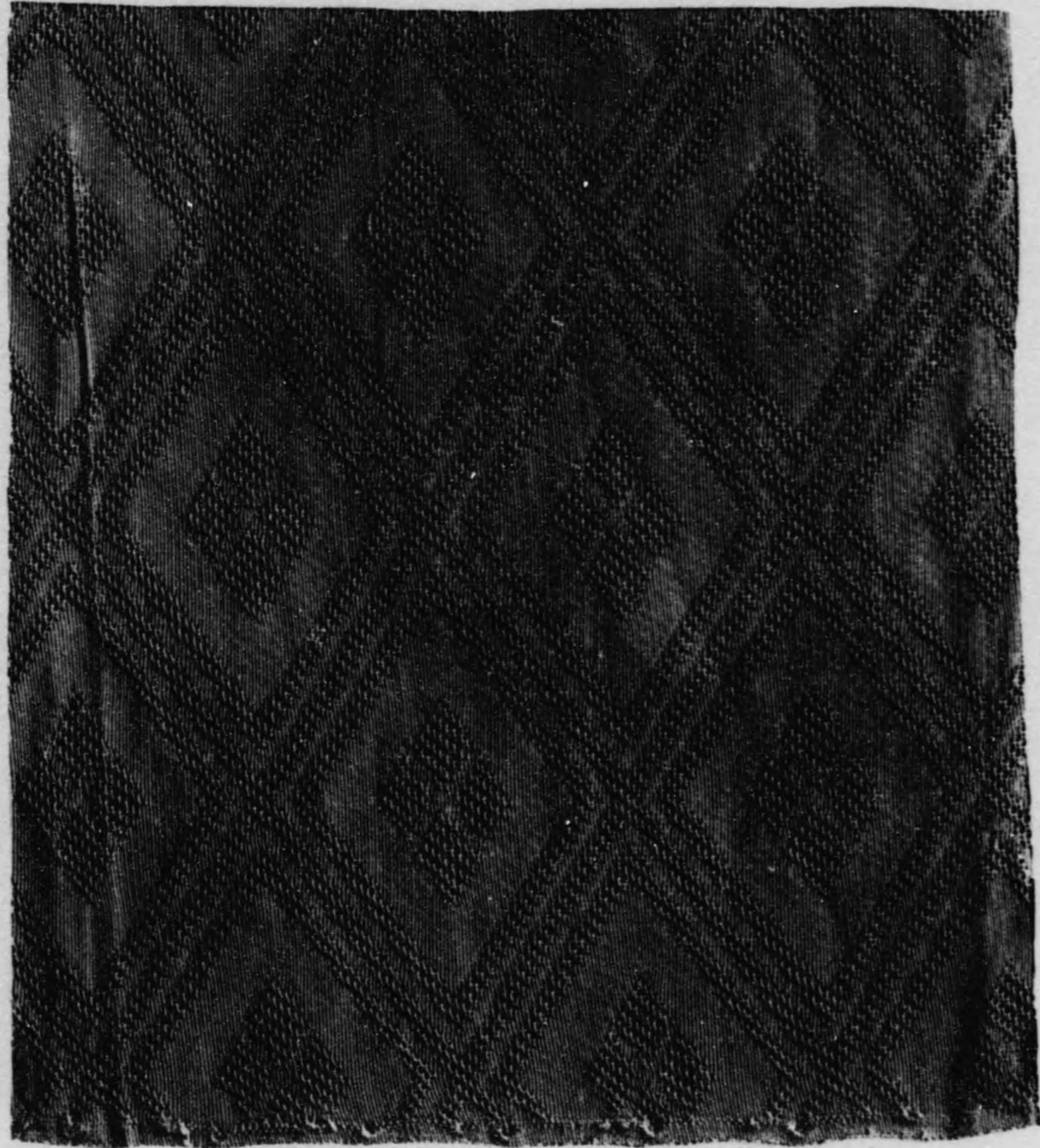








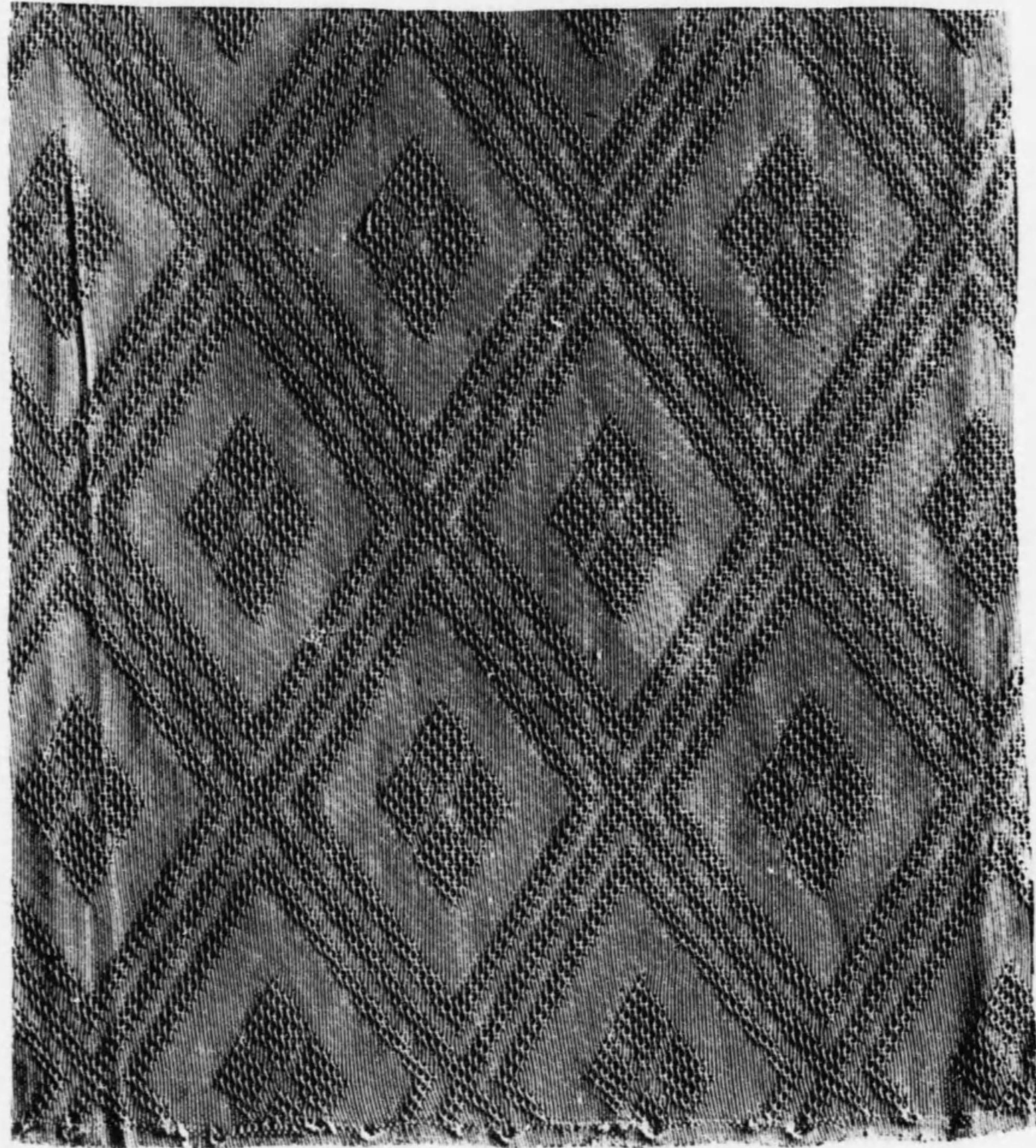




八〇、八一 半臂の裂地

半臂^{ハンビ}は袍とは違つて三位以上即ち公卿のみ文様を織出した裂を用ひる。而して下^{シタ}襲^{ガサキ}によつては色の半臂も用ひられるが、一般には黒と定まつてゐる。

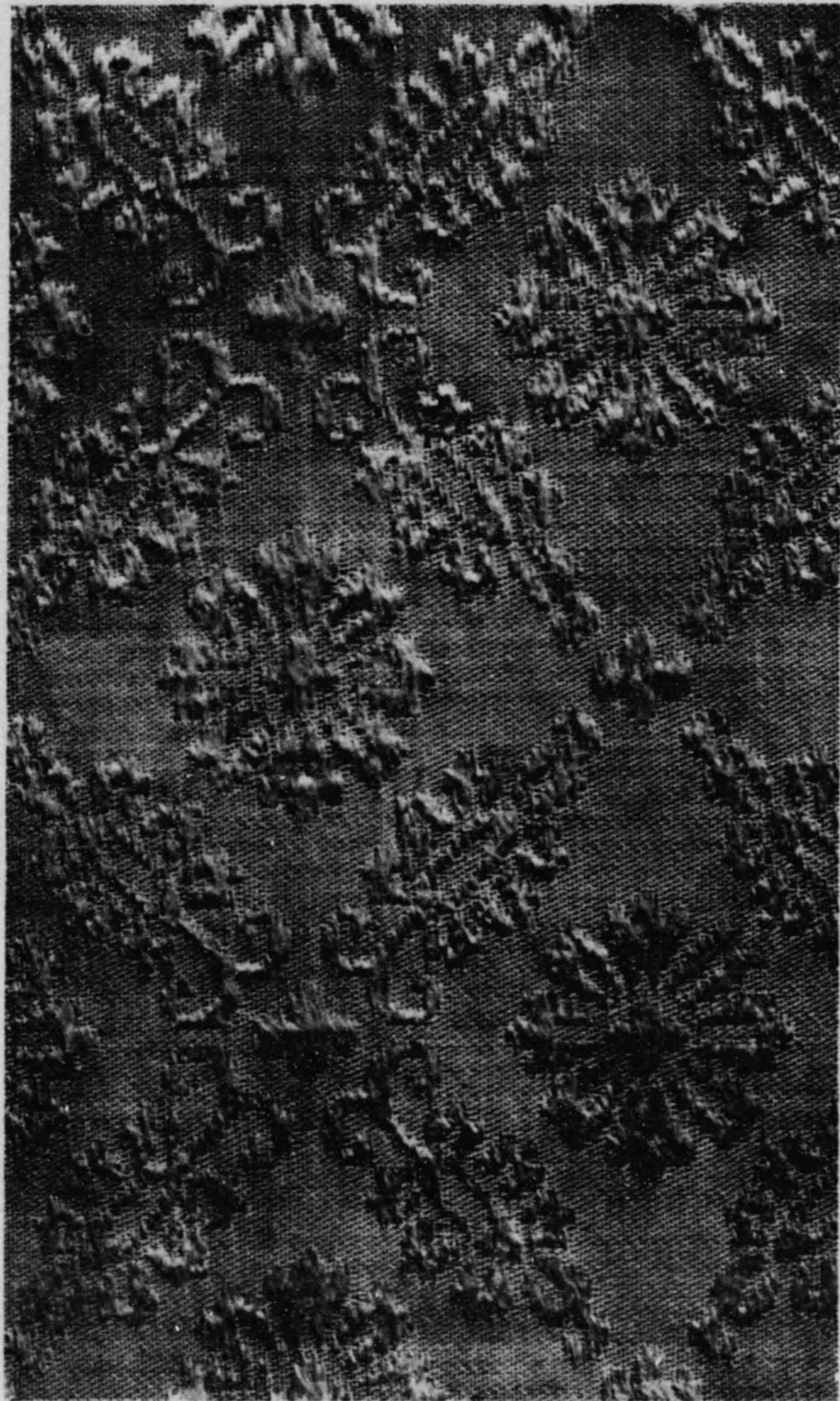
八〇は夏の料で文様は三重^{ミヘ}襷^{タスキ}、八一は冬の料で小葵^{コアヲヒ}である。但しこゝに掲げたのは必しも半臂の裂ではなく、文様を鮮明に示すことを目的としたのであることを断つておく。(此等も實大)

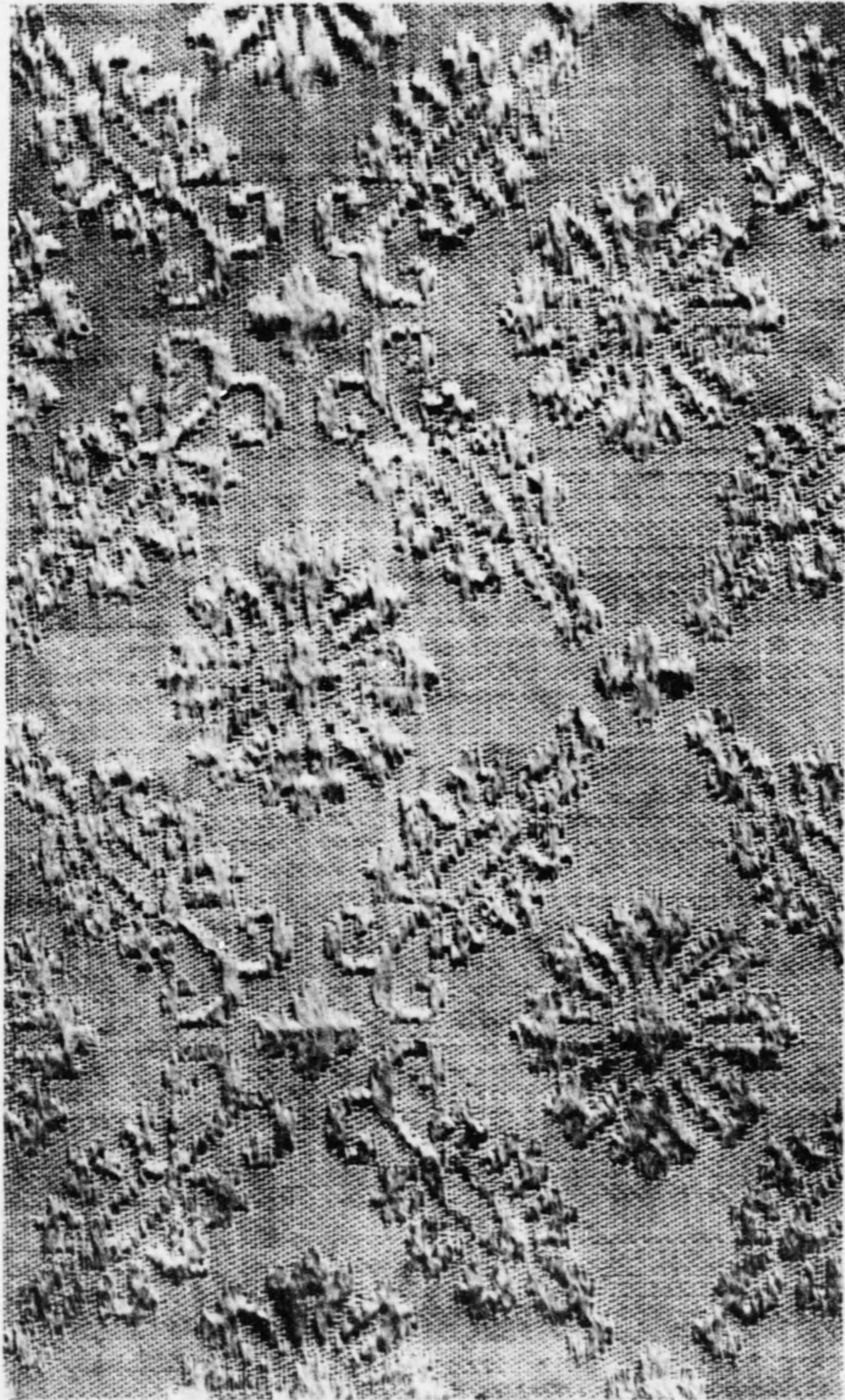


八〇、八一 半臂の裂地

半臂は袍とは違つて三位以上即ち公卿のみ文様を織出した裂を用ひる。而して下襲によつては色の半臂も用ひられるが、一般には黒と定まつてゐる。

八〇は夏の料で文様は三重襷、八一は冬の料で小葵である。但しこゝに掲げたのは必しも半臂の裂ではなく、文様を鮮明に示すことを目的としたのであることを断つておく。(此等も實大)





八二 下襲及袒圖

裝束圖式から
 袍の下に半臂を着、その下に著るのが圖の右に掲げた下襲シカガキ

である。腋のわいた垂領の衣で、その後ろの方が殊更長いのがその特徴である。前掲第六十七圖版伴大納言繪詞から抄出した

した文官等を参照すれば、そのいかに長いか判る。この長

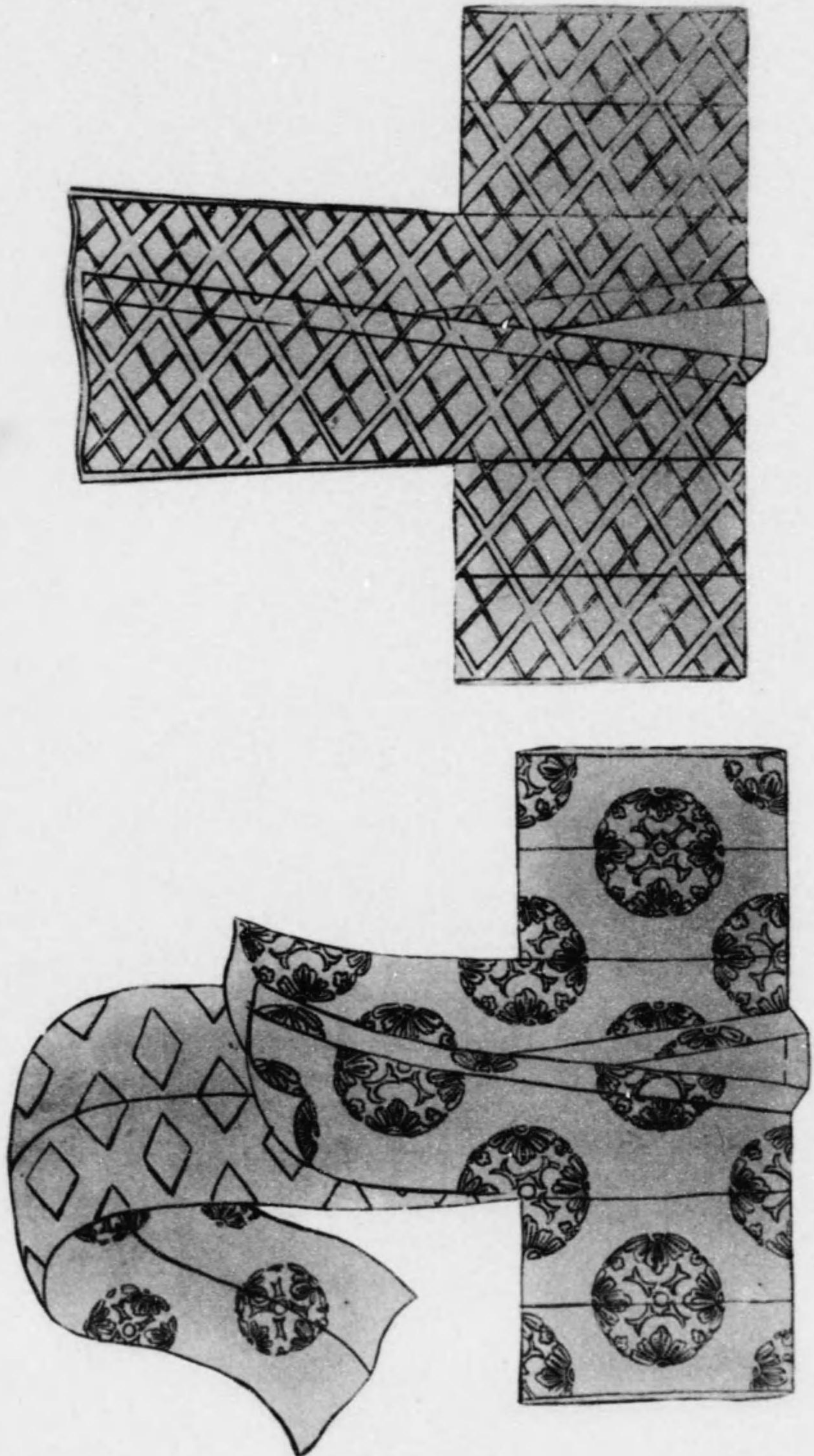
い部分を裾すそといひ、また下襲の尻かかともいふ。物語文に「尻い

ど長くひきて」などあるのもこの形容である。

左に掲げたのは相アヒで、下襲の下に著る垂領闊腋の衣で、そ

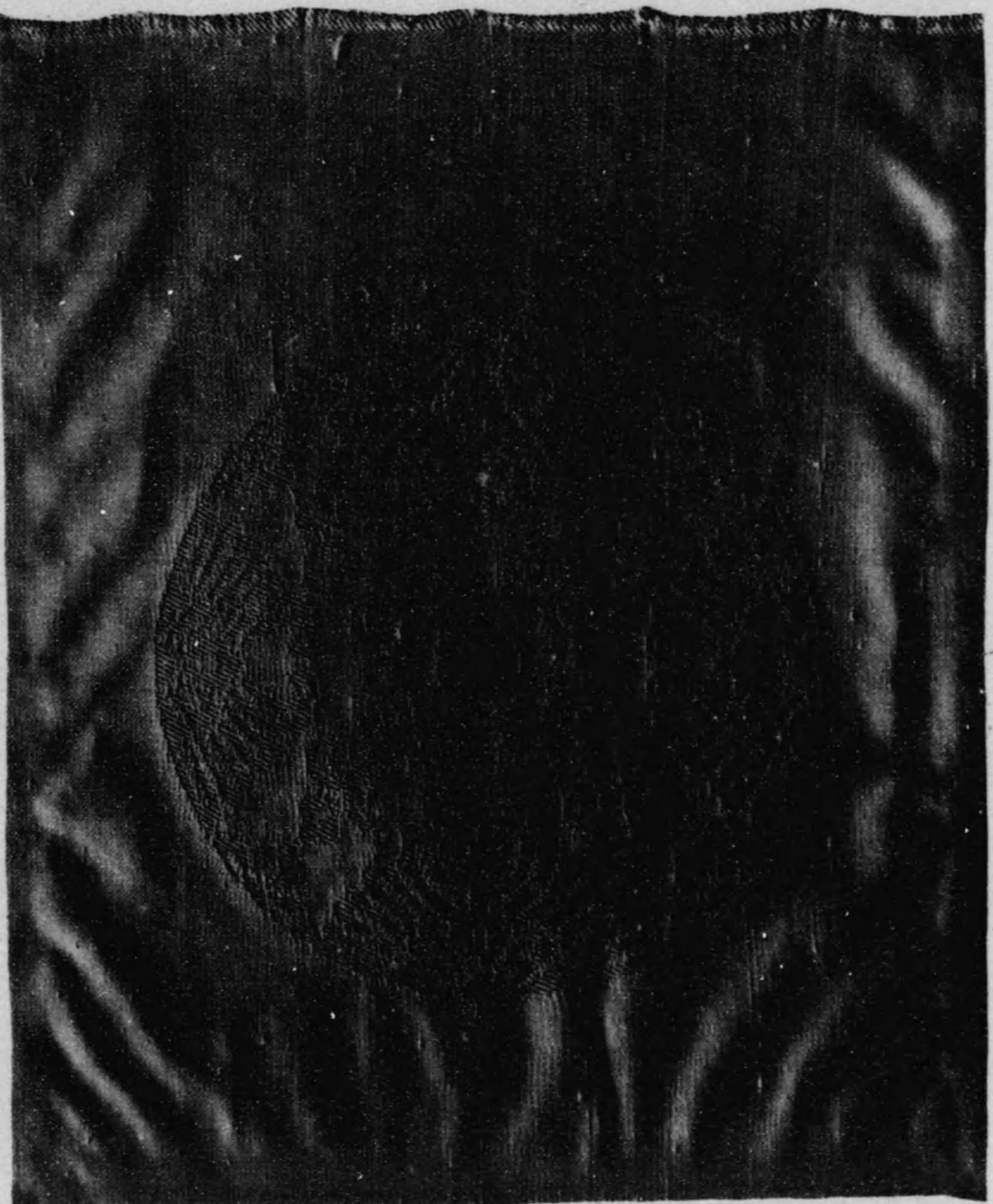
の長がついただけより較長い。之を襷タビ著カといふ。襷タビに地に著く

の意である。



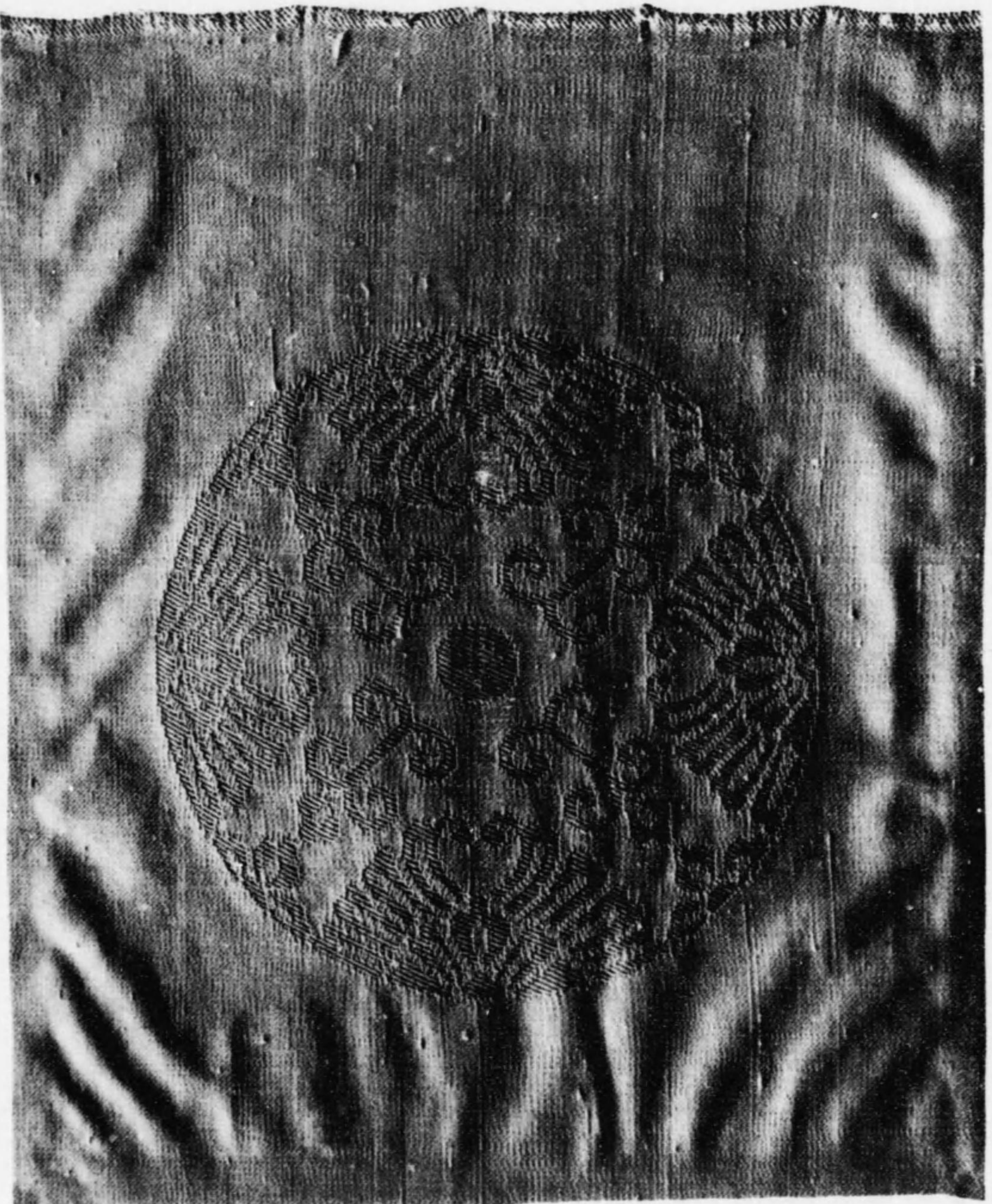
八三、八四 下襲の裂地

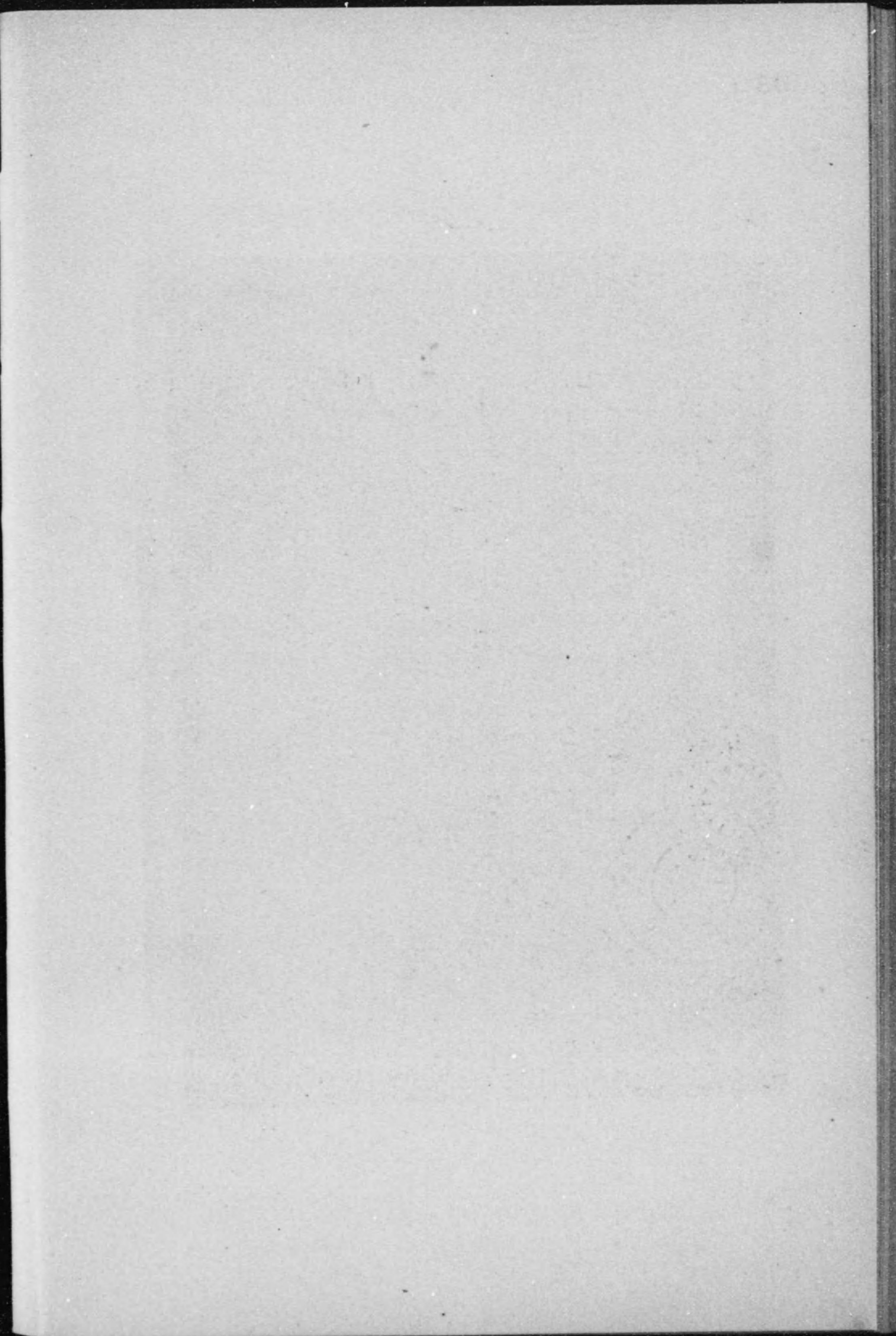
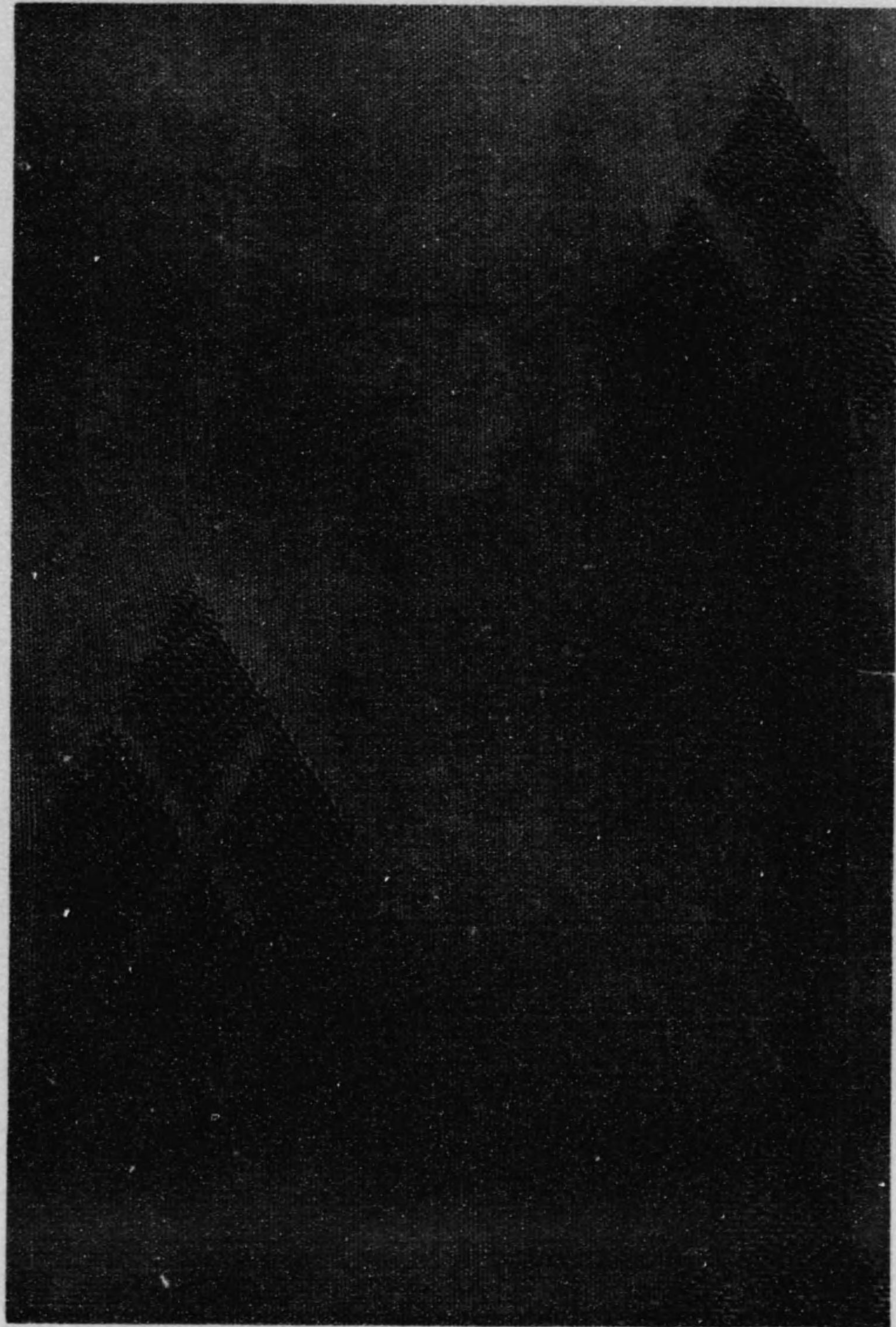
下襲も半臂と同じやうに三位以上は文様が織出してあり、四位以下は無地である。而して色は必しも一定してゐないが、文様は定めがあつて、冬は表が浮線綾、裏が遠菱であり、夏は單で遠菱である。ここに掲げたのは即ち冬の下襲地で、八三は浮線綾、八四は遠菱である。浮線綾はもと裂地の稱であるが、やがて斯うした文様を呼ぶやうになつた。遠菱とは菱の相互の遠い意味で、繁菱との相對語として用ひられ、又遠文ともいふ。

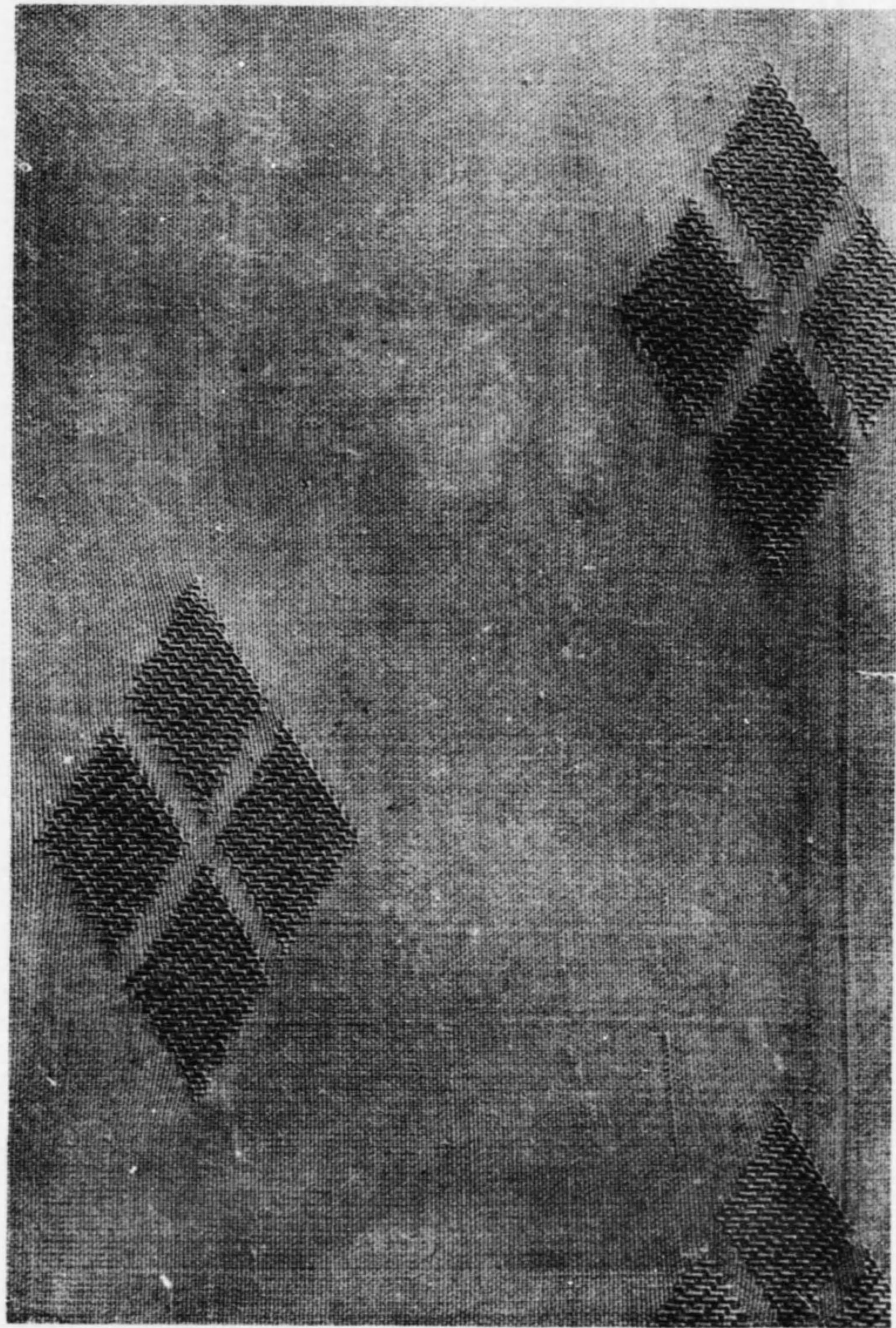


八三八四 下襲の裂地

下襲も半臂と同じやうに三位以上は文様が織出してあり、四位以下は無地である。而して色は必しも一定してゐないが、文様は定めがあつて、冬は表が浮線綾、裏が遠菱であり。夏は單で遠菱である。こゝに掲げたのは即ち冬の下襲地で、八三は浮線綾、八四は遠菱である。浮線綾はもと裂地の稱であるが、やがて斯うした文様を呼ぶやうになつた。遠菱とは菱の相互の遠い意味で、繁菱との相對語として用ひられ、又遠文ともいふ。



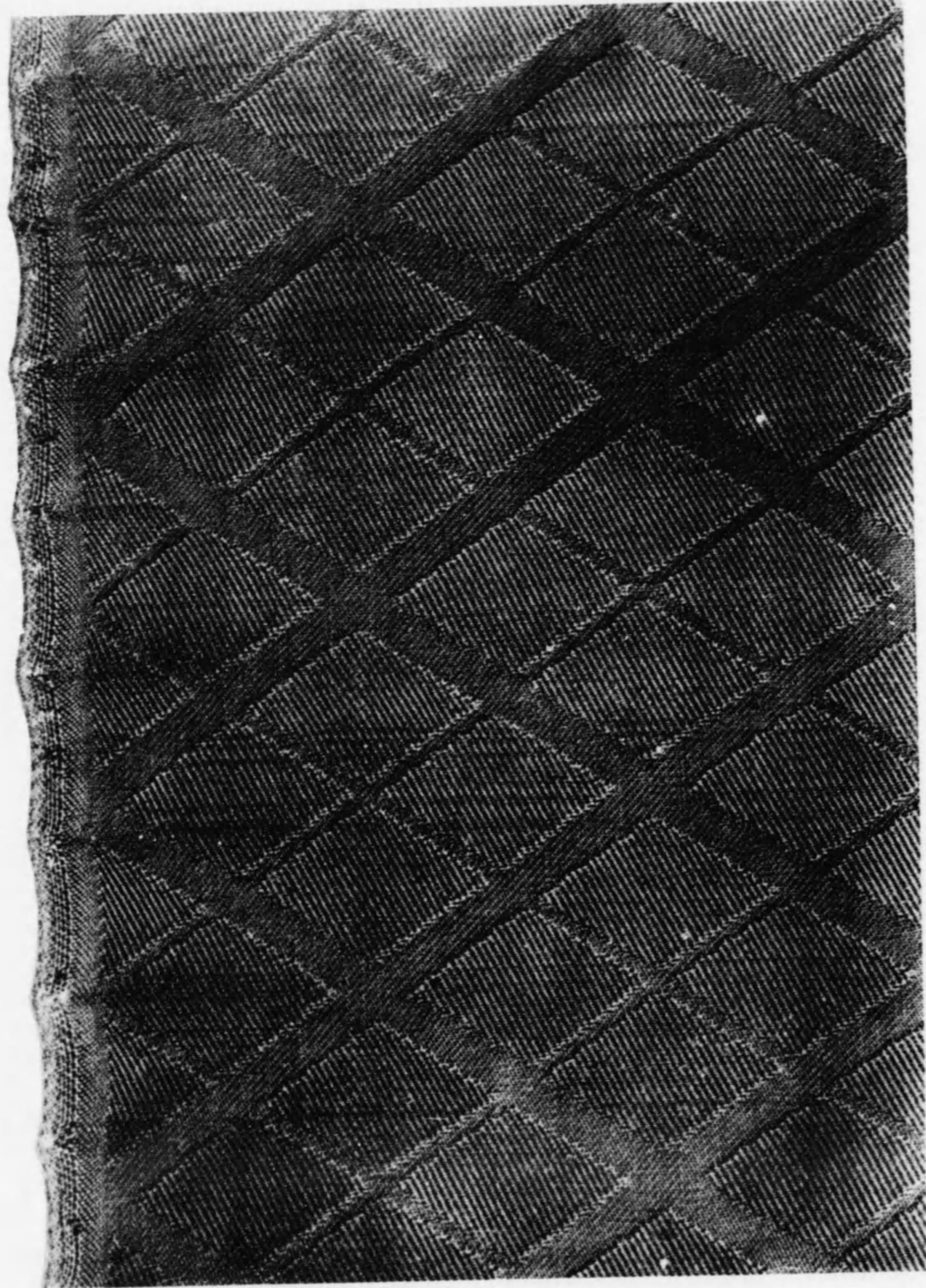






八五 裯及び單衣の裂地

東帯は表向きの禮服であるから、間著に當る裯アコノも、肌著であつた單衣ヒトヘも尙ほ且つ文様に制規がある。而してその文様は老年は前掲遠菱。少年は繁菱が常だ。こゝに擧げたのは即ち繁菱でまた繁文ともいふ。單衣は裏がないだけで文様は裯と同様である。



八五 袷及び單衣の裂地

束帯は表向きの禮服であるから、間著に當る袷アコも、肌著であつた單衣ヒトも尙ほ且つ文様に制規がある。而してその文様は老年は前掲遠菱。少年は繁菱が常だ。こゝに擧げたのは即ち繁菱でまた繁文ともいふ。單衣は裏がないだけで文様は袷と同様である。

八六 表袴及指貫圖

裝束圖式から

右が束帯のごき穿く表袴である。これは前代の白袴の沿革

したものであるから、表は白に限られてゐる。しかし白どはい

へ、公卿級の高位者は多く窠に鞞を用ひた。圖するところは

即ちそれで、花形の輪廓の表文を鞞ウツキを鞞ウツキ即ち石疊文イシノカキともいふ地文

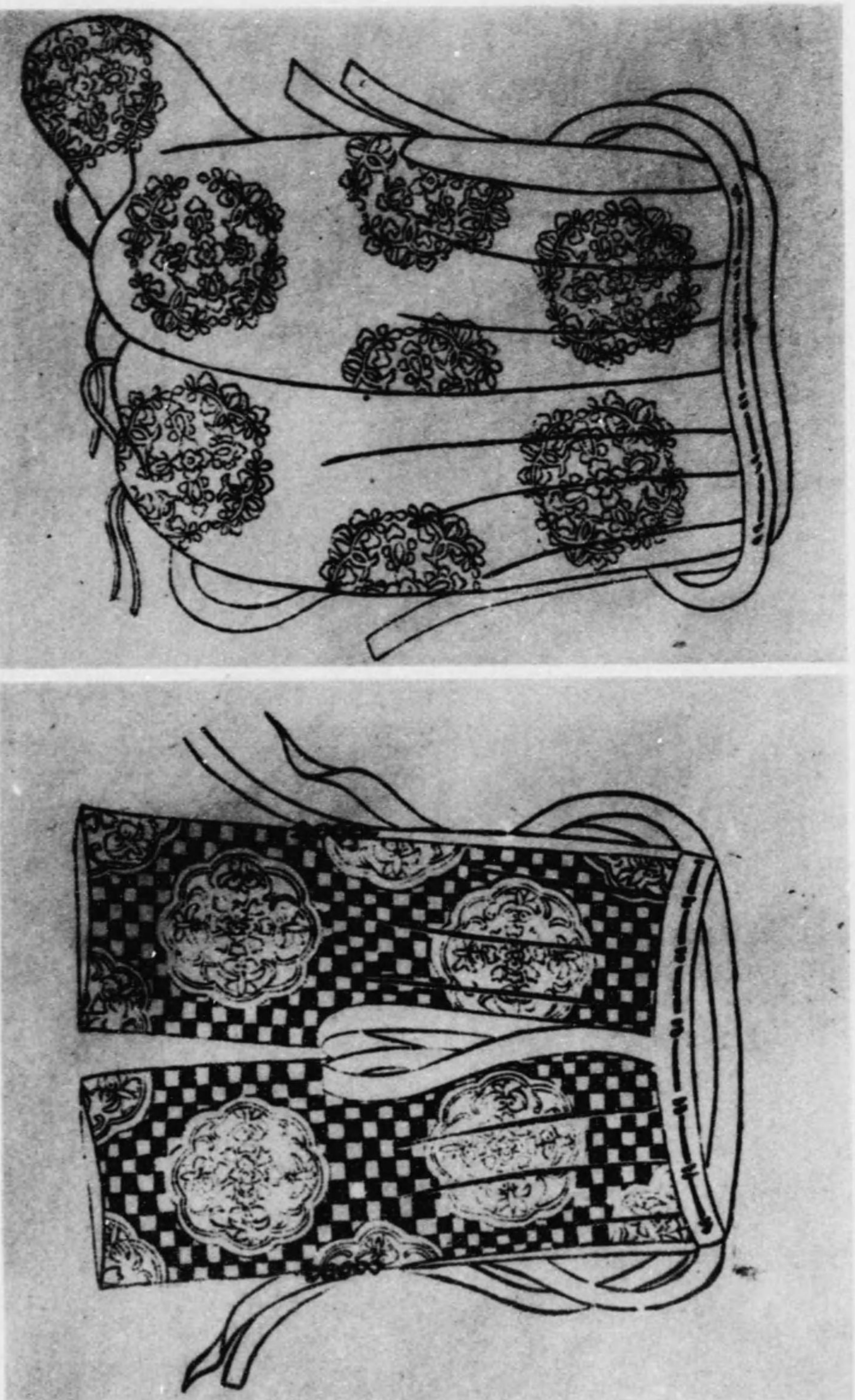
に置いたのである。

左の指貫は衣冠以下に用ひる略装の袴で、前代の括緒袴の

時代化したのである。これは前者とは異つて色があるが、機

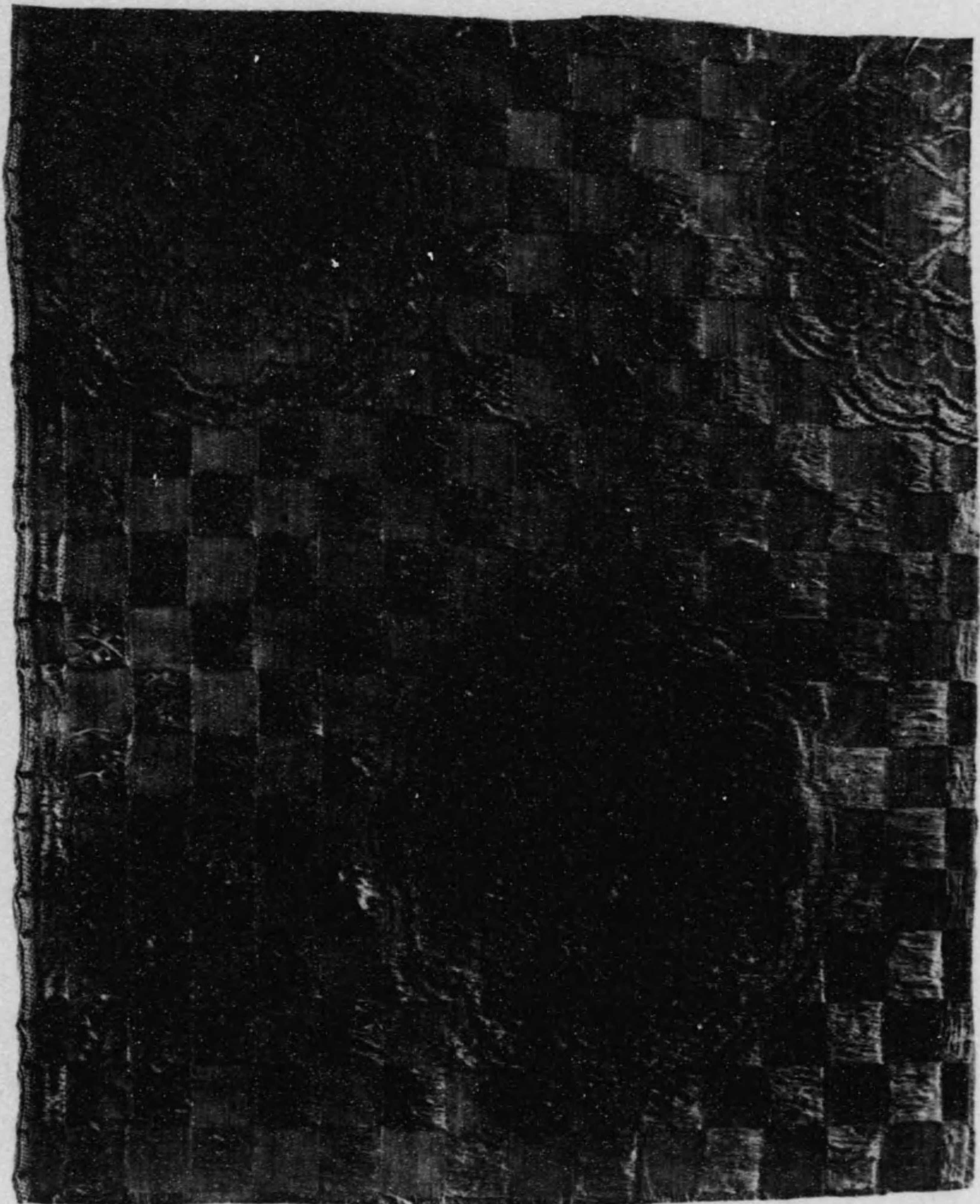
様は三位以上の人に限られてゐる。圖は模様のある例で、藤

丸を表してゐる。



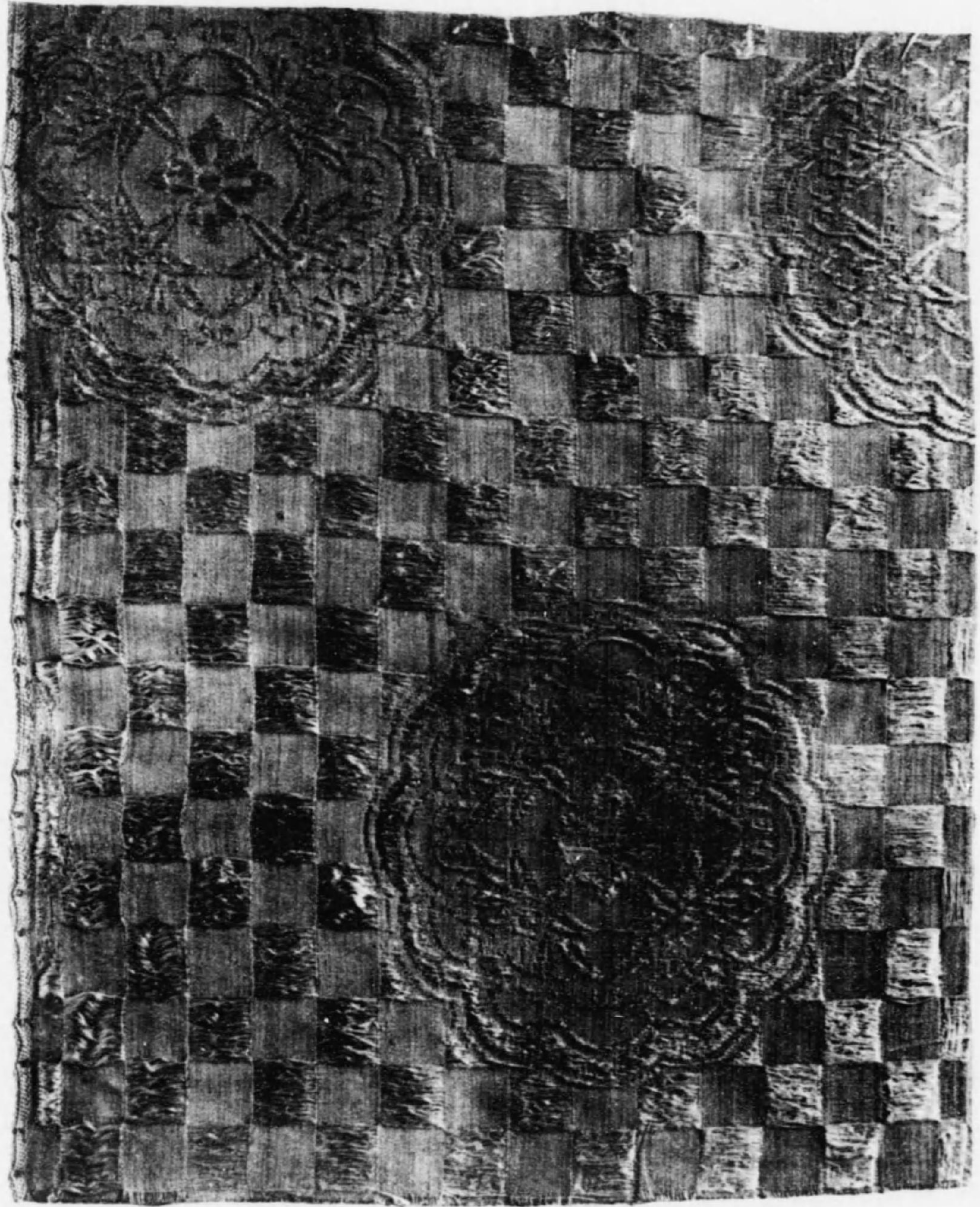
八七 表袴の裂地

これは前述の三位以上の高級者が着用する表袴の裂で、即ち浮文の窠に霞文様を示したのである。地文の霞は他に變化もしようがないが、表文の窠に至つては可なり種別がある。こゝには唯一例を挙げたに過ぎない。



八七 表袴の裂地

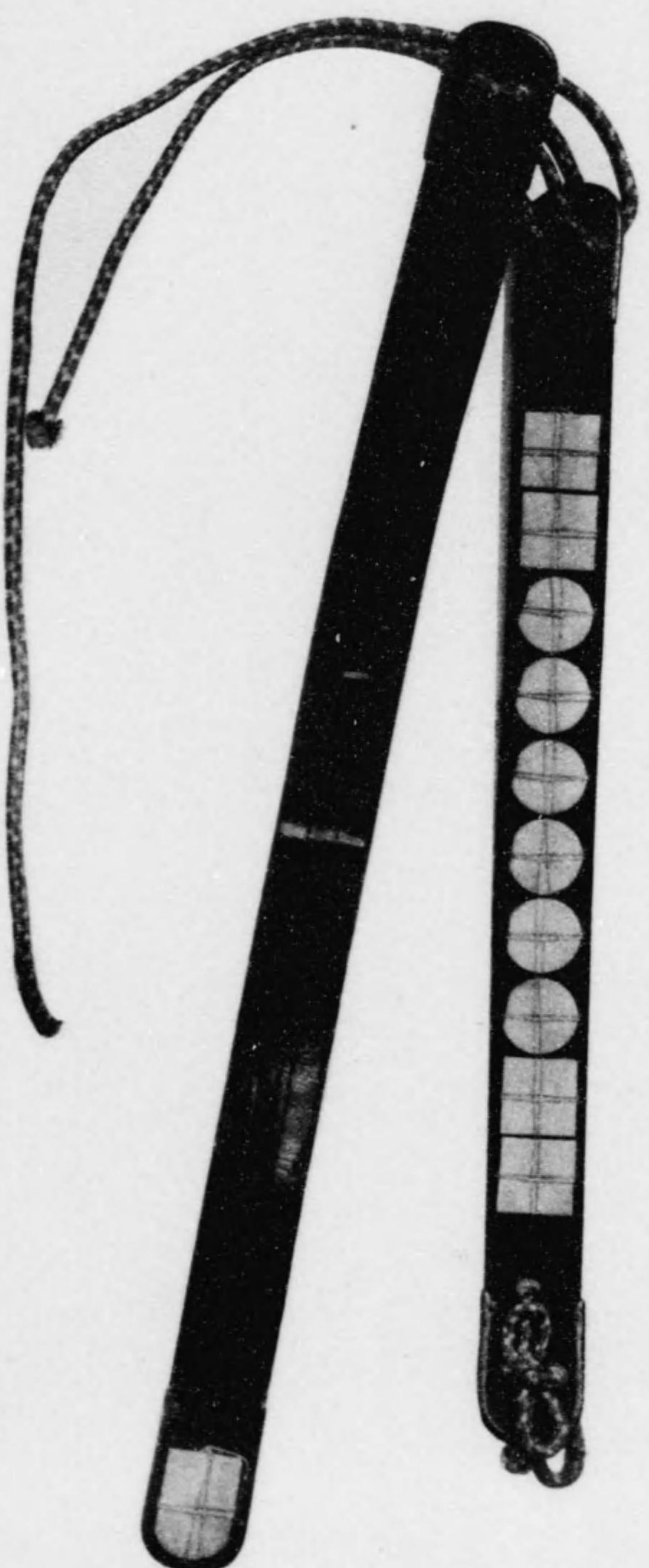
これは前述の三位以上の高級者が着用する表袴の裂で、即ち浮文の窠に散文様を示したのである。地文の散は他に變化もしようがないが、表文の窠に至つては可なり種別がある。こゝには唯一例を挙げたに過ぎない。



八八石帯

石帯は袍の上に締める革帯で、一條であつた前代の鈔帯が
 鉸具がなくなつてこんなに變化したのである。表飾をなす石
 に有文と無文との別あるのみならず材料にも種類があつて身
 分の高下を象徴する。加之その石の形に方形と圓形に近いの
 ちあつて、之を巡方と丸柄といふ。而して巡方は重い儀式に、
 丸柄は尋常の公事に用ひるのである。上圖は有文巡方白玉帯
 で、下圖は無文白石巡方丸柄通用帯である。

(伯爵勤修寺經雄氏藏) (上)
 (東京帝室博物館藏) (下)



八九 笏檜扇及蝙蝠

中が笏、右が檜扇、左が蝙蝠で、孰れも近代のものである

けれども、古來餘り差がないからこゝに掲げた。笏は東帯の

とき必ず執るべきである。檜扇は名の通り檜の薄板を糸で編

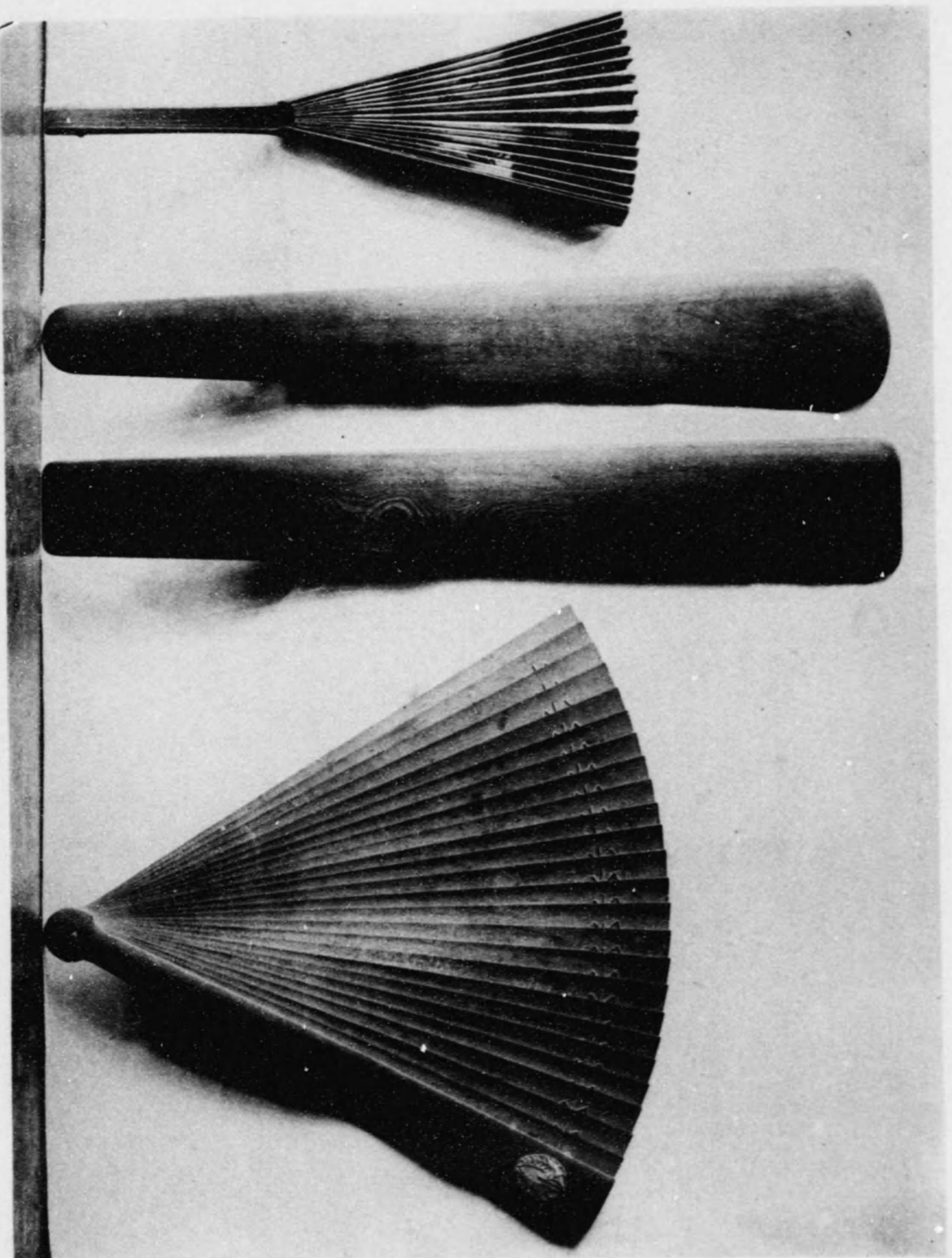
んだもので、高級者ほどその枚数が多い。これは東帯の場合

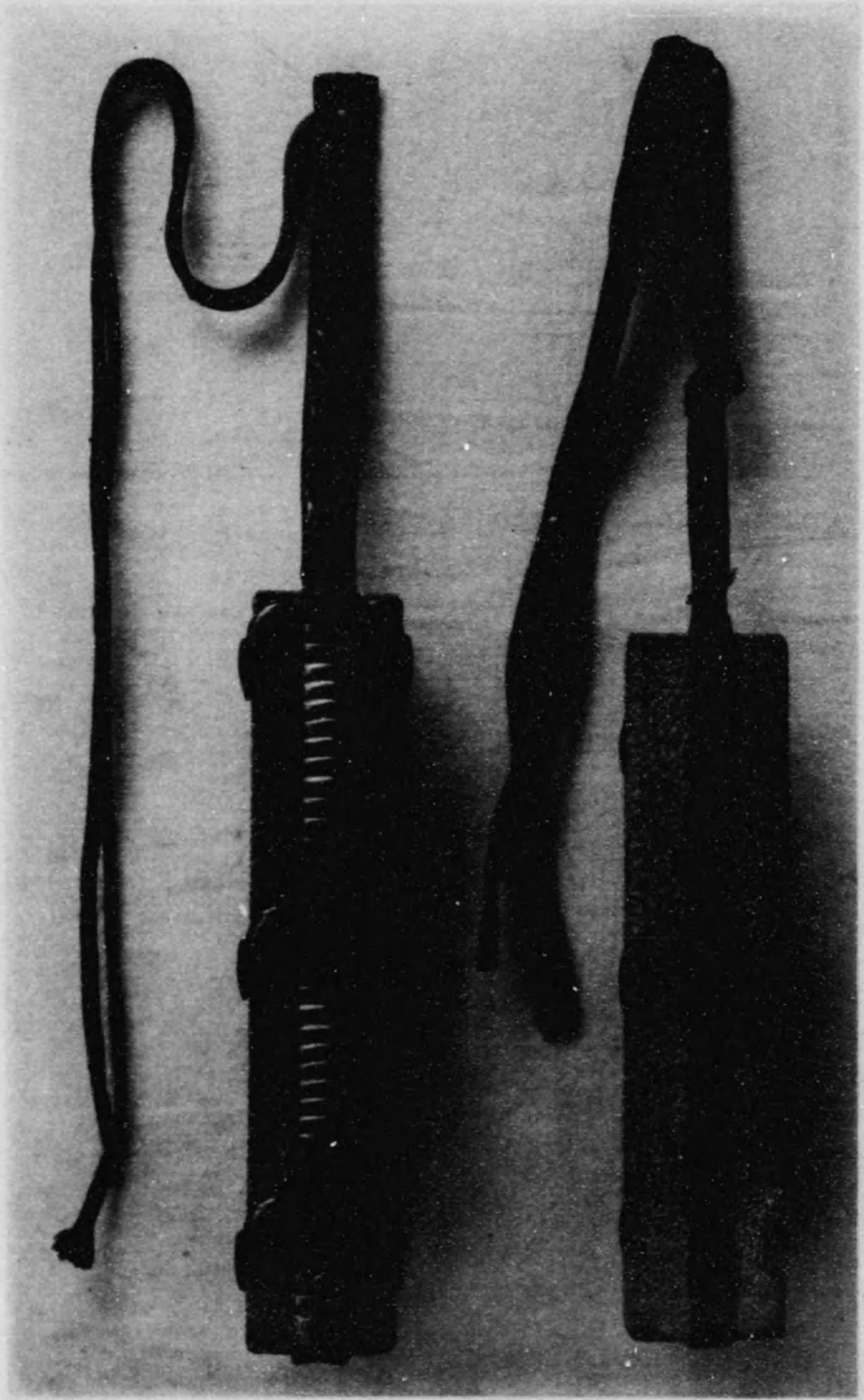
に手に持つてゐるのではなく懐中するのである。蝙蝠フクロはまた

中啓ともいふ。竹木を骨として紙を貼つたのである。これは

東帯用ではなく、略装の場合夏期に用ひるに過ぎないが、撮

影の序にこゝに出した。





九〇 魚袋

(東京帝室博物館蔵)

五位以上の人が特別の儀式に参列するとき佩用するものに魚袋イサコブがある。小さい木の角材に鮫皮を貼つて、金又は銀の魚形を取り付けた、實に變なものである。その金の方は三位以上のもので金魚袋といひ、銀の方は四位五位のもので銀魚袋といふ。唐の制度に隨身魚符イサコブといふのがあつて、貴賤を明かにすると共に召命スヘシメに應ずる符として用ひられた。それが我が奈良朝に採用されて矢張隨身符イサコブといつた。身に随へて携帯する符の義で、それを入れた袋を魚袋と稱した。こゝに掲げたのはその時代化したのである。



九〇 魚袋

(東京帝室博物館蔵)

五位以上の人が特別の儀式に参列するとき佩用するものに魚袋イコブクがある。小さい木の角材に鮫皮を貼つて、金又は銀の魚形を取り付けた、實に變なものである。その金の方は三位以上のもので金魚袋といひ、銀の方は四位五位のもので銀魚袋といふ。唐の制度に隨身魚符ズキジンフといふのがあつて、貴賤を明かにすると共に召命に應ずる符として用ひられた。それが我が奈良朝に採用されて矢張隨身符ズキジンフといつた。身に随へて携帯する符の義で、それを入れた袋を魚袋と稱した。こゝに掲げたのはその時代化したのである。



九一 魚袋を著装した束帯

永安五節繪から

前掲の魚袋はこの時代末の型式である。こゝに抄出した圖は藤原鎌倉兩時代の交束帯姿の高官が之を佩用した状を見るべき資料である。この頃のは前圖版の如く開閉不可能な木の塊ではなく、黒染或は朱漆の袋で、それに組紐がついたのである。この圖では餘り判然しないけれども當時の金魚袋を髣髴すべきもので、吾輩の寡聞なる未だこれ以上の古畫に接しないのを遺憾とする。

九二 沓及靴

右が沓である。これは前代の烏皮履の系統に属し、もと革

製の便利なものであつたが、後に桐製黒塗の至つて不便なも

のとなつた。こゝに掲げたのは江戸時代のものであるけれど

も、大體の型式はこれで窺ひ得る。

左に示した靴も亦江戸時代のものである。藤原鎌倉時代の

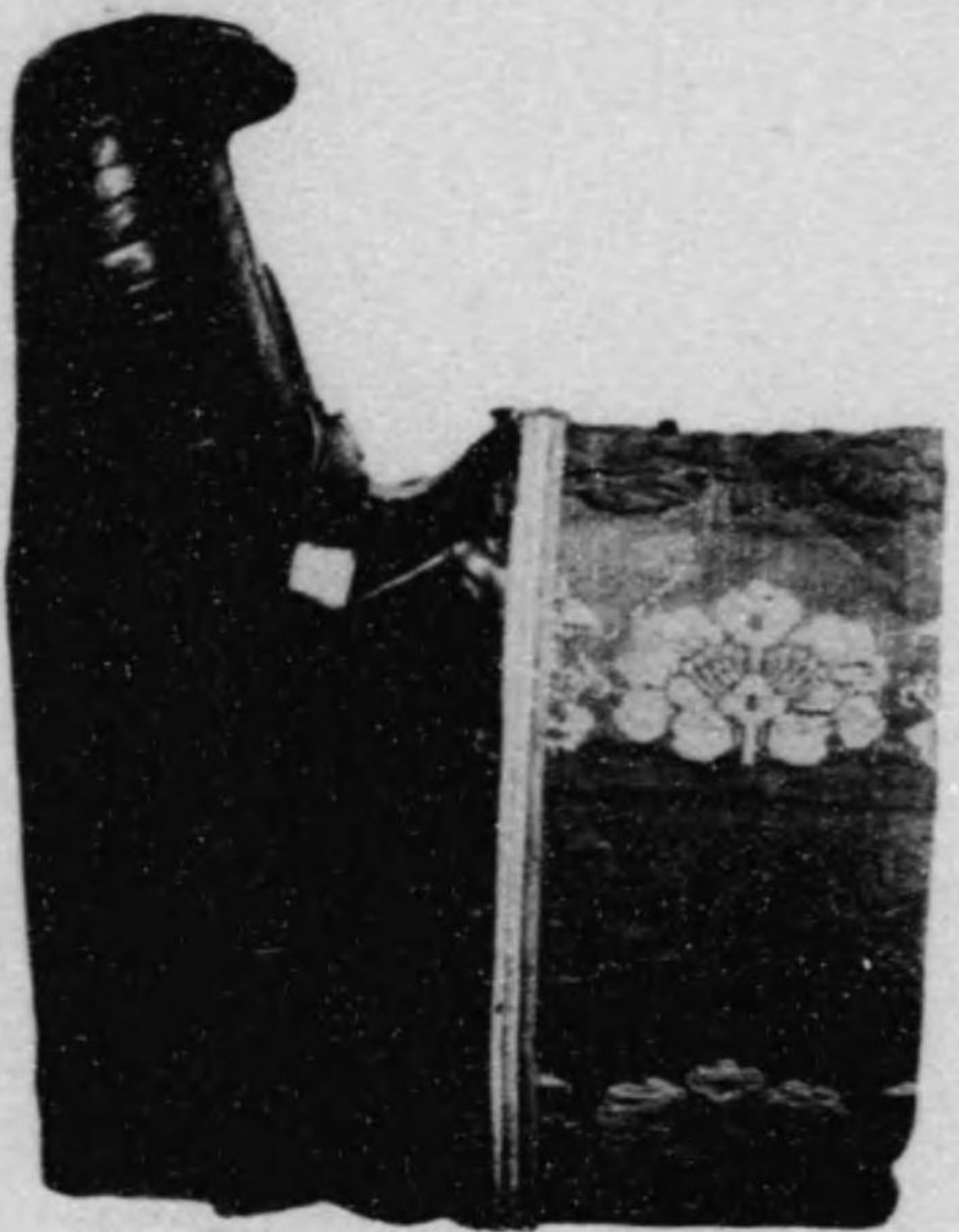
は前掲承安五節繪等に見る如く、これよりも筒が長く靴紐が

すつと低くかつたのである。古制は柔かた靴帯によつて伸縮

が出来たが後世のは極めて硬く出来て、靴帯の鉸具もなく、

唯環が裝飾として付いてゐるに過ぎない。爪先に不自然な突

起のあるのも爪先の反りが高かつた遺制である。



九二 沓及靴

(東京帝室博物館蔵)

右が沓である。これは前代の烏皮履の系統に屬し、もと革製の便利なものであつたが、後に桐製黒塗の至つて不便なものとなつた。こゝに掲げたのは江戸時代のものであるけれども、大體の型式はこれで窺ひ得る。

左に示した靴も亦江戸時代のものである。藤原鎌倉時代のは前掲承安五節繪等に見る如く、これよりも筒が長く靴紐がすつと低くかつたのである。古制は柔かで靴帶によつて伸縮が出来たが後世のは極めて硬く出来て、靴帶の鉸具もなく、唯環が裝飾として付いてゐるに過ぎない。爪先に不自然な突起のあるのも爪先の反りが高かつた遺制である。



九三 儀仗太刀

太刀には儀仗と兵仗とある。束帯して佩く太刀は前者に属

する。それらは實用のものではないから、裝飾を専らとして

あることはいふまでもない。

上段は正倉院御物金銀鈿莊唐大刀で、前時代に屬する唐式

のものであるが、藤原時代以後儀仗太刀の由つて來るところ

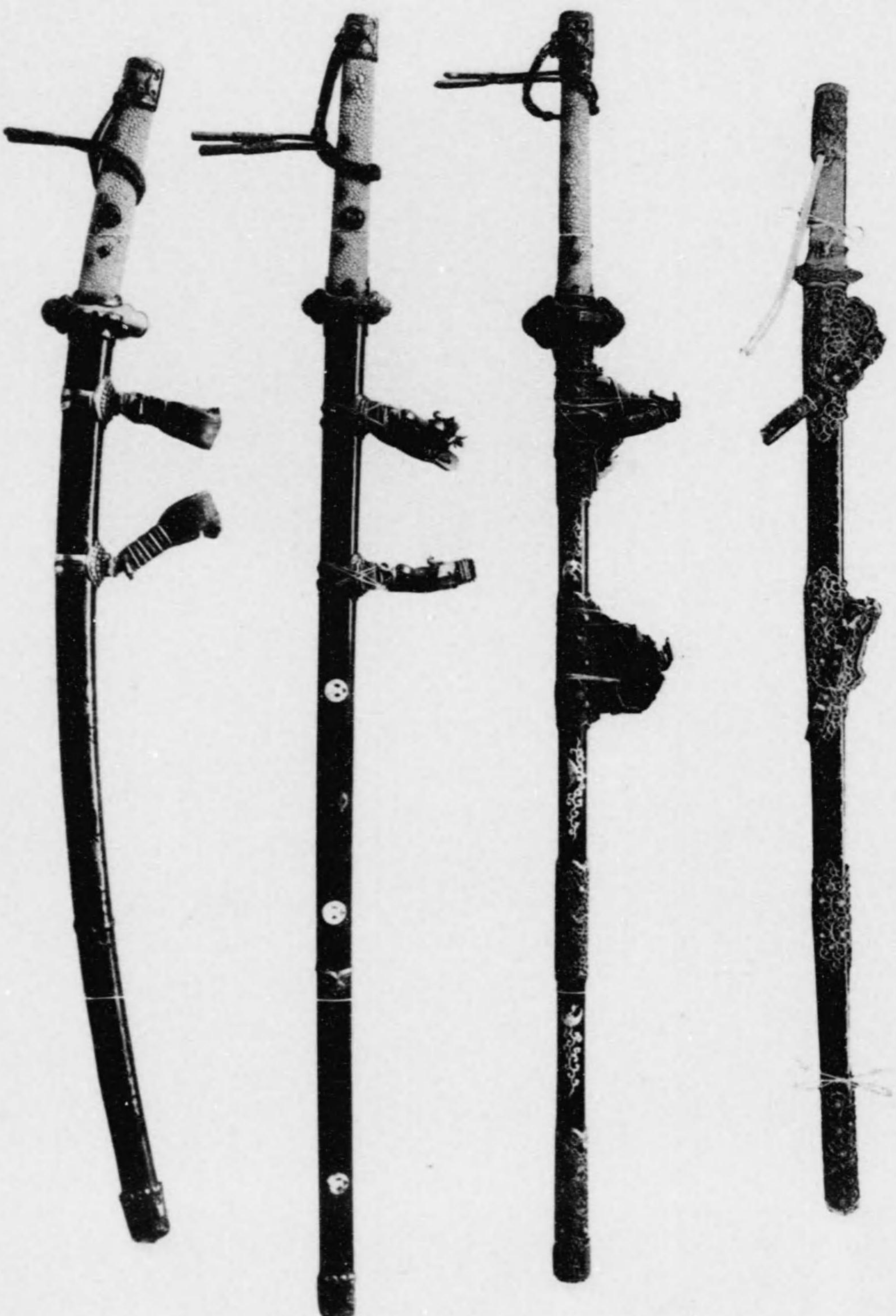
を示すべく掲げた。第二段は飾太刀で、唐大刀の直系に屬し、

重い儀式のとき公卿の佩用する特殊なるものである。第三段

は次の順位にある本地螺鈿太刀だ。これまでは直刀で古制を

保つてゐる。第四段の塵地蒔繪太刀は反りがあつて新しい型

式である。



九四 平緒

儀仗太刀を佩くときは平緒を用ひねばならぬ。こゝに掲げ

た多くの中で、中部に懸けてある如く一續きになつた一條の

ものが古制である。然るに後世は正面の結び垂れた部分を別

に拵へて下げるやうになつた。それを切平緒キヘイソといふ。そこで

この切平緒に對して古い一條のを續平緒ツギヘイソと呼びなした。

平緒の組み方に二三の種類があつたが、後世はその制が廢

れ、どし織オリと稱するものが専ら用ひられるやうになつた。圖

する如き現存の多くは即ちそのどし織である。





九五 儀仗弓箭

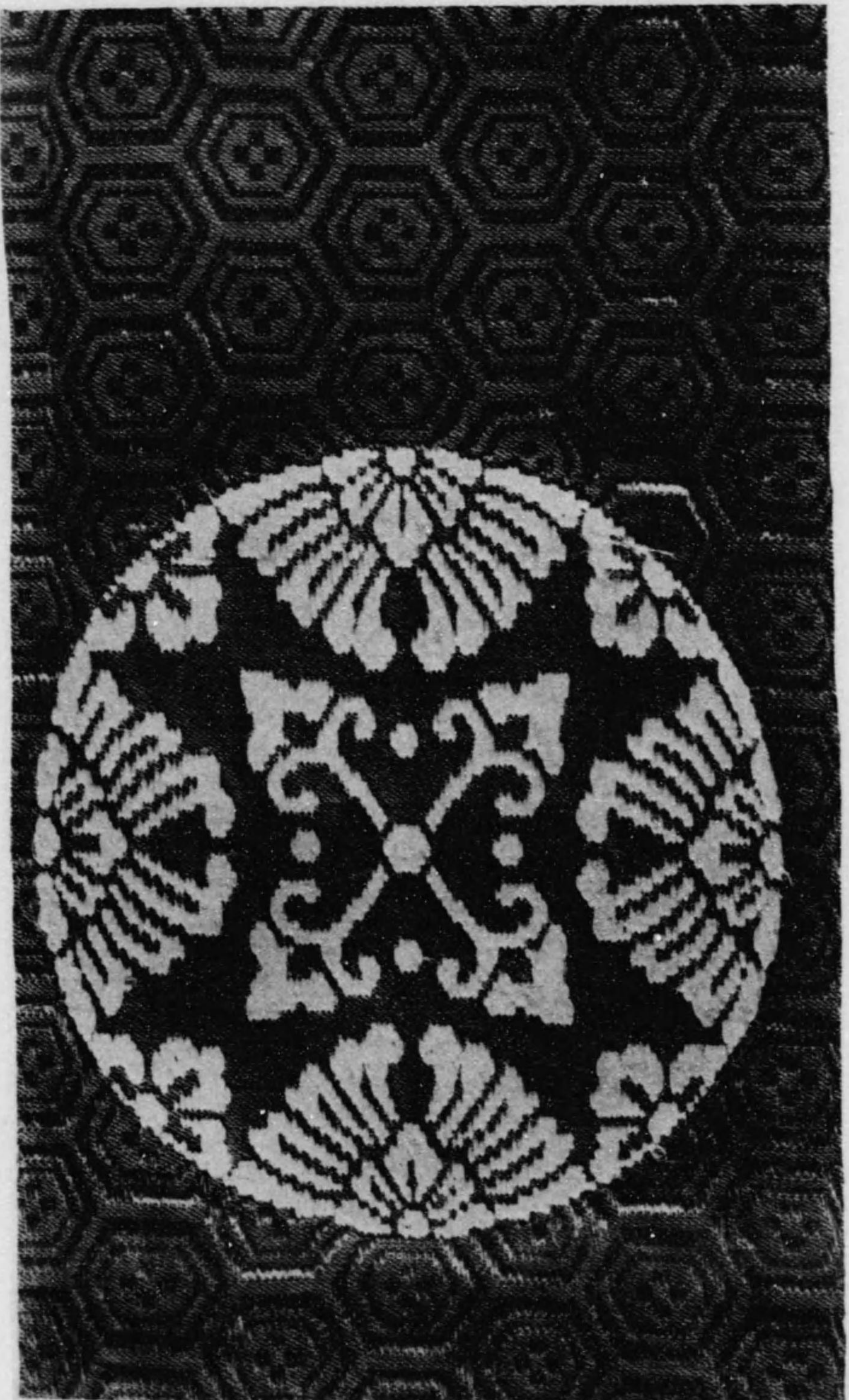
(東京帝室博物館蔵)

武官束帯には弓箭を携帯する。しかし儀仗であるから裝飾本位で、佩用者の階級によつて差等がある。

向つて右が弓で、中と左とが箭を盛つた胡籙ヤナグヒである。箭はかくの如く胡籙に盛つて負ふのである。而して胡籙に平胡籙と壺胡籙との兩種がある。中央のが平胡籙で、左のが壺胡籙だ。前掲第六十八圖版の武官は平胡籙を負うた姿である。

九六一九八 指貫の裂地

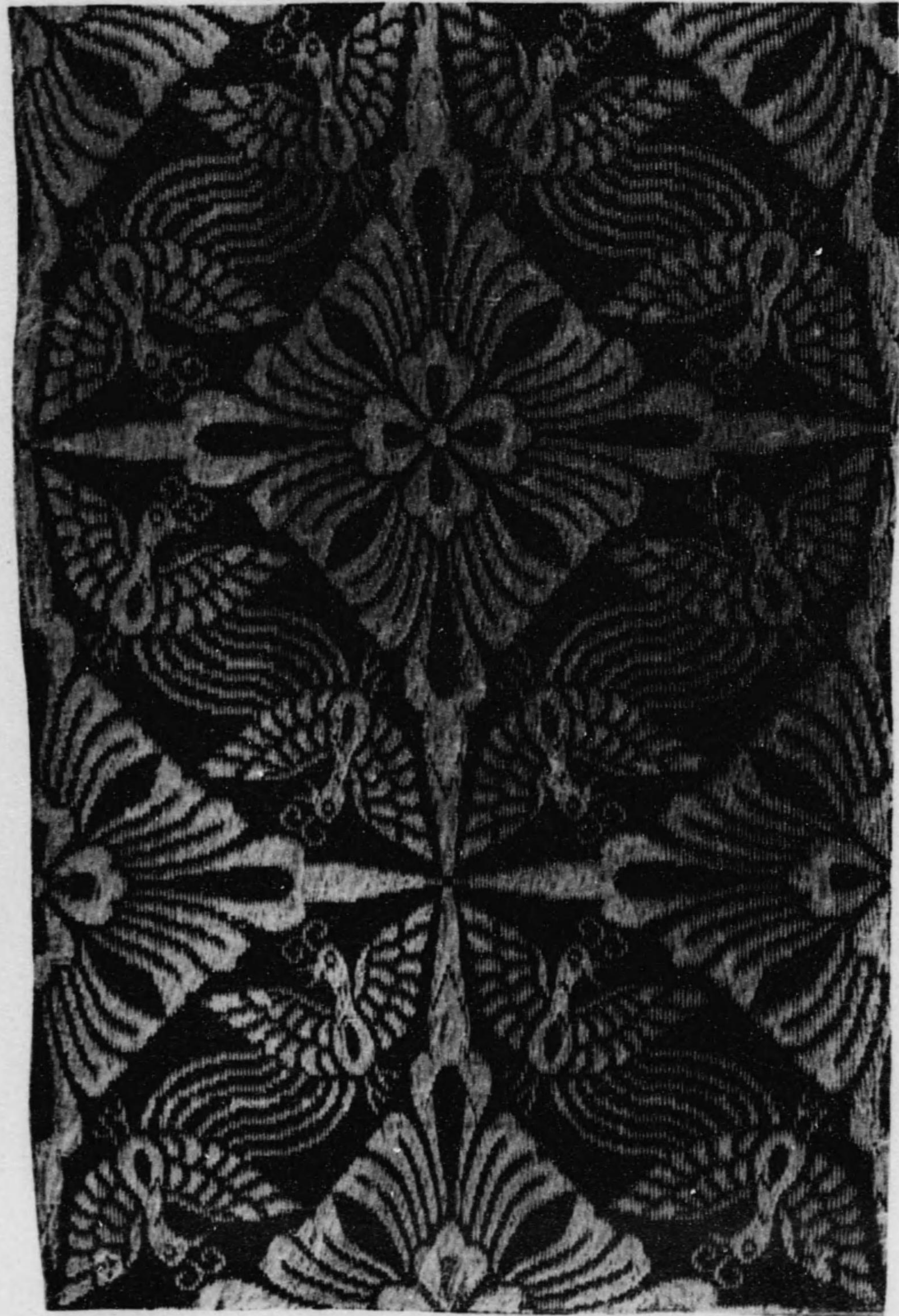
前に第八十六圖版に於て表袴と共に掲げた指貫の裂を示すべくこの三枚を挙げた。指貫も表袴と同じやうに三位以上は文様があり。四位以下にはない。而してその文様が年齢によつて相違があり、幼年は濃紫の龜甲地文に白の浮線綾、少年は紫地の鳥禪、中年以後は薄紫の藤丸といふのが大體の定めである。圖版九六は幼年用、九七は少年用、而して九八は中年用である。

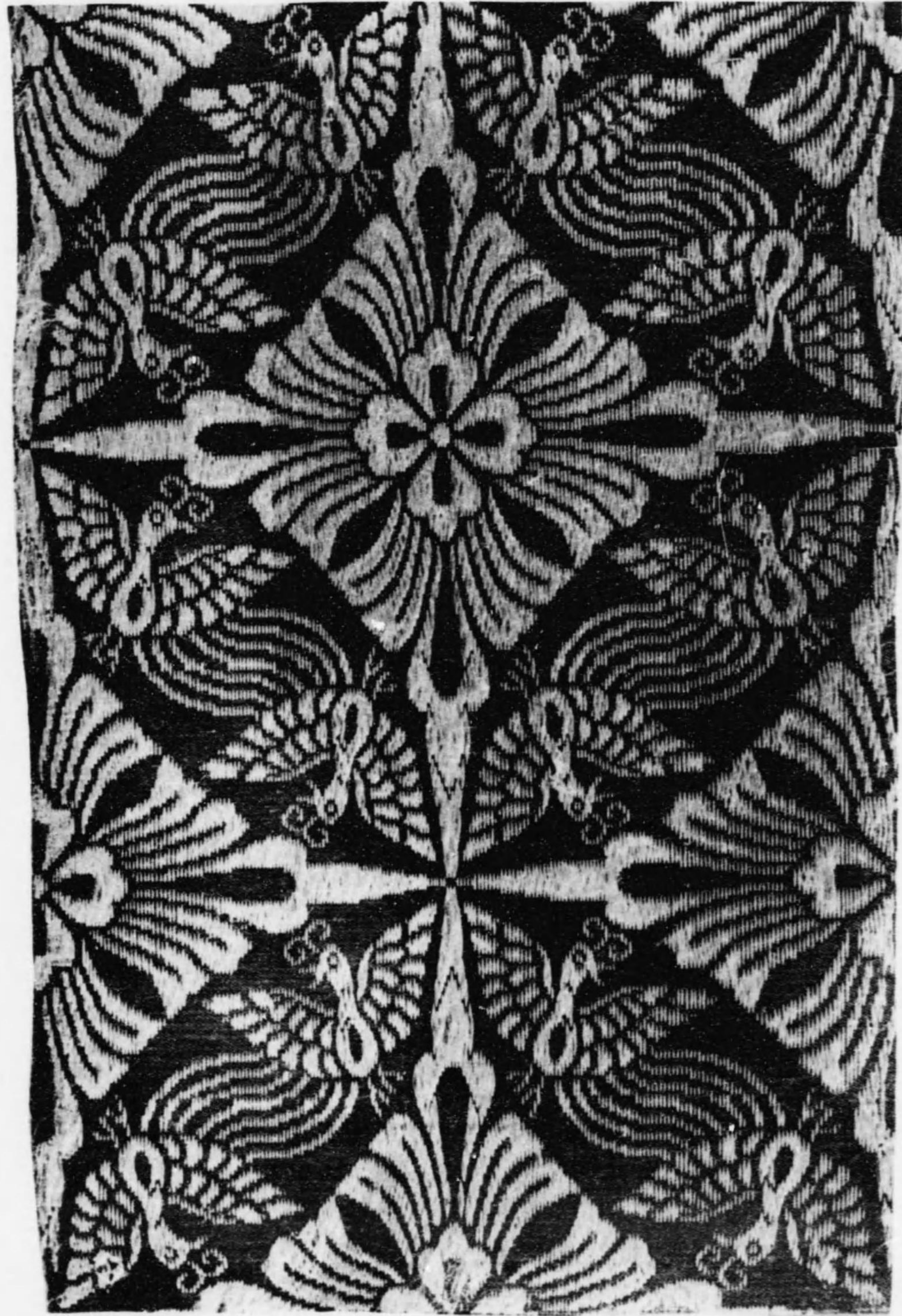


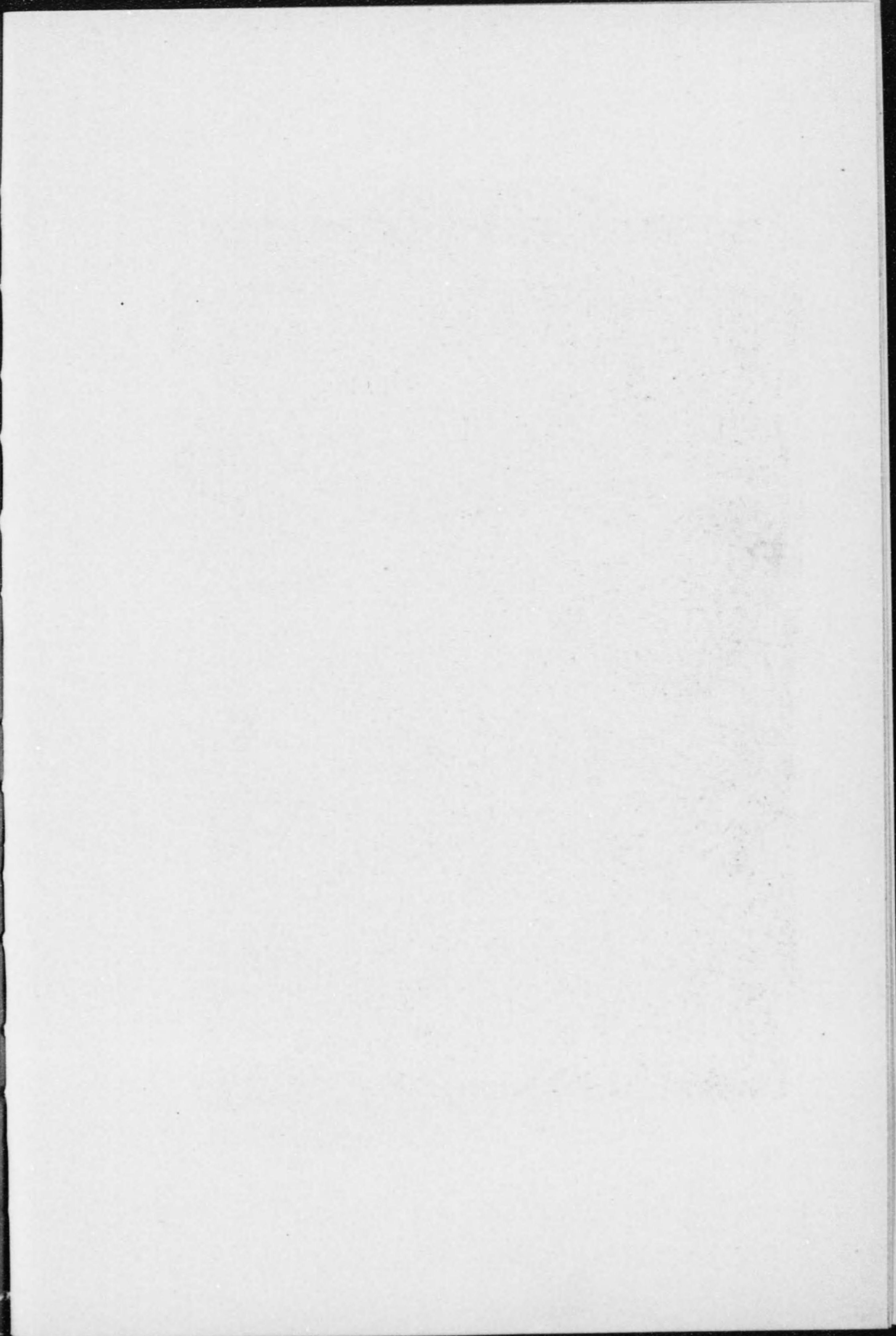
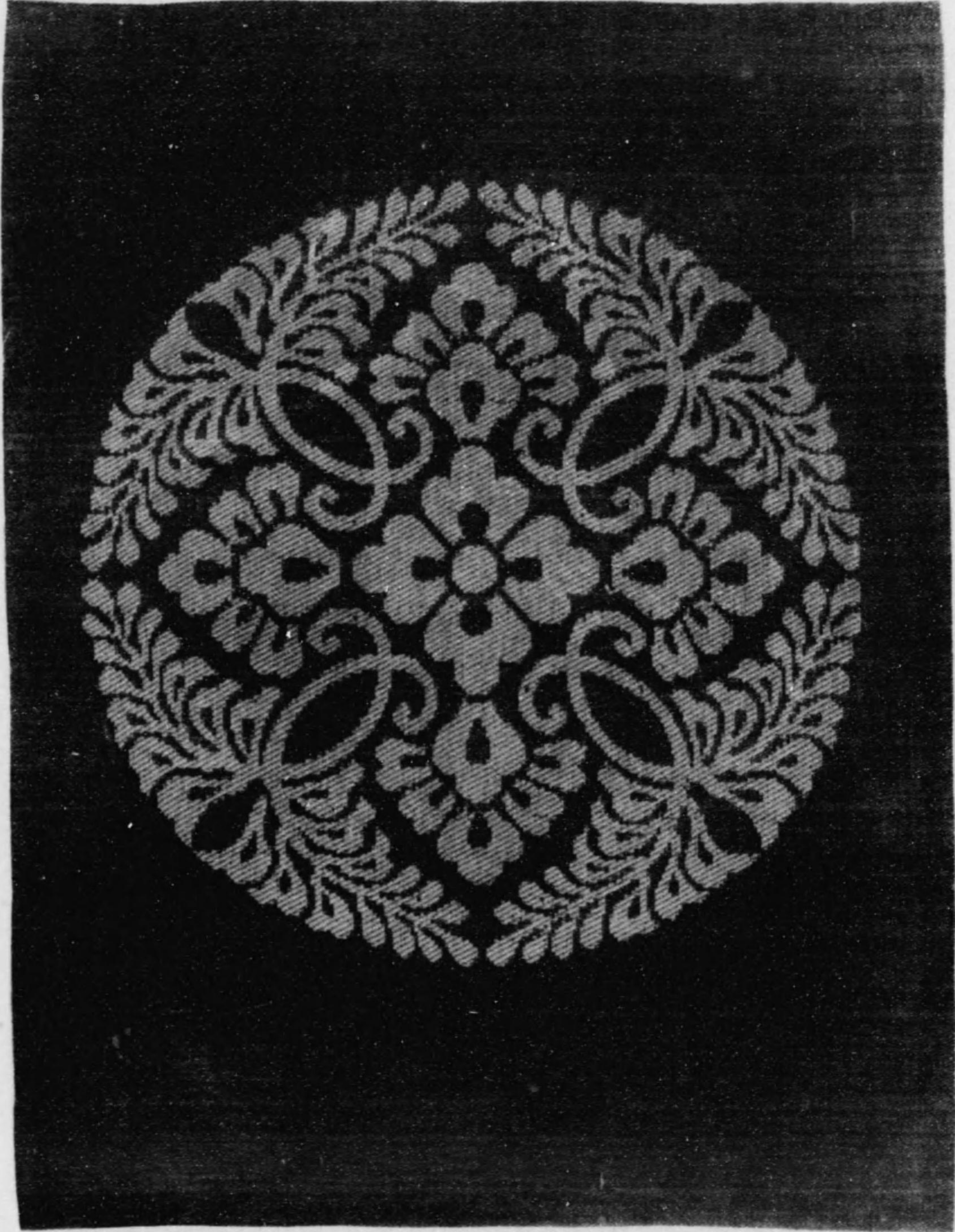
九六—九八 指貫の裂地

前に第八十六圖版に於て表袴と共に掲げた指貫の裂を示すべくこの三枚を舉げた。指貫も表袴と同じやうに三位以上は文様があり。四位以下にはない。而してその文様が年齢によつて相違があり、幼年は濃紫の龜甲地文に白の浮線綾、少年は紫地の鳥襷、中年以後は薄紫の藤丸といふのが大體の定めである。圖版九六は幼年用、九七は少年用、而して九八は中年用である。









九九 衣冠乗馬男子

春日陰記繪詞四から

圖は衣冠乗馬の光景で、有文垂纓の冠をかぶり、轡唐草の黒袍に薄色即ち薄い紫の指貫を着用してゐる。衣冠の束帶と異なる點は下敷を省き、石帯の代りに共裂の帯を用ひ、表袴の代りに指貫を穿くのである。この圖はその柔かなふくらんだ指貫着用の状がよく見え、鎌倉時代公家乗馬の一般が自ら察せられるであらう。



一〇〇 冬期に於ける冠直衣の貴族男子

大阪四天王寺藏扇面古寫經下繪から

(原 本 國 寶)

扇面寫經は藤原時代末院政時代に、扇の地紙を料紙として經文を書寫し、それを二つに折つて冊子に綴じたもので、その下繪に當時の風俗が畫かれてある。こゝに抄出したのは冬期に於ける高級公家の褻の服即ち通常服姿を示したもので、いかにその服裝の寛濶で、華やかなるかゞ徴せられる。これは冠直衣の姿で、浮線綾文の白い綾の直衣に、薄色同文の指貫を着用してゐる。



一〇〇 冬期に於ける冠直衣の貴族男子

大阪四天王寺藏扇面古寫經下繪から

(原 本 國 實)

扇面寫經は藤原時代末院政時代に、扇の地紙を料紙として經文を書寫し、それを二つに折つて冊子に綴じたもので、その下繪に當時の風俗が畫かれてある。こゝに抄出したのは冬期に於ける高級公家の褻の服即ち通常服姿を示したもので、いかにその服装の寛濶で、華やかなるかゞ徴せられる。これは冠直衣の姿で、浮線綾文の白い綾の直衣に、薄色同文の指貫を着用してゐる。





一〇一 夏期に於ける冠直衣の貴族男子

大阪四天王寺藏扇面古寫經下繪から

前圖の雪降りしきる冬の日の光景に對して、この圖は紅葉散りしく晩秋の風情である。階近くの勾欄に凭れる貴族は矢張直衣の扮裝で、色は二藍^{フタアイ}、文様は三重襷^{ミヘダヌキ}の直衣に、薄色浮線綾の指貫を著用してゐる。強裝束成立以後の直衣は、冬は表白浮線綾、裏紫乃至薄色平絹、夏は裏のない二藍三重襷の薄物と一定してゐる。而して冬とは冬及び春、夏とは夏及び秋を意味するのであるから、この人物は即ち夏の直衣姿なのである。



一〇一 夏期に於ける冠直衣の貴族男子

大阪四天王寺藏扇面古寫經下繪から

前圖の雪降りしきる冬の日の光景に對して、この圖は紅葉散りしく晩秋の風情である。階近くの勾欄に凭れる貴族は矢張直衣の扮裝で、色は二藍^{フタアイ}、文様は三重襷^{ミヘダヌキ}の直衣に、薄色浮線綾の指貫を著用してゐる。強裝束成立以後の直衣は、冬は表白浮線綾、裏紫乃至薄色平絹、夏は裏のない二藍三重襷の薄物と一定してゐる。而して冬とは冬及び春、夏とは夏及び秋を意味するのであるから、この人物は即ち夏の直衣姿なのである。

1011 烏帽子直衣の貴族男子

春日殿記繪圖三から

直衣着用の場合に冠をかぶることゝ、烏帽子をかぶること

とある。前者を冠直衣といひ、後者を烏帽子直衣といふ。而

して烏帽子は前代の圭冠以來私服に屬する關係上、後者は前

者よりも略装として取扱はれた。

こゝに抄出したのは烏帽子直衣の状で、冬の服装である。

この場合に烏帽子は必ず立烏帽子タテカサであらねばならぬ。この時

代は室の内外を問はず、男子は必ず被物をかぶる風俗であつ

た。貴族が疊の上に脇息に凭つてゐるとき、かくの如く烏帽

子をかぶつてゐるのもその故である。



103 後醍醐天皇宸影

直衣は天皇も著御のことがある、之を御引直衣といふ。御

引直衣の古制は帯なしに御引きになつたであらうが、鎌倉時

代には臣下の如く著御になつたと拜察される。この宸影は清

涼殿御帳臺の前に量綱縁の御壘を二帖合せ、その上の御茵に

御着坐である。この御座を晝御座と申すのである。

御引直衣は夏は臣下と同じやうに、二藍三重櫛の薄物を召

されるが、冬は白小葵文の織物の表に蒲萄色平絹の裏のを召

される。なほ御引直衣の御袴は臣下と異つて、紅の御袴を召

される。この宸影は即ちその冬の御装束である。

山城大徳寺藏
（國 寶）



103 後醍醐天皇宸影

山城大徳寺藏

(國寶)

直衣は天皇も著御のことがある、之を御引直衣といふ。御

引直衣の古制は帯なしに御引きになつたであらうが、鎌倉時

代には臣下の如く著御になつたと拜察される。この宸影は清

涼殿御帳臺の前に暈網縁の御疊を二帖合せ、その上の御茵に

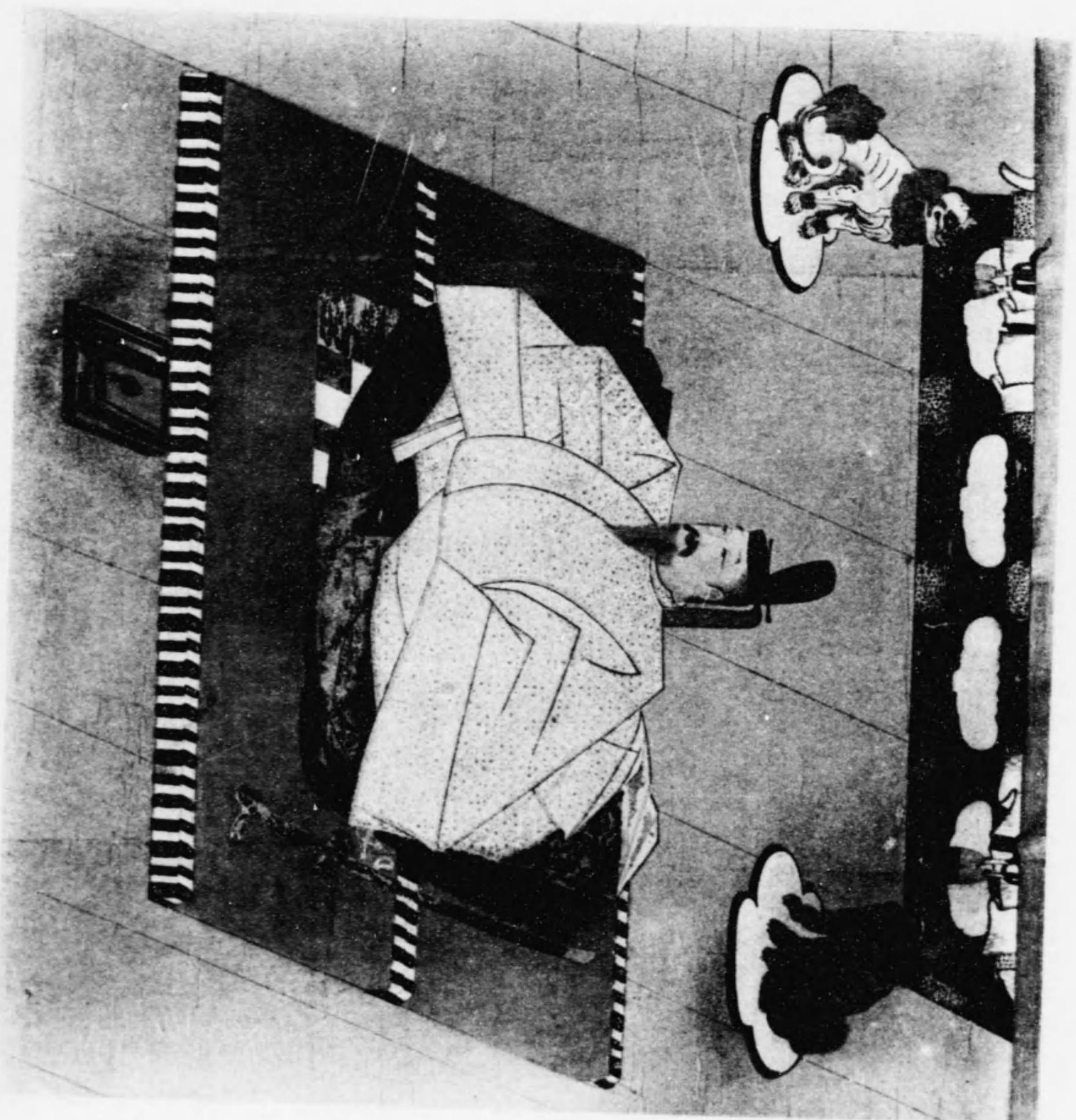
御著坐である。この御座を晝御座ヒラミカドと申すのである。

御引直衣は夏は臣下と同じやうに、二盞三重櫛の薄物を召

されるが、冬は白小葵文の織物の表に蒲萄色平絹ヒナギクの裏のを召

される。なほ御引直衣の御袴は臣下と異つて、紅の御袴を召

される。この宸影は即ちその冬の御装束である。



昭和三年十二月二十八日第一版印刷
昭和四年一月一日第一版發行

正價金五圓貳拾錢



不許複製
服飾圖說上

著者 高橋健

東京市本郷區龍岡町三十二番地

發行者 吉田義次

東京市本郷區駒込林町百七十二番地

印刷者 柴山則常

東京市本郷區駒込林町百七十二番地

印刷所 杏林舍

電話小石川(七七九番
四七二五番

發行所

東京市本郷區龍岡町三十二
番振替口座東京三〇五八番

聚精堂書店

電話小石川七六八七番

#4A97

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several columns and appears to be a formal document or report.

104

